

令和元年第2回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（6月4日）（火曜日）	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 一般質問	7
徳 田 進 議員	7
世界自然遺産登録について	
町立幼稚園について	
（高城農林水産課長、向井企画課長、尚学校教育課長、 福教育長）	
竹 山 成 浩 議員	17
世界自然遺産センター（仮称）の計画について	
瀬戸内町と徳之島町を結ぶ海上高速客船の開設について	
徳之島町をパラスポーツの支援拠点に	
（向井企画課長、高岡町長、秋丸地域営業課長、 幸野副町長、茂岡社会教育課長）	
植 木 厚 吉 議員	29
子どもを産み育てやすい環境作りについて	
町内の観光スポットの整備状況について	
畑総地帯の農道整備について	
（向井企画課長、豊島介護福祉課長、高岡町長、 秋丸地域営業課長、幸野副町長、福耕地課長、 福田農業委員会事務局長）	
勇 元 勝 雄 議員	45
子育て支援について	
庁舎建替について	
植物工場について	

町政について

(高岡町長、芝健康増進課長、尚学校教育課長、
向井企画課長、東総務課長、高城農林水産課長、
亀澤建設課長、政田住民生活課長、幸野副町長、
秋丸地域営業課長)

1. 散 会	72
--------	-------	----

第2号(6月5日)(水曜日)

1. 開 議	75
--------	-------	----

1. 日程第 1	一般質問	75
----------	------	-------	----

是 枝 孝太郎 議員	75
-------------------	-------	----

教育振興について

社会教育振興について

地域振興について

(尚学校教育課長、高岡町長、福教育長、
茂岡社会教育課長、幸野副町長)

広 田 勉 議員	88
-----------------	-------	----

教育行政について

災害について

亀津通学路について

住民登録について

選挙事務について

(尚学校教育課長、福教育長、豊島介護福祉課長、
東総務課長、茂岡社会教育課長、高岡町長、
亀澤建設課長、政田住民生活課長、中村税務課長、
清山選挙管理委員会事務局長)

幸 千恵子 議員	119
-----------------	-------	-----

観光地の整備について

ゴミ行政について

基金について

新庁舎建設について

(秋丸地域営業課長、茂岡社会教育課長、政田住民生活課長、
向井企画課長、高岡町長、東総務課長、幸野副町長、

福教育長、豊島介護福祉課長)

1. 散 会	157
第3号(6月7日)(金曜日)		
1. 開 議	162
1. 日程第 1	議案第26号 専決処分について承認を求める件 162
1. 日程第 2	議案第27号 専決処分について承認を求める件 163
1. 日程第 3	議案第28号 徳之島町森林環境譲与税基金条例の制定について 164
1. 日程第 4	議案第29号 「みらい創りラボ」井之川条例の一部を改正する 条例について 167
1. 日程第 5	議案第30号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例について 169
1. 日程第 6	議案第31号 総合整備計画の一部変更について 172
1. 日程第 7	議案第32号 過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について 176
1. 日程第 8	議案第33号 令和元年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入契約 の締結について 184
1. 日程第 9	議案第34号 徳之島町町道の認定について 185
1. 日程第10	議案第35号 令和元年度一般会計補正予算(第1号)について 186
1. 日程第11	議案第36号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1 号)について 200
1. 日程第12	議案第37号 令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)について 202
1. 日程第13	議案第38号 令和元年度介護保険事業特別会計補正予算(第1 号)について 207
1. 日程第14	議案第39号 令和元年度水道事業会計補正予算(第1号)につ いて 210
1. 日程第15	報告第 1号 繰越明許費について 213
1. 日程第16	陳情第 8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の 1復元、複式学級解消をはかるための、2020 年度政府予算に係る陳情書採択の要請について	

	214
1. 日程第17	発議第1号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書	215
1. 日程第18	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	216
1. 閉会	217

令和元年第2回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

令和元年第2回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和元年6月4日開会～令和元年6月7日閉会 会期4日間

月	日	曜日	会議別	日程
6	4	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問（徳田・竹山・植木・勇元）4名
	5	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（是枝・広田・幸）3名 ○各常任委員会
	6	木	休 会	
	7	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○報告 ○委員長報告 ○発議 ○閉会

令和元年第2回徳之島町議会定例会

第1日

令和元年6月4日

令和元年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和元年6月4日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

徳田 進 議員

竹山 成浩 議員

植木 厚吉 議員

勇元 勝雄 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	東弘明君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長補佐	向井秀満君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

ただいまから令和元年第2回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池山富良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番植木厚吉議員、14番大沢章宏議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（池山富良君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月7日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月7日までの4日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（池山富良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から、平成30年度の例月現金出納検査2月分、3月分、4月分の結果報告及び平成31年度の例月現金出納検査4月分の結果報告があ

りました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、ごらんいただきたいと思います。

また、今期定例会におきまして、本日までに受理した陳情、請願、会議規則第92条の規定により、陳情・請願書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしましたので御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（池山富良君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、お手元に配付してある資料をごらんいただきたいと思いますが、主なものを申し上げます。

3月17日～3月18日、阪神尼崎のほうへ徳之島祭りに参加しております。

3月27日～3月28日、日本エアコミューターの臨時株主総会並びに鹿児島県離島振興協議会に出席。鹿児島県過疎地域自立促進協議会に出席。水産業振興対策協議会に出席。鹿児島県ダム発電関係市町村協議会に出席。鹿児島県観光地所在町村協議会に出席しております。

4月3日～4月5日、奄美群島振興開発特別措置法改正に係る挨拶回りを東京で行っております。

4月13日、金比羅神社完成式典に出席。

4月20日～4月27日、関西奄美会に出席。鹿児島県市町村社会基盤整備促進協議会に出席。鹿児島県町村ICT・IoT利用推進協議会に出席。平成31年度県政説明会に出席。徳之島未来づくりキャンパス鹿児島大学学長に報告会を行っております。次期奄振の群島振興開発計画に係る市町村長、議会議長の説明会に出席。JAC本社における勉強会に出席。天皇陛下御即位30年奉祝感謝祭の集いに出席。

5月の9日～5月10日、鹿児島県離島振興協議会臨時総会に出席。

5月の13日～5月16日、鹿児島県町村ICT・IoT利用推進協議会職員研修会に出席。第62回奄美群島市町村議会議員大会に出席。2019年海上保安協会奄美支部役員会に出席しております。

5月の28日～5月31日、各種の要請活動を行いました。主なものは、そのJALの本社に赴き、直行便への要望をいたしましたところ、来年度からチャーター便並びにモデル事業としての伊丹からの直行便との計画をするということでありましたので、しっかりとJACとの連携をとりながら直行便の定期的な運行に向けて推進を、3町ともに頑張っていきたいというふう

に思います。

そして、奄美群島農業農村整備事業の推進協議会中央要請について活動しております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第5、一般質問を行います。

徳田進議員の一般質問を許します。

○7番（徳田 進君）

おはようございます。

まず、5月15日の奄美群島市町村議会議員大会におかれましては、皆さん本当にお疲れさまでした。無事に徳之島提案の亀徳振興改修の案件が採択され、前向きな答弁が得られました。今シーズンにも登録予定の世界自然遺産登録後にもいろいろ意義があることだと思いますので、今後も実現できるまで、皆さん、協力をお願いいたします。

また、今回、自治功労章において行沢議員、幸議員、本当におめでとうございます。一応僕ももらいました。今後ますます町民のため、また、徳之島町発展のために御尽力くださるようお願いいたします。

以上のようなことを踏まえ、それでは、第2回6月定例会において、7番徳田が通告の2項目について質問します。

町長並びに所管課長の明快なる答弁をお願いいたします。

1項目め、世界自然遺産登録について。

今回、7月から施錠される林道山クビリ線の適正管理で、地元住民への配慮はどう考えているか伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

それでは、お答えいたします。

本町林道については、国立公園指定や徳之島地域の世界自然遺産登録候補をきっかけに、林道の鍵についての話し合いがなされ、平成30年3月に制定された徳之島町林道管理条例及び同施行規則によって管理されており、その利用は徳之島利用適正化連絡会議において話し合い、調整しているところであります。

利用については、現在、平成31年4月1日から令和元年6月30日まで認定ガイドの利用ルールについて、試行的に実施し、改善点を探っている段階で、ゲートの鍵の施錠は行われており

ません。

御質問の7月1日からのゲートの施錠については、本格実施を今のところ予定しており、今後は許可申請の手続きを行い、許可された車両など以外は通行禁止となります。

また、地元住民への配慮としては、利用形態に応じて想定される姿態の一つとして申請不要でできるものと考えております。

このようなことから、本格実施に向けた取り組みとして、林道入り口へ看板設置、チラシ作成、配付、町広報誌掲載並びに町や関係機関などホームページに掲載するなどによって、広報周知を図っていくよう考えています。

以上です。

○7番（徳田 進君）

そしたら、地元の人はどこに、誰に鍵をあけてくれとお願いすればいいんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

今のところ、集落等を、5つの集落並びに鍵の設置を考えておりますので、そういったことについて、今適正管理協議会のほうで話し合っているところであります。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

鍵の管理につきましてですけど、5つの集落のほうにつきましては、各集落、上花徳、轟木、港川、内千川、山里、それから山共有林管理組合のほうに1つずつ貸し出しをしているところがございます。

あとは、関係機関、例えば森林事務所や保護管理事務所、それから役場企画課、警察署、それから消防組合等々にも鍵を貸し出ししているところでございます。

以上です。

○7番（徳田 進君）

個々の住民がばらばらでお願いして、まとまっていくんだったら1回でいいですけど、ばらばらで行って、例えば区長さんにお願いして、区長が1日に何回も何回も鍵の番をしていたら、頭に来ますよ。そうしたトラブルも必ず出るんですけど、それに対してどう対応するんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在のところ、7月1日の施行に向けてはこの体制でいきたいと思っています。しかしながら、一月間いたしますと、その中でいろんなさまざまな問題が出てくると思います。徳田議員がおっしゃったように非常にめんどくさいと、非常に鍵を借りるのがおっくうだというのは出てくると思いますので、その辺はまたまとめて、この協議会の中で、さらに有効な、利用しやすい、利用しやすいというか、実はある程度不便にしたほうが私は環境を守れると思っています。

ますので、少しの不便はちょっと御了承願いたいと。ただ、どうしてもこれではできないというのに関しては、これは協議会で話し合いができますので、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○7番（徳田 進君）

そういったトラブルが起きるのは、多分まだまだ行政サイドとその関係団体と町民が、その世界自然遺産に対しての意識の違いが、開きが物すごあると思います。そういうふうには感じませんか。

○企画課長（向井久貴君）

はい、お答えいたします。

私たちが今、関係機関、私たち守るほうと、いかにこの世界遺産を守ることによって町民の方に恩恵を受けるのか、もしくは守らなきゃいけないかという温度差は私もあると思います。その中で、もちろん世界自然遺産は来年7月に決定すると思いますけれども、その中でさまざまな問題をこれから打ち出していきたいし、また啓発活動も常に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○7番（徳田 進君）

なぜ町民がそこまで関心がないか。自分の考えですよ。ただ行政とか団体のほうからは、普通に、これとこれはだめです、これは規制されています、そういう説明しかないです。この世界自然遺産になることで経済効果とか人の入り込みとかそういうのを目指すのであれば、具体的に町民に、何をしたらもうかりますとか、そういう提示をしないと本当の意味での関心を持たないと思いますけど、その辺はどう思いますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

最後のほうの質問の中で出てくるんですけども、こういった世界自然遺産、アマミノクロウサギを題材としましたというか、これをもとにしていろんな経済効果、波及できるものがあると思いますので、また5番目のところでちょっと述べさせてもらいたいんですけども、そういったものを今後啓発活動の自然を守る以外のこと、例えばどういう利益、どういうことを考えられるかというのも、私たちはやっていきたいと考えております。

以上です。

○7番（徳田 進君）

例えば、以前まで、そこまで規制がなくて、山の中にあるランとか、そういう植物、その盗掘問題でも、普通に昔はとれていたやつがいきなり規制になって、付加価値がついたんで、そ

れがお金に変わるんで、そういうのがあるんで、そういう盗掘が、山で勝手にそうやって盗る、そういう事例がふえていると思うんです。

だから、結局は、何をすれば皆さん、町民が潤うか、その辺のしっかりした提示をやらないと、多分いつまでたっても追いかけてこくなるんじゃないかなと、自分はそういうふうに懸念しています。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これたしか沖縄の例です。例えば、公共事業の中で、自然を守るということで公共事業とか減ってくるんじゃないかなというのがあって、しかし、実際は違ってしまっていて、付加価値をつける公共事業ができた、なぜかといいますと、例えばけもの道じゃないですけども、その生物を保護するため、その動物を保護するための道をつくって、新たに付加価値をつけた事業を展開できるということで、さらに、事業的にはよい事業がとれたというような、沖縄県では話も聞いておりますので、全部が全部こういった規制がかかってがんじがらめになるということじゃなくて、私たちもそういったものを発掘して事業とかそういった紹介していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○7番（徳田 進君）

どこのこういう規制箇所でも、観光地の大事な遺産のある、そういう大事な場所は、必ず守衛とか門番とかいるんです。まして、今度は世界自然遺産の候補地になっていますし。

それは、できればそのゲート、山で2つ、轟木、花徳、例えば入れても4カ所です。今度経済効果とかそういう雇用を促進するんなら、24時間体制でそういうゲート前に門番を置くとか、そうすることが経済効果もある程度出ますし、一番の保護、例えば動植物の乱獲とかそういうのも防げます。

それと、何の目的で入山してきたか。それが観光客、調査する人も含めて、そういう人の目的、例えば住所、どういうところでどういう方が来られているとか、そこへ記帳してもらおうと。そうすることがいろんなモニタリングもできますし、緊急時の対応も全てできると思います。そういうことも検討してみてもいいですか。

○企画課長（向井久貴君）

今、盗掘も出ましたのですが、自然パトロールとかも強化してはいるんですが、なかなか人手が足りないという状況でございますので、また、門番の件は、ちょっと私も今ここでできますとは言えませんが、こういったものも雇用の分につながるのであればいろんな面で考えていけるんじゃないかなと。

モニタリング等につきまして、私は例えば門扉にチェックシートみたいなのをつくって、こ

れ入っているんだよというようなことでもふせげるかなということで、さまざまな経済効果ができると思いますので、これから考えていきたいと思います。

以上です。

○7番（徳田 進君）

もちろん、国がこうしてその遺産登録をお願いして、徳之島にふってきたわけですから、もちろんその係る経費等も環境省、そちらに職員をお願いして、徳之島のためにこうしてくださいと、そのぐらいの意気込みで、今後前向きに検討してもらえればありがたいなと思います。

次のクロウサギ保護のために行っているノネコ対策の効果について伺います。

その山の中、例えば集落内の捕獲の比率、どうなっていますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ノネコ、それから野良猫の野山集落内の比率につきましてですけれども、27年から30年度の数字でいきますと282匹対2,294匹で、約1対8。野良猫のほうが8倍数が多く捕獲されているというところがございます。

以上です。

○7番（徳田 進君）

そうやって猫を駆除して、その結果としてクロウサギはしっかりふえていますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実際、クロウサギの数につきましては、生息数推定調査は平成15年度に行われて、それ以後行っておりませんが、環境省が行っている自動カメラによる生息状況モニタリングによりまして、奄美のクロウサギを初め徳之島トゲネズミ等の撮影が年々増加しているということで、希少種にとっては好ましい環境が保たれていると考えているところがございます。

以上です。

○7番（徳田 進君）

じゃ、具体的に、例えばカメラが設置してある場所に通った数がふえているというだけですか。それはどういう場所に新しく住むようになったとか、そういう確認はまだ全然とれてないですか。

○企画課長（向井久貴君）

もちろん、いろんな調査方法がありますが、分布につきましても拡大をしているというところが出ています。今地図を持ってないですけど、分布図も拡大しているという調査は出ております。

以上です。

○7番（徳田 進君）

わかりました。そしたら、そのノネコ対策とかクロウサギの保護活動をして、生じた問題点等がありますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

2016年に行われたサトウキビの調査、16件ほど被害が出ているということを聞いております。ただ、サトウキビの被害につきましては、うちのほうに例えば対策してくれというようなのはありませんでした。なかったということです。実際は、周りに除草剤等をまいたりしてということで防げたというようなことを聞いております。

昨年ですが、タンカン等の幼木初め成木についての被害が3件ほど出ているということでございます。これにつきまして、対策のほうも光と音等によるものとかネット等、対策は講じましたが、なかなか具体的な対策にはなっていなかったというところでございます。

以上です。

○7番（徳田 進君）

結果的にはクロウサギを保護しないといけませんけど、その下にいるノネコをみんな捕獲したおかげで比較的浅い山にウサギが出るようになったと。深い山より浅いほうが餌が豊富ですから、恐らくウサギもおりてくると思います。

でも、問題はそれだけですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

今のは農業に対する被害でしたけれども、クロウサギ自体もふえてきた。つまり、多分これは推測ではございますけれども、ノネコ、つまり山の番人がなくなったので、集落におりてくる。そのために数がふえる。そして道路のほうに拡大して、活動範囲が広がってきてロードキルといいますか、起きています。ことしに入ってもう9匹ですか、起きていますということで、ロードキルの問題が出ているところでございます。

以上です。

○7番（徳田 進君）

片方を立てれば片方はおかしくなると。そのようなバランスもやっぱり考えないとちょっと難しいですね。県道にクロウサギが出るということは、今までノネコがいたおかげでそういう交通事故もなかったと。保護したけど県道でひかれると。何してるんかなと思ったりしますんで。

そのほかこういう被害も出ています。集落内の猫もとられていなくなったおかげで、これはもうわかる問題なんですけど、集落内ネズミ等がふえているんです。当然そういうのも考えて

いると思うんですが、その辺はどう対応するか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は、このタンカン被害の件で、ことしのタンカンの収穫時期に大学の先生のほうに調査を依頼しております。余り、奄美のクロウサギがふえることによってどういった被害、どういった対応ができるかというのをそのタンカン時期、この今秋、冬にはそういう調査も依頼しておりますので、その中で例えば、ネズミがふえてきている、それを食べる猫を駆除したためにふえてきているというようなことがもしかしたら出てくるかもしれません。そういったときに、今言ったようなことも対策を講じていかなければならないかと思っているところでございます。

以上です。

○7番（徳田 進君）

課長、集落内にネズミがふえたら次は何が来るとお思いますか。

○企画課長（向井久貴君）

ハブが来るとお思います。

○7番（徳田 進君）

ウサギも大事です。集落、そしたら今度はハブが来ます。そして、万が一かまれたりしたら、そっちのほうがちよっと危ないんじゃないですか。

そういうことも含めて、実はこないだも是枝議員の駐車場の前で、雨の中、ハブがいたんですけど、彼、電話に出なかったんでそのまま遊ばせて捕まえることができなかつたんですけど、やっぱり集落内にそうやってハブも出てきますので、その辺の対策は、今後集落の人と座談会とかあると思うんで、しっかり話をして、こういう形でこうしますとか、具体的に案内をするようにしてもらわないと。

例えばナイトツアーとかしたときに、観光客なんかがかまれたら大変なことです。その辺、しっかり注意してもらいたいと思います。

それともう一点目、せつかくクロウサギがここまでふえて、できれば、誰が来ても、観光客が来ても、この徳之島で実際のクロウサギの生態観察ができるような施設はつくれないか、それを伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は、私も非常にこれはいいなと思って、国のほうにちよっとお聞きをしましたら、非常に難しいと。その理由は、天然記念物であることから、非常に高いハードルがあると。

1つには、通常活動を阻害しない規模の確保とか、あと獣医、お医者さんの確保、それから夜行性であることから、夜間にお客さんが来て見られるかなというようなこと、というような条

件が課せられているということで、今のところはツアーガイドを通しての今、山クビリ線出ましたけれども、そこでのナイトツアーによる見学が今のところは一番いい観光かなというふうに感じているところです。

以上です。

○7番（徳田 進君）

そこを頑張って、徳之島だけに許可がおりるように何か努力はできませんか。

○企画課長（向井久貴君）

よくあるのが、例えば鳥がけがをしたときに保護をして、そこで養生をして返してあげるといようなことを聞いておりますので、それだったら大丈夫なのかなと。例えば、ちょっとしたけがをした、弱っているといようなこと、それからまた、学術的に観察ができるとあります。本当に一産なのか。そういった学術的に計算するのであればそういったものでもいけるのかなと。本当に私も、例えばそういった遺産センターとか自然センターをするとき、単なる剥製の展示じゃなくて、生きたり、もちろんITを使ったバーチャル的なものだって、そういうふうなおもしろいセンターにしたほうがいいと思っておりますけど、これはまた別に出てきますので、そういうのを考えてもいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○7番（徳田 進君）

そうやって生きたクロウサギを見せるというのは、なぜかという、奄美大島本島も一応登録になるわけですし、ましてや格安航空機も入って観光客います。徳之島にあるものはほとんど向こうにあるんです。だから、同じ奄美でも、ないやつを、徳之島に来ないと見れないという、そういうものをしっかりつくってほしいなど。でないと、お客さんはみんな奄美から帰ります。

ちょっと頑張ってできることは。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

いろんな工夫があると思います。例えば、今ナイトツアーでも、私もこの前見たんですが、あれ運転手と助手席の人しか見れないので、ほとんど。後ろの人は見えづらいということで、例えばもしかしたらオープンカーみたいな、オープンカーでどこでも見れるといような形、もちろんそれは晴天の日しかできませんけれども、いろんな、例えばそれから歩いて観察するとか、そういった工夫ができると思いますので、いかに奄美と違ったナイトツアーもしくはクロウサギが観察できるか、そういうことができるかというのは、こちら観光とも含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○7番（徳田 進君）

ぜひ観光客誘致、また、一見さんじゃなくて、リピーターで何回も訪れるような魅力のある徳之島がつかれるよう、我々議員も協力しますので、何とか考えて、知恵を絞ってやっていけたらいいなと思っております。

それでは、2項目めの町立幼稚園について質問します。

地域活性化も含め、幼稚園維持のためにも、給食の提供や延長保育ができないか伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

幼稚園の給食の提供につきましては、以前から幼稚園の保護者、関係者等からも要望が上がっています。

教育委員会といたしましては、協議会を設置し、各関係機関や関係者といろいろな課題等についてまず協議をしたいと考えています。

また、延長保育につきましても、現在、花徳幼稚園では延長保育を実施して、園児数が増加傾向にありますので、検討していきたいと考えております。また、そのためには職員をふやす必要がありますが、臨時職員の確保がここ最近非常に難しくなってきていますので、処遇面の改善も考慮しないといけないと考えています。

○7番（徳田 進君）

給食センター自体の規模として、以前2,300から450食ぐらいまでつくれたわけですから、今、山から亀津まで入れても200はいきませんよね。だから十分対応はできると思います。あとは職員の確保です。

いろいろ検討している間に過疎の集落の児童というのはいなくなります。だから、今できること、そういうことをなるべくだったらやってもらいたいなど。大丈夫ですね。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

一応今徳田議員がおっしゃられたとおり、給食センターも設立当初は3,000食ぐらいを供給していましたので、今実際供給しているのは小学校、中学校合わせても1,170名程度なものですから、だから結局施設の規模から考えても多分提供することは可能だと思うんですけども、その前にいろんな一応課題等がありますので、給食の配送とかまた調理場の確保、問題になっているアレルギー児童の対応とかそういったものを関係機関と話し合っていて、その辺を詰めていって、それで給食の提供はできるように頑張っていきたいと思えます。

あと、さっき言われました、本当に過疎という、北部のほうはちょっと園児の数も減っていますので、さっき徳田議員言ったように、給食の提供があれば幼稚園でもいいという感じの方がいますので、その辺も考えながら、こちらとしては進めていきたいと考えております。

○7番（徳田 進君）

我々の時代と違って、今の世代の親御さんと必要とするニーズが違ってきていますから、それに合わせる形で、できるだけ支援してあげながら対応できるようにと。

あと、例えば今幼稚園だと弁当とか、昼、週2回、3回かな。毎日弁当。水曜日だけ。例えば、その弁当一つに関しても、片方はしっかり持ってきて、片方は、失礼ですけどいいかげんに持ってくる。そうすると、子供同士でそれに対してのちょっとした問題でいじめ等が発生したりする可能性もありますから、給食でしたらみんな一律、1個でもいじめの材料が減るんだったら、そういう形でもありかなと。

今後、町長も最初から幼児教育が大事だと言っていますので、その辺も含めて、しっかり対応していてもらいたいなと思っています。

○教育長（福 宏人君）

徳田議員から、幼稚園の学校給食のことについて、提供できないかというような御質問がありました。

ちょっと学校給食というのは、従来、昭和29年に学校給食法が制定されて、想定は義務教育学校、小中学校の子供たちに望ましい給食ということで日本では始まっております。

それで、幼稚園とのかかわりについて、歴史的な背景をちょっとだけお話ししますと、昭和36年に幼稚園における給食の実施ということで、その時の文部科学省から通達が参っています。昭和36年、いわゆる脱脂粉乳のミルク給食ということが幼稚園で始まっております。

それから、最近では、平成21年に学校給食の実施基準というのがございまして、その一部改正に伴って、幼稚園における給食の適切な実施についてという通知が参っております。これによりまして、幼稚園における給食の実施に資するものと考え、幼稚園においてもこれらの基準に準じ給食を実施することなどにより、幼稚園における適切な給食の実施に努めてくださるようお願いいたしますということで、今認定こども園とか幼保の連携とかそういったのが始まっております。

議員がおっしゃったように、今やっぱり給食の提供によって家庭からの弁当だけじゃなくて、同じ食事を分かち合うとか、それから望ましい食習慣とか、学校給食の意義があると思います。

今、平成30年度から幼稚園要領も新たに実施されて、その中で食育の意義とかいろいろ言われておりますので、今後、先ほど課長の答弁があったとおり、いろいろ課題等もあると思いますので、まずはそういう課題を検討しながら進めていければというふうに私自身は考えています。

以上です。

○7番（徳田 進君）

ぜひ、今後は幼児教育無料化もなる予定ですし、例えば給食費の負担、例えば延長保育の負

担にしても、自分の子供を保護者が育てるんですから、そういうことに関してもっと仕事も頑張ってもらい、子供の教育のほうに保護者も一生懸命やってもらえれば、自分うれしいなと思います。

以上で、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（池山富良君）

次に、竹山成浩議員の一般質問を許します。

○2番（竹山成浩君）

おはようございます。

先日、神奈川県川崎市で起きた児童を含む無差別殺傷事件で尊い命を奪われた女子児童、また保護者の方、ほかにもけがをされた多くの児童の皆さんに心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。今後このような悲惨な事件が二度と起きることがないように、私たちの住む徳之島でも、子供たちの登下校の安全面をいま一度考え直す必要もあるのではないかと感じたところでした。

また、連日メディアで報道されている状況を目の当たりにしている島の子ども達に対しても、やっぱり何らかのケアが必要であるのではないかと感じたことでした。

梅雨入り宣言後、なかなかまとまった雨も降らず、そうした状況でしたが、ここ二、三日降雨が続き、農家の皆様はほっとしているところではないかと思えます。

先月5月1日に天皇陛下が即位され、新しい元号、令和の時代が誕生しました。私自身も心を新たに、さらなる町勢発展のために努力していきたいと考えます。

それでは、2番竹山成浩が通告の3項目について質問します。

町長初め担当課長の明確かつ前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、来年夏にも、沖縄県を含めたここ徳之島も世界自然遺産登録が決定する予定となっております。ともすれば、徳之島においても遺産管理の拠点施設が必要となってくると考えます。

先般、新聞報道でもありましたように、奄美大島では、2021年度に遺産センターの着工を大きく打ち出してきました。そこで、私たち徳之島は今後どのような方向性でいくのかをお伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

それでは、お答えいたします。

自然遺産センターの件につきましては、先日、新聞報道にも出たところでございます。徳之島においても自然への理解を深め、人と自然のふれあいを一層推進するための中心的な施設として、世界自然遺産センターの施設誘致を行ってまいりたいと考えております。

その自然遺産センターでございますけれども、やっぱり条件がございます。いろいろござい

ますけれども、私は4つ考えております。

まず、利用者にすぐわかる位置である。到達性がよい。これはアクセスの問題でございます。それから、多数の利用者が集まる利用の中心地、または入り口であること。それから、ビジターセンターの整備に関しましては、自然の改変が少ないこと。もちろん自然遺産センターでございますので、自然を壊してつくっているようなことは考えていませんので、こういったものの条件を満たす適地を現在選定をして、この誘致活動につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

遺産センターの意義といたしますか、課長の説明の中にもありましたが、私は、その自然環境の保全と、それから持続可能な観光利用による地域振興が一番の目的ではないかと、私は認識しております。

それで、区域に応じた適切な規模と機能の施設を整備し、観光客のニーズに応える質の高いサービスを提供できる施設が必要だと考えます。

そこで、環境省へ誘致を行っていくということですが、それは徳之島町だけですか。

○町長（高岡秀規君）

実は、2年前より環境省等につきましては、世界自然遺産センターの誘致活動を意見交換をしているところであります。さらなる強い意思でもって遺産センターの誘致には働きかけていきたいというふうに思います。

そこで、どうやって観光につなげていくかといいますと、あくまでも世界自然遺産登録というものは自然保護が第一の目的であり、観光は二の次であるという意識が必要だろうと。そしてまた、その自然を見る施設というのは必要になってきますが、じゃ観光をどうやってつなげるかというふうになりますと、やはりおもてなしの伝統芸能でありますとか、方言でありますとか、闘牛でありますとか、我々が古くから持った文化遺産、文化遺産こそが私は観光につながるものだというふうに思っております、世界自然遺産登録等並びに文化遺産の登録等も見据えた観光を連携したもののディスプレイというものを考えていかなければ本来の目的の意識を失ってしまうのではないかなというふうに思いますので、世界自然遺産センターの誘致とそしてまた観光につなげる伝統文化の継承と、そして観光客にどうやって見せるかというところの体験も含めて考えていくことが一番ベストかなというふうに考えているところであります。

○2番（竹山成浩君）

町長から詳しく御説明がありましたけど、徳之島町、ほかにも他町もやっているのか、それは言える範囲で御説明できたら。

○町長（高岡秀規君）

今のところ、表立ってというものは聞いておりませんが、まず私たちが何ができるか。徳之島全体の観光を考えるためにどちらの町に来ても協力体制は必要かというふうに思いますので、まずナンバーワンの提案を我々が心がけるべきかなというふうに考えているところであります。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

奄美大島、新聞報道での確認というか、見た感じは、2018年度に基本計画、それから19年度に基本設計、20年度の実施計画を経て21年度には着工するということでしたが、我が徳之島町としてはちょっとおくらしているのかなという感じはありませんか。

○町長（高岡秀規君）

こないだの各種要望等という話が5月にありましたが、その中で、私どもは少し意見交換をしましたが、来年度には恐らくどちらに行くかの基本設計、基本計画に入ると思いますので、どこにつくるか。

奄美は決まっておりますが、徳之島については、来年度は、ある程度の候補地が選定されるものではないかなというふうに期待をしておりますので、徳之島町としては最大の提案をしていながら、誘致活動には努めて行っていきたいというふうに思いますので、議会の皆様方にも御協力を心からお願い申し上げます。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

国の条件として、先ほど課長の説明にもありましたが、ビジターセンターの整備に際しての自然の改変が少ないこととありますが、その辺をもう少し詳しく説明をお願いしたいのと、それから敷地規模ですが、大きさ的にどのような、どの程度の敷地が必要なのか。また、施設の大きさに関してもわかる範囲でお願いしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

自然の改変と申しますのは、例えば山を崩したり、それから木々を切ったりというようなことが少ないところです。もちろん自然遺産センター、自然を守る立場ですので、具体的にはそういうことで捉えていいと思います。例えば、自然保護になっておった公園内とかというのは非常に難しいと。それよりもやっぱり人がよく集まる場所、人のアクセスがいいところというところに建設したほうがいいのかというふうに考えているところでございます。

それから、規模につきましては約700平米が基本で、世界自然遺産センターを見ますと、多少、場所が700平米の、これは建物です。建物が700平米というふうに聞いておりますので、それに見合ったもの。

ただ、本町といたしましては世界自然センターをぽつんと1つだけ置いてあまり集客とか見込めないのかな。付随する附帯設備もある程度視野に入れないと発展はできないのかと思っておりますが、そういったことも踏まえて整備検討していきたいと考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

用地整備に際しては、人為的に自然を壊したりすることがない場所と解釈してよろしいですね。大きさはその区域ゾーンによって、施設は700平米ということで。ありがとうございます。

それと、附帯施設も視野に入れての誘致活動を行っていくということですが、拠点施設のいわば遺産、仮にその遺産センターです。遺産センターのほかには道の駅や民泊施設と認識しております。

先週、山の山里公民館で、福岡議員を推進委員長とする北部創生推進委員会が行われました。その席に高岡町長も出席していただきました。ありがとうございます。

遺産センターに付随する施設の話もありましたが、必ずしも拠点施設と同一場所でもなくともよいとのことでした。立地条件として、集落を隔ててと申しますか、集落をまたいでという、別々の集落でも可能なんですか。

○町長（高岡秀規君）

今、こないだ竹山議員が参加していた、そこでの話のとおりでありまして、決して隣接していないといけないということではなくて、観光客が来やすい位置、そして便利な動線、それは必要ではあろうかというふうに思っております。

徳田議員からも話がありましたが、あくまでも自然を守るということを最前提ですので、進入等につきましてはいろんなセキュリティの問題は確保しないといけないだろうというふうに思っておりますし、奄振予算での補助事業をもくろんでいきたいというふうに思います。

今後の世界自然遺産センターの付随する道の駅でありますとか遺産センターの距離感につきましては、あくまでも話を聞きますと、地域全体が自然を守るという意識があるのかどうか。そしてまた、観光客を迎え入れる、地域全体で取り組んでいるのかどうかというものが問われるという話もございますので、私は、徳之島町についてはそれはしっかりと、そういった環境は整っていると思っておりますので、議会の皆様と連携をとりながらしっかりとした計画を立てていきたいというふうに考えております。

○2番（竹山成浩君）

私たち、徳之島町がそういったところで、いろんな面を含めて、適用できるような形で一生懸命頑張っていけたらなと考えております。

町長も今言われました。距離的な関係というのはもう、具体的に何キロまでとか何メートルとかいう話は関係ないということで認識してよろしいでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

私はさほど気にしていないということでもありますので、地域の皆様方が何を望むかを大事にしていきたいというふうに考えています。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

今後、早急に誘致活動を行っていきたい、いかなければならないと思います。

現在のところ、私たち徳之島町においての候補地は、公表できる限りで、どのような感じで考えておりますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

はっきりと場所は申し上げられませんが、一応東天城地区北部と考えております。今のところ二、三カ所提案をいただいているところもございます。北部、東天城地区の方に設置したいと考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

私たちの徳之島においては、私は北部振興なくして地方創生はないと考えております。今後、北部振興に私たち町議会としても心をつにして、国へ要望できたらと考えます。ありがとうございました。

他町との競合になり得ると思いますが、私たちも一丸となって頑張っていけたらと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、次の質問に移りたいと思います。

今回で2回目の質問になりますが、これも北部振興が前提であります。瀬戸内町と徳之島町を結ぶ海上高速客船の運行についてであります。

前回、向井課長に答弁をいただいたときに、高速船のあらましについての御説明をいただき、金額面等さまざまな観点から非常に難しいとのお答えをいただきました。町長も、定期航路を利用してほしいとの見解でしたが、去年の9月議会で私が質問した、瀬戸内町古仁屋から母間港を結ぶ高速船の質問をして以来、今回、沖縄本島の南北を結ぶ高速船が定期就航し、ひいては先月、沖永良部の知名から与論、そして沖縄へと結ぶ小型高速客船が運行予定となっているということです。申請中ということです。

こうしたことを考えてみると、各島々も交流人口の拡大に向けてのことだと思っておりますが、その辺をどうお考えですか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

前回答弁したとおり、現在瀬戸内町と天城町の平土野港を結ぶ定期航路があるために、なかなか航路の高速海上高速船、客船は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

9月の議会では、高速船は非常に高価だということで、一度困難であるとお話をいたしました。さらに、調査しますと、海上タクシーというのが奄美、瀬戸内ですか。瀬戸内、加計呂麻、請、与路を結んでいるようでございます。

まずは、企画課といたしましては、非常に困難ではあります。今LCCが就航を要望を出しております。そして、アイランドホッピング、それから平土野航路とも開通あります。その中で、私たち企画課としては、まず町民の要望、どれぐらいあるのか。まずアンケートもとってみたいということを考えております。

それから、瀬戸内町との関係もありますので、瀬戸内町との協議も企画課としてやっていきたいというふうに考えています。その中で、その航路を見出せるのか、それはやっぱり不可能なのかいうのを諮っていききたいと。

ただ、今のところ困難でありますけれども、そういう道を探っていききたいと考えております。以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

地域営業課長と企画課長はニュアンスがちょっと違うのかなという考えもありますが、現在、地域営業課長が言われた既存のフェリー奄美とフェリー喜界等は、いわば私が考える小型高速客船にしたら大型ではないかなというふうに捉えております。新聞紙上でのあれですけど、沖縄の高速船は定員が150名ほど、知名からその沖縄航路の高速船は最大で60名ほどとなっております。もちろん運営会社は違うんですけど、異なりますけれども。

また、既存のフェリーは、隣町というか、天城町の平土野に定期航路となって、いますので、私が思う地域活性化に関しては少し意味合いが違うんじゃないかなと考えております。

そうしたメリット・デメリットはいろいろありますが、古仁屋港と母間港を結ぶ海上航路が確立されますと、今後北部振興の発展と交流人口の拡大に必ずやつながると考えております。また、瀬戸内町との距離感は非常に近い。近い島ですけれども、地元町民との交流も今までなかなかできない状況であったと考えております。こうしたことが、このような航路が生まれますと、伝統文化やスポーツでの交流、それから闘牛観戦ツアー等、瀬戸内町の方々との交流にもつながると考えております。

それで、以前、母間と加計呂麻を結ぶ航路の話が、何年前前にありましたが、その辺、今頓

控した理由とか、わかる範囲で、副町長の御見解もいただけたらと思います。

○副町長（幸野善治君）

確かに、十四、五年前に、東天城地区の議員から一般質問で、漁港としては最大規模を誇る母間港と加計呂麻古仁屋を結ぶ高速船の運行はできないかという質問が出たことがあります。これは、裏航路と呼ばれている地域の活性化を目指そうとするものでありました。しかし、費用対効果を考えてみますと、断念した経緯があります。それは、高速船1隻について数十億円、中古船にしても数千万円ということで、利用客も不定期な釣り人を除いては多くは見込めないということでありました。

これから世界自然遺産になった場合、奄美ホッピングルートを含め、観光・交流人口がふえる可能性があります。その状況を見ながら、再度、また議会で議論していただけたらと思います。

現在、瀬戸内町と徳之島町は、町長同士の個人的信頼関係を機軸に、現在、教育交流が行われようとしております。1つは、ICT・IoT利活用推進協議会としての生徒の交流、2つ目は、相撲を通してのスポーツの交流であります。これは皆さん御存じの、幕内で今大活躍している明生関、これは鎌田瀬戸内町長の教え子の1人であります。また、小学校のわんぱく相撲や中学校相撲でも優勝をしている相撲どころでもあります。

また、本町におきましても、小学校相撲、そして中学の相撲に対しては、全国一も出している、両町とも相撲どころとして有名であります。そういった関係で、スポーツを通じた交流が今行われております。

そして、もう一つ目は、文化財と文化の交流であります。

本町が昨年から町史編さんに取りかかりましたが、歴史・民俗編の執筆を担当する瀬戸内町の学芸員は、文化財の調査や戦跡、戦争遺跡や戦跡の専門でありまして、今県下で注目されている学芸員であります。そういった学芸員を活用して、文化財、文化の交流はできないか、これから教育委員会にもお願いをしたいと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ぜひ相撲、やっぱりスポーツとか文化の交流を、こうしてお互いが交流し合うことで切磋琢磨して、また子供たちも一生懸命になって、またそういうスポーツにも励んでくれるんじゃないかと考えております。

副町長もやっぱり青年相撲とか経験されておられましたから、その辺もやっぱり詳しいことだと思います。ありがとうございました。

今回の沖縄の高速船の場合、運行期間が4月中旬から11月の中旬までの期間限定でやっていると。一方の知名から与論・沖縄の便は1日2往復を考えているらしく、手始めに沖縄のよう

な、期間を決めて、例えば闘牛の本場所、ゴールデンウィーク、10月、正月、それからお盆大会とか、そういった期間限定でもいいんじゃないかなと考えるところであります。その辺は、企画課長、どうでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

その期間限定も含めて、今後調査、それから研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番（竹山成浩君）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、地域営業課長からもありましたとおり、既存の航路の維持確保も最重要、やっぱりそうだと思います。また、民間で運行している瀬戸内町の海上タクシーは、徳之島から古仁屋間が1往復10万以上かかるということで、それはチャーターとしてのことですが。ということですので、副町長がおっしゃったように、費用対効果も考えますと簡単には進むことはできませんが、現在、空の便で、奄美とのアクセスが、午前の便がなかったんですけれども、ことし冬のダイヤから、午前の便が時間延長して、午前の便が、空の便は復活するというお聞きしておりますが、海上におきましては、鹿児島沖縄航路、定期航路が早朝、下り線名瀬から出航が6時ということもありますので、朝が早いということもありますので、こうしたことも含めまして、まずは町民の皆様に御意見や御要望等をお聞きして、アンケート等をとっていただくことが次へ進むことにつながると考えますので、よろしくお願ひします。

また、さらにその定期航路の確立がなれば、農産物の物流コスト削減にもつながるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最後の質問です。

3項目め、来年、2020年東京オリンピック・パラリンピックがいよいよ開催となります。これを機に、東天城クリニックの施設等を有効利用した民泊や多目的受け入れ拠点として活用し、パラスポーツ選手のキャンプ地として発信することができないか伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

以前も申し上げましたけれども、東天城クリニックの活用について、いろいろ検討いたしているところがございます。今、パラリンピック・オリンピックでの施設と、キャンプ地としての施設という考えがありましたけれども、私どもとしても民泊の活用、これは合宿、それから観光施設、観光用利用客のための民泊施設、それから教育施設としての利用、これは塾、それから子育て支援、放課後子供塾みたいな感じです。それから企業誘致、これはIT企業を起こす企業、それから一般のITの企業等の誘致などの利用を考えているところがございます。

方法につきまして、一旦町が借り上げる形、そしてそれを、議会を通して条例をつくって制定をした上で、今の定住促進住宅のような感じで貸し出すことも可能ではないかなというところで考えているところでございます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

私の質問事項が、2つの質問が含まれているような形になっておりますが、関連づけての質問となりますので、よろしく申し上げます。

まず、クリニックの施設の利活用について、前回、3月議会でも質問させていただきましたが、民間企業様から、民泊や新規事業に活用したいとの要望がありましたので、今回も引き続き質問させていただきました。

企画課長からの答弁にもありましたが、民泊や企業誘致を考えているとのことでしたが、現在、そのオーナー、経営者側です。との交渉というか、話は進んでいらっしゃいますか。

○町長（高岡秀規君）

今、管理のオーナーの役員の方とはお話をしているところで、もし町が事業等を行うのであれば、よろしく申し上げますということでしたので、今回、この質問を受けて、今企画課のほうで、何に有効利用したら一番地域のためになるかを検討していきたいというふうに思います。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

課長の答弁にありましたが、町として借り上げて民間へ貸し出すということ、それも可能なんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在でも、多分一般企業が借りるのであれば貸し出しはしてもらえると思うんですが、ただ、やっぱり金額が高いということで、町が1度借り上げをいたしまして、それを分割をして皆さんに、民間の方に活用してもらおうと。そうすると、例えば賃料等が安くなるんじゃないかなと。あれを一括全部借りますと、やっぱり何十万、何百万となりますので、一回、町が借り上げて、それをある程度分割をして貸し出せるような形をとれば、民間の事業者さんも参入しやすいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

町として借り上げて、また民間の皆様へ借りていただくということで、それも可能ということですね。わかりました。

それでは、町としても大きな負担にはならないと思いますので、前向きに進めていただきました

いと考えます。

それと、先日、施設の中を拝見させていただきましたが、それぞれに部屋を区分けできるような形になっておりまして、厨房から大浴場、それから多目的に利用できる大ホールというかな、大きなホールもありますし、また、身障者の皆様に優しい、高低のないバリアフリー化も施されておりますので、またその後、2次改修等も、中はもう鉄骨の構造になっているような形ですので、その辺はまた2次改修も案外しやすいんじゃないかなと考えますけど、その辺についてまた課長、どうですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今のところ、建物の状況を聞きますと、やっぱり雨漏りが多いというのと、あとお風呂につきましてはボイラー等が壊れているというのをお聞きしておりますので、それにつきまして、町のほうである程度の改修は必要かなと。した上で、区切って貸し出しをすると。例えば、県道側のほうは非常に大きいところがございますので、子供・子育ての多部門に貸し出しもしくは利用できないか。あと小さいところは、例えば民泊であったり、今、IT企業と申し上げましたのは、実はあれは光ファイバーが来ていまして、そのために東天城自体は光ファイバーは来ていませんけれども、東天城クリニック自身が光ファイバーを引いたということで、そういった利用もできるということで、IT企業も可能ではないかなということを考えているところがございます。

それから2次改修につきましては、例えばオーナーさんとの話し合いの中で、どれだけできるかというのが今後の課題だと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

おっしゃる問題点は、改めてまた協議していただいて、東天城クリニックをうまく生かして、今後、北部振興に活用できればうれしい限りだと思いますので、よろしくをお願いします。

関連づけて、こうした民泊施設等が仮にふえることになれば、パラスポーツの支援拠点として誘致にもつながるのかなと考えております。そうしたことに、またその雇用もふえると思っておりますので、その辺について、社会教育課長の御見解もよろしくをお願いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

今の総合運動公園につきましては、竹山議員も御存じだと思うんですけども、現在今、1月から3月にかけてスポーツ合宿等々をとおして、各地へ発信をいたしております。これは、以前から私どものほうで懸念材料としてあるんですけども、この1月から3月以外の4月か

ら12月までのこの期間にスポーツ合宿等ができれば、交流人口という形でふえていくんではないかと。観光客も使えるんじゃないかなと思っております。

その中でも今現在、このパラリンピックやオリンピックにつきましては、前回、セントビンセントの中学生の女子の選手がいらっしゃいました。その中で、我々が今需要として求めているのが屋内運動場、これが非常に今あちこちで称賛をいただいております。それも含め、競技については対応を、種目について対応させていただきたいと。今の施設をどういうふうに使っていくかは、その来られる方々と事前に打ち合わせを行い、公園施設を活用していただければと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

今課長がおっしゃったとおり、1月から3月にキャンプが集中しているということで、上武大学とか、大学、高校野球ということで、もう常時使っていらっしゃるということをお聞きしました。それでもって、そのあいた期間をそうした、こっちから発信して、できたらなあと思っております。

徳之島の気候や風土、そして人々の優しさをもっと知ってもらい、障害を持った方々にぜひこの島のよさをアピールして、言われたように、競技内容には限定があるとはわかりますが、2020年東京オリンピック、またパラリンピックでセントビンセントとグレナディーン諸島かな、ホストタウン登録も結ばれたことですし、今後さらに屋内練習所、トレーニングルームもできまして、それを活用していただけたら幅も広がることだと思いますので、ぜひそのパラスポーツのキャンプ地として各地へ発信のことも考えていただけたらうれしいことです。

現在、天城町では実業団の陸上部の冬季キャンプが盛んに行われていると聞きますが、その滞在期間や団体数、宿泊施設とか練習場所等、知り得る範囲で教えていただけないでしょうか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

一応宿泊施設については、現在ホテルが約3カ所、そして民宿も旅館もございます。ただ、まとめていらっしゃるとなると、今の現状が、これは奄美でもあるんですけども、先にツーリストのほうから予約をいただいている関係で、急にはとれないというのが現状となっております。その点については、ホテル側等も含め、その1年前、それ以前から宿泊等については対応していかないといけないと思っております。その中で、徳之島町においては、今現在、陸上競技場に使えるもの、野球場に使えるもの、いろんな形で競技種目がございます。その点について、先ほど言いましたように、4月から12月の中のシーズンオフの中でいかに集客が見込めるかということで今対応を考えております。

また、宿泊客ですが、済みません、人数のほうは今お答えできませんけれども、後ほどまた

宿泊客については確認をしてお答えいたしたいと思います。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

オフシーズンというか、まあオフシーズンという言い方がいいかどうかはあれなんですけれども、その4月から10月の間、ぜひそうした関係で、宿泊施設等も鑑みて、いろんな方向を考えていただきたいと思います。

前にも述べましたが、徳之島の気候や町民の皆様の優しさ、温かさがリピーターにつながっていると思いますので、そうしたことも頭に入れて、都会ではなかなか見つけられない人と人とのかかわり合いのよさがこの島にはあると考えておりますので、今現在行われております天城町主催のトライアスロン大会にもかかわらず、これが天城町の主催にもかかわらず、この我が徳之島町では沿道の応援風景やボランティア活動にあらわれている。ぜひ障害を持った方々に優しいまちづくりを目指して、受け入れを前向きに考えていただきたいと思います。

それでは、今後、北部はじめ徳之島町全体の交流人口拡大に向けて、最後に町長のほうからも一言あればお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

まず、交流人口につきましては、北部地域について非常に期待をしているところであります。今世界自然遺産登録では、山というものがテーマになっているようですが、私はその海というものが非常に財産ではないかなというふうに考えております。そしてまた、伝統芸能でありますとかおもてなしでも、私は徳之島は有数の地域であると思っておりますので、交流人口を深めることにより、より豊かな価値観を理解をし、そして雇用を生み、しっかりと地域づくりにまい進してまいりたいというふうに考えています。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

島民の気質、気候を生かして、また地場産の食材を使用したおいしい料理、また地場産の黒糖焼酎を提供していただければ、また今後のリピーターにもつながると確信しております。私たち島に住む人間も、地産地消を念頭に置いて、観光客やアスリートの皆様をおもてなしできればと考えております。

また次の機会に地産地消に関する条例についても質問させていただきたいと思います。

それでは、最後にお知らせですけど、6月22日、今度の土曜日、午前10時30分より、母間小学校体育館にて、義足のアスリートボブさんとの交流会が開催されます。ぜひお時間のある方は母間小学校までお越しいただければと考えております。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

しばらく休憩します。11時35分から再開します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、植木厚吉議員の一般質問を許します。

○1番（植木厚吉君）

皆さん、こんにちは。

6月定例会において、私、1番植木厚吉が、通告の3項目について一般質問をさせていただきます。

きょう、また、地元の先輩方がたくさん傍聴に伺っておられまして、多少緊張はしておりますが、今後の島の未来についての一般質問がたくさん出ておりますので、皆様方も一緒になって考えていただければなと思うところであります。

令和の時代が始まり、まさに新しい時代がスタートいたしました。次の世代の島をつくっていくのが我々議会、行政の使命だと感じておるところであります。そのような観点から、島の未来づくりに向けての質問をさせていただきたいと思えます。

まず項目の1つ目、子供を産み、育てやすい環境づくりについてです。

近年、日本では生活スタイルの多様化や晩婚化、夫婦共働きの増加など、さまざまな要因から少子化が進んでいると言われております。少子化の問題は、本町においても大変大きな課題であり、少子化対策や若い世代への支援などが、本町においても大変重要な項目になってくると思うところあります。

このような観点から、徳之島町ではどのような対策をなされているのか。また、今後、どのようなそのような世代に支援が必要であるか見解を伺いたいと思えます。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

少子化の問題でございますけども、ちょっとデータがございまして、都道府県別のデータでございますけども、20代～30代の女性の就業率、働いている人でございますね。これは20代、30代の人口分の働いている割合ですけども。これと合計特殊出生率に相関関係があるというデータがございまして。

これは、いろんな所でも出ておられて、1つや2つ出ているところがございますけども、その中で女性の就業高ければ、特殊出生率に影響出てくると。もちろん因果関係というまでには至っていないんですけども、出ているということで、地域に女性が働ける場をつくること。若

年女性の転出を減らして、Uターン・Iターンを呼び込み、育児と仕事の両立、出産を後押しする施策をやっていくことが少子化の対策に、これは企画課としての意見でございますけども、なると考えているところでございます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今、向井課長の答弁にありましたが、就業率と出生率の相関関係があるとのことですが、それは働ける環境が高ければ、そういう出生率も上がるという捉えでよろしいでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

そのとおりでございます。女性の就業率、働く環境があるということで、女性も仕事をしやすい。休みも取れるし、子育てもしやすいということの中で、出産と言いますか、子供が生まれてくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

近年と申しますか、夫婦共働きがほぼ常識的な時代になってきておりますけども、それを逆に捉えますと、働かなければならぬと。子供を預ける環境であったりとか、まず、専業でなかなか子育てをできる環境にないということが、逆の発想でもあると思うんですけども、そのような観点から、町として子育ての環境について、今の現況であったり、何かあれば報告をお願いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

本町で取り組んでおります子育て支援事業が乳幼児全戸訪問事業、訪問療育旅費助成事業、障害児の受入推進事業と保育園等の延長保育と多子世帯保育料軽減制度の補助、あと病児保育事業、あと巡回支援専門員の整備事業、ファミリーサポート事業、地域子育て拠点事業、保育園での一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、医療関係重心医療の助成、あと乳幼児医療費の助成、ひとり親医療費の助成、そのほか児童扶養手当、特別児童扶養手当、あと児童手当の支給など各種の子育て支援事業を行っております。

残念ながら、事業の内容が子育て世帯に十分に伝わってないこともあり、利用されていない事業も多々あるかと思っております。今後は町の広報誌やホームページ等を活用して、町民の皆様への周知を図っていきたいと考えております。

あと若者世代、子育て世代の皆様がどのような方策をとれば、この事業への積極的な参加ができるかについては、平成30年度に実施しました第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査を行っておりまして、そのニーズ調査を参考にしながら子ども・子育て会議等で

も、今後、検討していきたいと思っております。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

やはり、働きやすい環境ではありますけど、なかなか島内、長期例えば出産等で休暇を取られた時、仕事を続けていくのが難しいという島の現状もあると思います。

企画課のほうとしましては、考えた事業が、例えば昔は子供を背負いながら内職的な仕事をしていました。子供を背負いながら農業をしてました。そういった家庭で仕事はできないかということで、29年から取り組んでいるのがクラウドソーシング。つまり家庭の中でITを使いながら、今、仕事を請け負いきれないかということで取り組んでおります。

現在、7名の方が、これクラウドソーシング。ITを使って、例えばホームページのデザインを請け負ったり、ホームページの更新だったりしているものを家庭にしながら仕事をできるという環境ができてきているということでございます。

これまた、後の質問の中で出てきますので、詳細についてまたお答えいたしますけども、そういった取り組みも、現在しているところでございます。

それから、先ほど就業率が高いということをお申し上げしましたけども、ちょっと申し上げておきます。国が全国で63.7%、徳之島これ町ですね70.9%ということで、就業率が女性の就業率が高いということになっているところでございます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

先ほど豊島課長からありました子ども・子育て会議のアンケートというあれがありましたけども、その中で課長の見解でよろしいですけども、どのような意見が多かったか。たくさんのお意見あったと思いますけども、このような意見が多かったなと感じるところがあれば二、三お伺いしたいと思っております。

○介護福祉課長（豊島英司君）

そうですね。アンケートの中で多かったのは、子育てをしやすい環境の整備ということで、保育士の問題とか、そういうものも出てきております。

あと保育所の中でも、5歳児の保育ができないのかということで、大体5歳児が、今、幼稚園のほうにってことに亀津、亀徳はなっておりますが、先ほども徳田議員のほうからもありましたけど、5歳児の問題等も出てきております。

医療費の関係とかそういうことも、あと公園の問題、そういうことも出てきているような状況です。

○1番（植木厚吉君）

今の話の中で、先ほど松田議員からも意見を頂戴したんですけども、なかなかいろんな制度

面とか、何歳児～何歳児までとか、その制度のくくりがあつて、いろいろ頻雑な面があるとかということも聞いたんですけども、先ほどのたくさん町としてはいろんな事業等々はされてるのは、数からみてもわかるんですけど、それがなかなか周知をされていない。なかなか子育ての世代に、実際に利用されるまでがなかなかうまいことっていなのかなということも感じます。

また、先ほどの会話の中で思ったのが、なかなか連携的なものがうまくいってないところもあるんじゃないかということで、そういったことも課題にあると感じるところでありました。

そのようなとこ、何か、今後、打開策等もしアイデアと言いますか、その打開策が今後こうしていかななくてはいけないという何かあれば伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

実は、トータルにおいて子供を育てやすい環境を整えるための女性の職場を確保してきたのが、福祉の関係であったり、あと保育所の定員数の拡大であったり。女性の働く場をいかにつくるかということでずっと続けております。

それがなぜやってるのは、まだ深く浸透はしてないかもしれませんが、特殊出生比率に係る相関関係、因果関係を調査した結果、今の政策があるということでありまして。

そして、今、必要になってきているのが保育料無料化によって何が起こるか。恐らく働いている世帯は預かれるんですけども、働いていない方、共稼ぎでない方は預けられないという不平等が生じるわけですね。

そこは認定こども園というもののターゲットに、今後、進めなければいけません、一番の多く課題は人材不足でありまして、今、人がいないということが大きな問題であるからこそ、徳之島町は独自にみなし保育士とか、そういった事業に取り組んでいるところです。

今後は人が地域をつくるということで、人材育成が最優先課題であろうというふうに考えておりますので、子育て環境についてはあらゆる面から対策を打って、子供たちが一人になっても生きていける力を身につけるよう、町としては対策を打っていきたいというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

先日、地元の後輩のお祝いと言うか、島で言うクワーユエがあつたんですけども、その場でその父親の彼が挨拶をしていましたけども、本当にすごいいいことを話してまして、この大好きなこの徳之島でたくさんの人に囲まれて子育てをできる環境が本当に幸せで、本当にありがたく感じると、そのようなことを話しておりました。

その彼も、ここ数年で島に帰ってきて、長らく都会のほうにおられたんですけども、本当にその彼のように、この徳之島で親の生まれた土地である島で子育てをしたいと思われている若い世代は都会のほうにもたくさんおると思います。

先ほどの町長の話にも関連づきますけども、次の質問ですけども、子育てをしやすい環境をつくと同時に、また、その子供たちが将来この徳之島でいろんな職につき、活躍をできる環境をつくっていくのも大変重要なことであると考えております。

次世代の徳之島を担う人材を確保するために、まさに雇用の場の創設等島に定住できる環境づくりなど、今現在、町としてどのような対策を打たれておるのか。また、今後、どのような方向で行かれるのかを伺いたしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

アンケート、新成人のアンケートの結果がございます。その中で、91.6%が徳之島に生まれたことを誇りに思うと回答されています。また、一方、将来徳之島に住みたいと考える方は36.4%ということで、6割ほど落ちるところでございます。

そこで、企画課の考えでございますけども、このギャップを埋めるために、まず進学、就職等で徳之島を離れます。子供たちがふるさと愛、徳之島愛を持っていただけるような事業を1つ考えています。

2つ目が付加価値の高い仕事。つまり徳之島、製造業が特にそうですが、経費がかかります。ICT・IoTを生かした付加価値の高い仕事の創造等、今、企画課では考えているところでございます。

具体的に申し上げますと、最初のふるさと愛でございますが、本年度徳之島高校の総合的な探究の時間で、我が島への貢献という事業を立ち上げます。これは、大学生と高校生が一緒になって、自分の島の課題を見出しをし、そして、解決にもっていくと、手法を考えるというようなプロジェクトでございます。

それから、プログラミング教育につきましては、3年過ぎ29年から始まっておりますけど、31年度ことしもプログラミング教育を行います。これは、小学生に向けて、都会に出て恥ずかしくない。そして、島でもできるんだよということを技術を学ばせるというような事業を取り入れてます。

それから、付加価値の高い仕事。これは先ほど申し上げましたけども、働く女性が家庭にしながら仕事ができるICT・IoTの仕事を、これを、現在、取り組んでおりまして、NPO法人が立ち上がって、設立を目指すという段階まできています。この29年、30年事業を受けた女性の皆さんが法人を立ち上げて、みずから仕事をとっていくというような事業が確立されつつあります。

以上でございます。

○1番（植木厚吉君）

先ほど、課長のお話にありましたけども、将来島で住みたい、まず島を誇りに思っているが

90%を超えておると。また、将来島に住みたいという方々が36%。低いとおっしゃってましたけども、自分は、逆に非常に高いのではないかなと思います。

島から出て、都会の非常に便利な住みやすい環境になれた上でも、4割近くの人が将来は島に帰りたいなと思って捉えているということは、非常にいい傾向ではないかなと。決して低い数字ではないのではないかなと捉えるところでもありました。

また、この島、いろんな行事ごと等地域の行事等で、いろんな意味で地域のかかわりも深いですし、我々もそういう中に生まれ育って来ましたので、自分の子供たち世代もそういう気持ちを持っていると思うところではありますけども、先ほどの次の世代の仕事と言いますか、就職について10年後でしたか、20年後かには今現在の時代には存在しない仕事が生まれて、今の小学生や中学生は、今現在、存在しない仕事に就職するであろうという話を聞いたことがあります。

まさに次世代の仕事と言いますか、I o T・I C Tを利用した仕事を中心になってくると思うところでありますけども、その辺の何か、町長、実際の仕事についての何か見解があれば。

○町長（高岡秀規君）

町といたしましては、実は、全て面につながっている政策を打ち出しています。福祉でもそうです。I C Tでもそうです。観光の直行便もそうです。

例えば、仮にI C T等の職業が生まれた時に、有利に働くのは首都圏との直行便がないとなかなか続かないだろうと。I C Tの仕事はある程度のお客様というのは首都圏に多くいるわけですから、ちゃんと交通の便が徳之島は確立されて初めて、私は、将来につながるだろうところから、直行便は観光だけでなく、将来の企業誘致、企業を起こすためにも必要であるというところからしておりますので、今は点であって政策がいつかは面で行われるようになるだろうというふうに、私は信じております。

その36%というその数字は、確かに私も低い数字だと思っていまません。以前、実際、子供が生まれた時に、将来帰ってきたお子さんたちの確率が、パーセンテージが実は36%ぐらいなんですよ。だから、その人たちがしっかりと子育て環境をつくれれば、私は、必ず徳之島の活性化につながるだろうというふうに思います。

私になぜ帰ってきたか。仕事があったからです。だから、魅力ある仕事をしっかりと農業分野でも、福祉分野でも、教育分野でも、I C T分野でも魅力的な仕事場をつくることこそが我々の務めだと思っておりますので、今後は仕事も含め子供たちにとっていい地域であり続けたいという覚悟でもって進めていきたいというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

私自身もまさに子育ての真っ最中であるんですけども、一番上の長男坊がもう社会に出て仕事をしておるんですけども、子育て、生まれた時から学生、社会人までと育ててる真っ最中

は、本当に目の前のことが一生懸命で、なかなか余裕もなく子育てをしてきたんですけども、本当に親戚、もろもろたくさんの人に、地域の方々も含めてですけども、世話になりながら子育てをしてきました。

でも、その子のために、技術をつけるために学校等も高校から上の専門学校等にもあるかせて、やっと本土のほうで安定した職にはついたんですけども、そういった職について親としてすごい安堵、うれしく思ったのも反面、安心したのも反面、今まで一生懸命育ててきた子供が、全て今から定年まで、いわば都会で一生懸命働いて、ヤマトウで一生懸命納税をするというところに、すごい何か矛盾と言いますか、少し寂しい気持ちになったのも、反面あったわけです。

本当に世話になったおじいちゃん、おばあちゃんなんかになかなか恩返しもできることもなく、その子たちも都会で頑張っているんですけども、なかなかそういった意味で、子育てだけに、支援だけに集中するのになにかと。

その子供たちが、本当に将来島で一生懸命できる環境も一緒になってつくっていかないといけないなと感じるところであります。

また、次の質問に移りますけども、また、子育てやそういう子供たちに対しての支援やもろもろの活動は、島の未来に対しての大きな投資であると考えます。そのような観点から、子育て世代にもわかりやすい、伝わりやすい支援という一環で出産祝い金の創設や子供手当の拡充など、直接的な支援ができないかを伺いたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

出産祝い金につきましては、平成27年度に地方創生の先行型事業によりまして、27年度お生まれになったところに報償品として商品券が支給されておりますが、出産祝い金については、子育て世代包括支援センター管轄してます健康増進課とも協議していかないといけないと思っております。

子供手当ということなのですが、児童手当のことかと思えます。現在、児童手当はゼロ～3歳未満の子供さんには1万5,000円。3歳～小学校終了前までは、第一子、第二子は1万円、第三子以降は1万5,000円。中学生には1万円。あと特例1級といたしまして、所得限度額以上の世帯については一律5,000円というところで、6月、10月、2月に4カ月分をそれぞれ支給しているような状況です。この子供手当につきましては、日本全国同一金額の支給となっておりますので、上乘せ支給ということは、現在、考えてはおりません。

現物支給ではありませんが、町長が、以前から申し上げておりますように、子供たちの未来のために、学校でのICTの教育。これも長い目で見れば子育て支援の一環だと、私は思っております。

そのほか、本年10月から3歳～5歳児の保育料の無償化っていうのが始まります。保育所、

幼稚園の保育料が無償になるのですが、先ほども申し上げたように亀津、亀徳保育園に関しましては、現在、5歳児の保育を行っておりませんので、幼稚園への通園となっております。

共働き世帯におきましては、午後の預かりがということになりますと、亀津、亀徳保育園が行っております放課後の預かりのほうに預けなきゃいけないと。その利用料が無償化の対象になっておりませんので、今後は、先ほど言いました子ども・子育て会議の中でもその利用料の助成っていうのは考えるべきじゃないのかなっていう話も出てきておりますので、幼稚園のこともありますので、学校教育課とも協議しながら、早急にこの利用料については検討していきたいと思っております。

○1番（植木厚吉君）

国の方針やら施策やらで、いろんな事業等々進んでくると思うんですけども、国の流れと言いますか、いろんな選挙のたんびとかでころころ変わったりもしたりしますので、本当にいろんなところを見極めて慎重にしていかなければならないのと同時に、また、スピード感を持ってこういうことは取り組んでいかないと、子供はすぐに1歳、2歳、3歳と大きくなっていきますので、スピード感を持っていろんな事象に対処していただいてもらいたいと思うところがあります。

先ほどの出産祝い金という捉えですけども、若い、そういう子供を育てる世代に対して、徳之島町だったら安心して産めるなど。また、次の二子、三子、また頑張ってつくろうかなという、そのような後押しができるような意味で、一番わかりやすく、また、出産時には何かといろんなお金もかかりますし、また、受け取る側も、そういうやり方であればいろんな使い方もできると思いますので、支援の形としてわかりやすいのではないかなと思うところがありますけども、町長、何か見解があれば。

○町長（高岡秀規君）

今、介護福祉課の課長がお話いたしました、10月から無料化が始まりますので、それによって発生する不平等というのは、町が埋めなきゃいけないというふうに考えておりますので、認定こども園も含め学童保育についても、町がしっかりと不平等がないような政策、予算は組まなければいけないというふうに考えております。

そしてまた、出産祝い金につきましては、2年前より、今の議長であります池山議長が祝い金についての提案がございまして、今、予算面でできるかできないかを2年間調査した結果、ある程度予算の割り振りができるという確証を、今、得ているところでありまして、祝い金につきましては支給の方向で、今、財政と話を進めているところでした。

○1番（植木厚吉君）

まさに町を上げて、そういう新しい子供をつくる世代を応援してるという、本当にわかりやすくしていただきたいという観点と、また、将来徳之島に住みたい、戻りたいなど思わせるよ

うな、そのような施策の実現を早急に望みたいと思います。

それでは、次の質問に移らさせていただきたいと思います。

○議長（池山富良君）

植木議員、しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。植木議員。

○1番（植木厚吉君）

午前に引き続き、一般質問をさせていただきたいと思います。

質問の2項目めですけれども、町内の観光施設の整備状況について伺いたいと思います。

世界自然遺産登録が来年の夏にも決定されると期待をされているところでございますけれども、登録を前にして、観光客のほうも徐々に増加しているように日々感じられるところであります。今後の対応として、町内にある既存の観光施設等の整備補修などが急務であると考えますけれども、今後の事業計画等を伺いたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

徳之島町観光施設整備事業基本計画に基づき、補助事業等を活用できるよう、年次的に進めていきたいと考えております。

○1番（植木厚吉君）

この観光施設の件につきましては、ちょうど1年前の6月の議会で、初登壇の際に取り上げさせていただいた経緯もありまして、その当初お答えいただいたのが、北から順にいきますと、金見展望台の整備、山ホワイトビーチ、畦プリンスビーチの整備、花徳ビーチ、闘牛練習場、花徳黒畦海岸、下久志海浜公園、井之川地区観光拠点施設、その次が、なごみの岬公園という形で答弁いただいたところであります。

今現在、見回してみますと、金見の展望台の周辺もかなりきれいに整備されておりまして、先日ジビエカフェのほうも完成して、金見のほうにもたくさんの人が観光で訪れているということをお聞きしたところであります。

また、その次に、井之川地区の観光拠点のほうも順次整備が進んで、もう完成されたとお聞きしております。

ちょうど、金見と亀津地区、井之川地区の中間地点にあります花徳地区の、先ほどあげましたけれども、闘牛場とかビーチの整備、この辺をぜひ、可能であれば今後の事業計画の筆頭の案件としてあげていただければなと思うところでもありますが、その辺の見解を伺いたいと思

います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

先ほど言いましたように、6カ所計画があげておりまして、井之川の地区拠点施設整備のほうは、6月のほうで補正をあげてありますので、北部地区のほうは金見と山、そして花徳のほうは、地域営業課だけの観光でありますけれども、北部のほう、北部開発のほうと絡めて一緒になって進めていきたいということで、次年度の補助金の申請等ありましたら、そのときに一緒になってやっていけるように進めていきたいと考えております。

○1番（植木厚吉君）

この話の流れとといいますか、花徳の闘牛場と言いましたけども、御存じの方も少ないかもしれませんが、花徳の集落内に、古い施設ではありますけども闘牛場がありまして、その周辺を整備したいという話があったと思うんですけども、徳之島町のほうには、闘牛場というのが今現在ではない状況にありまして、伊仙町、また天城町でも、その計画をされているということを知りたんですけども、なかなかドーム型とかいうように、最近はやりのそういったような施設というのは、予算的なものでも無駄になるのかなとも思いますが、逆に、今ある既存の施設を、景観を生かすような、闘牛場として改良して使うのも一つの案ではないかと思えます。

その辺の流れで、もし副町長、闘牛の施設関連で何か見解があれば一言。

○副町長（幸野善治君）

実は、私も、闘牛場、闘牛は好きな一人でありまして、花徳闘牛場で観戦したことがあります。大きな大会も以前やっておりました。

今、3町で、一番大きな問題になっているのが、町長も大変だと思うんですが、闘牛関係者からの要望であります。伊仙町にもある、天城町にもある、徳之島町には大きな施設がないということで、いろんな要望を受けていると思いますが、本当に大きな闘牛場をここがつくってしまえば、伊仙町の闘牛場、今度また天城町にもドームということで打ち出しているんですが、維持管理やることができるのかどうか、これは大きな問題になると思います。

そうなってきた場合に、今課内で、関連課長、観光担当の課長や企画課の課長、総務課長、町長と話しているのが、そのかわりに、闘牛は文化財として残さないといけないし大事だと。それは、施設をつくるのも将来は考えないといけないけど、人的支援、闘牛を減らさないような政策をとらないといけないということをおっしゃっています。

また、それと付随して、花徳には闘牛場があったわけですから、補修をして、国の補助事業をもらってつくるという計画も地域営業課のほうでは出しているようですが、まず駐車場の問題があります。駐車場をどうするか。そして、その海岸端には、あそこは花徳海岸、波が高い

ですから、有名なサーファーたちが来てサーフィン大会等もやっております。そして、福祉施設もあります。その絡みで、簡易型というか観光型の闘牛場はできないものか、駐車場の件がクリアしたら。そういうことを今、町のほうでは考えて議論しておるところです。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

地理的な問題で、確かに駐車場の件とか課題は山積だとは思いますが、駐車場の件に関しては、今花徳のほうで進めさせていただいている住宅のほうですね、その辺の一部をお借りするとか、これはアイデアの一つですが、そういった方向もあり得るのかなと思ったりもします。

それと、先ほど副町長がおっしゃられた、闘牛文化という意味での継承という件で、この闘牛場の施設に関しては、興行というかそういった方面ばかりではなく、文化財の継承とか観光に特化したような、またよそとは違うありようであるのもひとつおもしろいのではないのかなと思うところでもあります。

ここ最近、やはり闘牛を育成していくのも大変苦勞とお金がかかるということで、闘牛を育成される方々も大分、頭数も減ってきているということも聞きますので、またそういった支援が統括して一緒にできていければいいのではないかなと思うところでもあります。

また、ぜひ、新たな施設をつくるのは大変かもしれませんが、また観光のいいスポットができるように、今後検討していただければなと思うところであります。町長のほうからも何か御見解いただければ。

○町長（高岡秀規君）

世界自然遺産登録もそうなんですが、日本文化遺産、日本遺産は、観光につなげるような遺産でないとなり得ないわけですし、今副町長が答弁があったように、今話していることは、伝統芸能も含めて、闘牛も含めて観光につなげるような引き継ぎ、そしてまた、子や孫に引き継げる文化を事業としてやっていこうという話をしているところで、その闘牛場につきましては、まず今課題になっているのが、牛が減ってきたということと、あと担い手が少なくなってきたということで、そこをしっかりと強化して、文化財としての認識と、そしてまた持続可能な闘牛文化というものを構築した後でも私は遅くないのではないかなというふうに思っていますので、今後は、その担い手でありますとか牛等々について、闘牛徳之島町支部というのがございますので、連携を図りながらしっかりと対策は打っていきたいというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

ぜひ、言葉は正しいかどうかわかりませんが、闘牛もいい面ばかりでもありませんので、その辺をしっかりとまた協議をしていただいて、文化財とまた伝統的なものという捉えで、しっかりと進めていけるような感じでこのような事業も一緒になって進めていただければなと思うと

ころであります。ぜひ、前向きに御検討いただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

北部から亀津方面にかけて、観光客が利用される、大型バスが立ち寄れるような公衆用のトイレが非常に少ないと感じているところでもあります。立地的に大変便利な場所にあります里久浜のトイレなんですけども、大変老朽化も進んでいまして、現在雑木等に覆われ、トイレ内の照明器具等もないため、日中でも非常に薄暗く利用がしづらい状況であります。新規の整備は難しいかもしれませんが、建物の補修や外周の整備等々、照明器具の整備等、対応はできないか伺いたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

里久浜のトイレに関しては、議員のほうから言われたように、確認をしましたところ、ちょっとトイレ内にも電気がついていないということで、こちらのほうも、昼間使うので大丈夫じゃないかなと思ったんですが、やっぱり周りが木とか樹木が生えていますので、暗くて衛生的にもよくないんじゃないかなと考えておりますので、財務のほうと相談をしながら、補修や修繕等を行っていきたいと考えております。

○1番（植木厚吉君）

前向きな発言ありがとうございます。ここは、観光拠点という捉え方だけではなくて、地域住民の方々もよく利用されている場所とか、浜を利用されている方もよく利用されているところなので、そういう公共の施設という意味で捉えて整備等ができればなと思うところあります。

つい昨日なんですけども、そのトイレだけではなくて、ごみゼロの日の一環として、東天城中学校の生徒たちが里久浜の清掃を行ったそうなんですけども、そういう地域の活動といいですか、学校の活動なりそういうのも含めて、観光施設等も一緒になって整備をしていくというか、公共のものなので、自分たちのものという意識づけをするためにも、また例えば、北部にある施設は花徳支所や地域の方々と連携していて、年数回かそういう清掃活動を行うとか、そういう捉えもいいのではないかなと思いますけどもどうでしょう。

○地域営業課長（秋丸典之君）

先ほど議員が言われましたように、北部のほう、うちのほうが清掃担当の職員が2名臨時で入っています。手々からなごみの岬まで、2名で週2回、トイレ掃除がメインなんですけども、行っております。例えば、手々、金見、トイレが汚れていると緊急に連絡があった場合、うちのほうから行くとなると、時間的なロス及びちょっと距離、いろんなことが考えられますので、できれば今回、ちょっとまた各関係機関と、各課と協力をして、北部のほうも向こうではできないのか、全部うちでやるのか、それもちょっと話し合っ、地域でももし清掃ができるんで

あれば、地域がそういう団体にお願いできるのかどうかを、ちょっと話し合っ、また関係課と協議したいと考えております。

○1番（植木厚吉君）

施設によって利用される方々も、特に違ってきたりもすると思うんですけども、やはり各地域ごとにある施設ですので、地域の方にもその地域のものであるという意識づけも大変、今後重要になってくるのではないかなと思うところであります。

たまにトイレのほうも利用させていただいたりするんですけども、本当ここ最近、備品とか、内部の掃除は本当に行き届いているなと感じるところがあります。放置されているようなところは見た感じではないような、ティッシュ等もきちんと管理されているなと思いながら、2人では大変だろうなと思うところも感じるところであります。

また、なかなか、これをどこにきなさいとかという、そういう方向は難しいとは思いますが、いろんな活動を通して、集落の方々、地域の方々に連携をとっていただくふうにもっていくのも非常に大事であると思いますので、今後また検討のほうをお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

項目3つ目ですが、畑総地帯の農道の整備について伺いたいと思います。

近年、農作業の機械化、大型化が進み、作業の際、トラクターでの移動や軽トラック等での資材運搬等などの作業の効率化のためにも、農道の整備は欠かせないことだと思います。

しかしながら、島内の畑総整備済み、いわゆる圃場の整備をされた地区においても、いまだ未舗装、コンクリートなりアスファルトなりの舗装をされていない箇所もまだまだ多く見られます。大雨の際とか大雨の後など、路盤が流され、大きなわだち等ができるなどして、往來の際に大変走りづらく危険であるのではないかと考えるところであります。安全に通行できる農道の舗装整備が不可欠であると考えますが、また特に、花徳地区の農道整備がおくれているようにも感じるところでありますけども、今後の整備計画等を伺いたいと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

今後の農道整備計画についてなんですが、畑総事業におきまして、平成30年度より新規採択されました第一尾母1期2期地区で、畑かん土層改良に合わせて約3キロの農道整備、また、令和4年度新規採用予定で、花徳地区におきまして土層改良、畑かんに合わせて約9キロの農道整備が計画されております。花徳地区におきましては土層改良、農道整備につきましては黒畦周辺の地域を計画いたしております。

また、先ほどありました畑総地帯の農道において、未舗装の部分が多いとのことでしたが、畑総事業で区画整理等を計画するに当たりまして、農道の舗装種別を選択する際、道路の縦断勾配により選択を行うということでありました。12%を超える勾配がある場合にはコンクリー

ト舗装が選択されることもあるということでした。ですが、事業費等々を鑑みますと、平坦な部分につきましては、コーラル等の土砂系の舗装になることが一般的であるという答えを土改連のほうからいただいております。これが、現在未舗装の箇所が多い原因となっていると考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

当初のその設計の段階で、工事費等々、設計の絡み等で舗装の種類があるとのことですが、やはり島の場合は、頻繁に台風も来ますし、本当に今の梅雨の時期ですとか大雨の降雨の際、本当に流されることが非常に多いと感じるんですね。その農道の補修に関しては、多面的機能交付金で補修等々は随時されているのは見ておりますけども、やはり何回も何回も同じように流されるのであれば、事業として舗装等をするようなふうにもっていかないと、恐らく多面的機能のお金では、なかなか予算的にも厳しいところがあると思います。

今後、県などの事業として、そのような整備化計画とかができていけないか伺いたいと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、多面的機能の事業におきましては、コンクリート舗装等はできないということになっておりますので、おっしゃったとおりやっぱりいろんな事業を取り込んでいかないといけないと思ひまして、一応、県のほうにお伺いしたところ、畑総事業の担い手育成型、担い手支援型の中の農業生産基盤整備事業、また、県が行います県単事業の農業農村活性化推進施設等整備事業の中の農業農村整備対策、それから、市町村が行います団体営事業の農業基盤整備促進事業がありました。

ですが、各事業とも、採択要件、採択基準等がありまして、受益者の施工同意が必要なこととかがありますため、きょうあす、すぐすぐ事業化できるものではないということです。

事業化に当たりましては、今、私たち井之川地区の新規畑総を推進しているんですが、地元の盛り上がり、協力が必要。それからまた事業におきましては、採択まで時間がかかるということでもあります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

事業となりますと、本当におっしゃるとおり、きょうあすできることではないというのは十分に理解できます。でも、農家さんに対して、今後何年内でこのような計画ができますとか、今後の見通しをつけてあげるだけでも希望が持てるといたらおかしいですけども、いずれはなるのだなど、放置はされていないと捉えてくれると思うので、その辺もぜひ進めて、前向き

に検討させていただきたいと思います。

先ほど、課長の答弁の中に、やはりそういう地区の、受益者の施工同意等、もろもろその後の事業につなげていくためには、農家さんの理解や協力が大変重要になってくるところかと思っています。その流れで、現在進めている中間管理機構等を同時に推進しながら、一緒になって事業を進めていく必要もあると思いますけども、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

農地中間管理事業に、今年度は黒畦地区を重点地区に作成しております。地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けていただいて、担い手の農地集積、集約化に取り組みますと協力が金が交付されます。

協力の金は、各地域の各組合で協議していただいて、例えば農道整備等、また地域農業振興のために活用していただければ幸いです。

○1番（植木厚吉君）

今後、営農座談会等とかで周知活動のほうはあるようなんですけども、いろんな農政に関しましても、いろんな事業等があるようです。中間管理機構ももちろんそうなんですけども、人・農地プランとか、農政にかかわる事業はたくさんあると思うんですけども、なかなか、やはり農業をされている方は農業が専門ですので、いろんな事業とか詳しく踏み込んで理解されている方も、やはり見ても少ないなと思うところでもありますけども、最終的には、農家さんの同意でありますとかその地区の協力がなくては事業の推進等も難しいと思いますので、そういう、特に管理機構の活用とか、もちろん座談会の中で説明、私も受けたことありますけども、やはり年配の方やら借借人やら地主さんやらとかの理解度が、いまいまだ低いのかなと思うところもありますけども、今後、そのような説明会とかも、特化してそれだけの説明会をまた頻繁に行うとかする必要もあるのかなと思いますけども、その辺はどうでしょうか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

周知活動ですが、農地中間管理事業の事業計画の中で、農林水産課、農政サイドのほうに、今議員がおっしゃられた人・農地プラン、それに位置づけられておまして、お互いに話し合い活動をもとに、この中間管理事業を進めていくという位置づけがありますので、各集落また参集いたしまして御説明をさせていただきたいと思います。

○1番（植木厚吉君）

今のお話しの中の人・農地プランとありましたけども、もし説明、少しいただければ。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

人・農地プランなんですけども、ことしより農地中間管理事業に位置づけられる予定で、実質化

した人・農地プラン、人と農地を結びつける計画なんですけど、まず、今農業委員会で一期一会活動、一筆調査ですね、土地の一筆一筆。これの総点検を行っております。農業委員さんが各農家さんを回りまして、一筆一筆その意向、5年後の意向、現在どうなのか、その意向調査をしております、その情報をもとに、図に落としていく、それで年齢層とか測っていきながら図面化して、それで人と農地を、5年、10年先を検討して結びつけていく、その話し合い活動を、人・農地プランとして今進めていこうと考えております。

○1番（植木厚吉君）

本当に、いろんな事業等々たくさんあるんですけども、先ほどからも申していますが、やはり本当、農家さんになかなか浸透しづらいといいますか、しっかり理解まで至っているかというとなかなかその辺まで至っていないのかなと思います。本当に農業される方は、なかなかこういう事業や何やというのは難しいと思うので、本当に丁寧に、私たちも含めて一緒になって取り組んでいけたらと感じるところであります。

また、私どもも、いろんな農道の補修とかそういうもろもろのお願いとかされたりもするところなんですけども、本当に1件1件の農家さんだけを相手にするとなるとやはり難しいところでもありますので、その地域でありますとか団体ごとに大きな枠で捉えて、地域を上げて要望をしていくことが、今後大事になってくるのであろうと感じるところであります。

最後になりますけども、農業農村整備事業の今後の展開等、町長から何かあれば。

○町長（高岡秀規君）

まずは、今、ダムが完成したところありますので、畑かん事業等の推進を極力早く、同意を得ながら農家の皆さんに水を供給することが一つと。

そしてまた、それに担うソフト面での作物のチャレンジですね。サトウキビ、畜産、バレイショ等以外の、高収益高単収が得られる作物を研究しなければいけないということで、花徳で研修センターを開設したところあります。

今後の畑総事業につきましては、井之川地区の畑総事業を新規で採択へ向けて、今頑張っているところありますので、しっかりと農業の雇用につきましては。魅力ある農業の雇用というものを創出することに全力を注ぎたいというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

これは先日、少しあった話なんですけども、業者さんのほうも農家さんの同意を得てスプリンクラーの取り付け等の作業に取りかかろうと、いざ工事に入ろうとしたところで、農家さんのほうがもう1機立てたいからちょっと延長してくれとか、やはり最終的に、その農家さんの意向でどうしてもそのような変更が出たりとかですね、中止も出ていますので、やはり農家のほうにもしっかりとそういう事業の概要とか、また協力体制もしっかりお願いしていくのも大事になってくると思います。

最後になりますけれども、事業の推進に向けて、行政、議会、民間の三位一体となって取り組んでいけるよう、私たちも努力していきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許します。

○6番（勇元勝雄君）

皆さん、こんにちは。

この間の南海日日新聞の南海天地にこういう記事がありました。「奄美市の元総務部長のMさんは、都市計画決定前の各整理事業にかかわり苦勞した人だった。開発公社時代は、時間があれば、奄美文化センター周辺の清掃に汗を流し、草刈マサオだと笑っていました。総務部長に就任した際、心情を聞いた。役所は株式会社、株主は町民、私たち職員は社員、市民サービスが配当、職員は市長ではなく市民のために仕事をしなくてはならない。」こういう文章がありました。

現在の徳之島町、こういう言葉に合致しているでしょうか。我々議会は、これに当てはめると、株式会社の監査役だと思っています。私は、5年間議員をしてみいました。これからも、町民のため、町民目線の政治を貫いていきたいと思っています。

そういう観点から、以下の4項目について質問をしたいと思っています。

6番勇元勝雄が質問をいたします。町長、執行部の明解なる答弁をよろしくお願いします。

1項目め、これは議員に就任して3回目からずっと訴えています、子育て支援。

先ほど、出産祝い金を支給するというのを、確定はしていませんけど、ある程度財政に余裕が出てきたから、そういう出産祝い金を支給するというので答弁がありました。

子育ては、子供が生まれてから学校を卒業するまで、継続していかなければならないと思います。伊仙町は、今年度から、子供医療費を中学校まで無料にしている。そのほかに、出産祝い金、また住宅の使用料の軽減、そういうことも実施しています。天城町は、子供医療費無料化、保育料の無料化、出産祝い金を支給しています。人口の減少率を見ても、伊仙町、天城町より徳之島町のほうが率としては高い。そういうことを考えて、もっと町は、子育て支援に力を入れるべきだと思います。

町長の答弁をよろしくお願いします。

○町長（高岡秀規君）

お答えします。

医療費の無料化につきましては、以前よりも答弁があるように、所得の低い人たちにはしっかりと無料化へ向けてやらなければいけないと思っておりますが、全世帯の無料化については、

国の施策、県の施策に準じた形でやっていきたいというふうに考えております。

なぜならば、保育料の無料化につきましても、結果的には、消費税2%アップの増税によって賄われてしまったということです。そして、全員の医療が無料化においても、今、徳之島町の保険税の税額を上げたくないということで、今頑張っているところでありまして、一般会計からの繰り入れは1億5,000万円と約2億近い、多ければ、が予想されます。そして、今日本が、政府が進めているのが、県全体の保険料を均一化していただきたいというような指導が出ているようでありまして、今後も、その指導が強く働きかけてくるのではないかなというように考えておりまして、その保険税が一元化になれば、サービスの内容は統一化になるだろうというふうに考えております。

今後は、国や県の動向を見ながら、しっかりと税をなるべく上げずに取り組んでいきたいというふうに思いますし、まず医療費につきましても、病気にならない体づくり、健康づくり等にも力を入れながら、子供たちの将来に向けて子育て支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今、町長が、1億5,000万～2億の繰り入れをしているという話をしましたけど、保険税は今、一般会計から繰り入れしているような状態でしょうか、伺います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

現在は、県単位の広域化となりまして、30年度、31年度につきましても、一般会計の繰り入れはなくてできるということではありますが、来年度はまたわかりません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

恐らく、保険税は、一般会計の繰り入れをしないよという指導があったと思います。町長は、保険税を上げないために、医療費の無料化はできない。しかし、ほかの市町村は全部やっているんですよ。保険税が上がるのを覚悟でやる、上がってもいいよという覚悟でやっているとは私は思います。よく、議会在終わってから議長とも話すんですけど、子育て支援どうですか、そういう話をしたら、もっとしなければいけないという、先ほど町長の答弁にありました。議長はそういう子育て支援を一生懸命やらなければいけないという考えを持っているという話もありました。

徳之島町だけなんですよ、ほかの市町村は、全部保険税が上がっても子育てしなければいけない、そういうような考えでやっていると思うんです。ここにいる課長の方たちも、また、議員の方たちも、自分の孫の時代を、ほとんど医療費無料化の、都会にいる人はそういう状態

になっていると思うんですよね。うちの孫なんか、帰ってきてても、「徳之島の病院に行ったら何で金を払わなければいけないの」。そういう話もするんですよ。

幸いにして、保険税の一般会計の繰り入れがなくなった、その金も浮くわけですよ。地方消費税の中にも、社会保障分として、7,000万~8,000万の金 coming しているわけですよ。奄美市、ふるさと納税とそれで中学校まで無料化にしています。こういう状態でできているのに、そして徳之島3町の人口の減少率を比較しても、伊仙町、天城町より徳之島町のほうが高いんですよ。一番多い時は、1%ぐらいの差がありました。子供は町の宝、国の宝ですよ。

町長は、この間息子さんの結婚式がありました。お孫さんが2人いましたね。そういうことを考えたら、無料化にすることがベストじゃないんだけど、子育て支援、裕福な方、若い世代でそれだけ裕福な方、そんなにいないと思うんですよ。

町長は、教育に力を入れる、それも大事です。子育てというのは、生まれてから学校を卒業するまで継続して初めて、私は子育てだと思うんです。教育に力を入れる、それに対してどれぐらいの予算を組んでいるか答えてもらいたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

教育面については補足すると思いますが、ただその今の保険制度ですね、少し誤解があっただけではないので、一般会計の繰り入れはないということは、ずっとないというわけじゃなくて緩和措置であります。それで、基金に積み立てて、その基金がなくなり次第、一般会計から繰り入れが発生してしまうということを今、ある程度認識していなければいけないというふうに思いますので、今後はその医療費に担った保険税となりますと、恐らく上げざるを得ないと。

今でも、私は保険税を上げてでもやるかどうかについては、国や県の動向を見ながら極力保険税を上げずに、国保というのは非常に高いですから、今でも保険税が高いという認識はあるかというふうに思いますので、しっかりと保険税を上げずに、今は医療費についての持続可能な制度設計をするべきだというふうに思います。

教育につきましては、また担当のほうからお答え願います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今、徳之島町では、一応ICT・IoT活用教育推進事業としまして、2020年度からの新学習指導要領の完全実施に先駆け、町内各小学校へタブレットやデジタル教科書の導入やWi-Fi環境の整備、プログラミング講師の派遣を行っています。あと、平日の放課後、土曜の午前中に、公民館等を活用して、学習内容をより効果的なものに改め、学士村塾を開講しています。また、夏休み期間中に大学生を講師として向学塾を開講しています。

あと、小学校で15名、中学校で6名の特別支援教育支援員の配置を行っています。ほかの市町村と比べて高い配置率となっています。

あと、母間小、花徳小、山小、手々小の4校で遠隔教育を実施しています。

あと、特色ある学習支援のためのアイデア創出プロジェクト事業として、学校または教師からの学習の方法などの提案、アイデア創出を事業化し、教師の指導意欲を高め、児童・生徒の学力向上を図ることを目的に、ことし、母間小、花徳小、手々小で実施する予定であります。

あと、中学生、国際交流事業で、今後の国際社会において通用する人材の育成の目的で、アメリカ合衆国オレゴン州に夏休み、約2週間、中学生を2名派遣する予定です。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

学士村塾とかそういうのは、私が知っている限りでは、龍郷町も塾に通う生徒をシルバー人材センターの協力を得て送迎をしている、ほかの市町村もやっているわけですね。

そのICT、IoTは、各小学校、町内の小学校全部配備しているわけですか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

ICT、IoTのタブレットの配付なんですけど、一応全小学校に、人数の多い5年生を対象に配りますので、授業では全員が使えるような形になっています。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

教育に力を入れるんだったら、去年、ほとんどの市町村がクーラーの設置を補正でとっています。暑い中で勉強するよりも、クーラーを入れて涼しいところで勉強したほうが、私は能率は上がると思うんですね。徳之島町は、今後クーラーの設置を計画しているかお伺いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

クーラーの設置に関しましては、以前から、木原議員等からもございましたが、今後、国、県、他市町村の動向を見ながら検討する必要があると思っています。

○6番（勇元勝雄君）

クーラーの設置なんですけど、去年みたいにああいう補助金ですか、交付金ですか、全額国が持つ、そういう事業はまだ続いているんでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

一応、去年あった特別な交付金の事業は、去年限りでしたので、ことしはないです。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ことしはないということは、恐らく今後もないとは言い切れませんが、ちょっと難しいん

じゃないかと思うんですね。ほかの市町村、全部手を上げて入れている市町村がほとんどです。教育に力を入れるなら、教育の場、教室をもっと涼しくして勉強ができるような状態にもってってもらいたいと思います。こういう事業があったら、おくれないように対応をとってもらいたいと思います。

2番目の庁舎建設についてお伺いします。

役場職員の庁舎建設建て替えプロジェクト委員会で現地建て替えに決まったことについて各委員の考えをお伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

プロジェクト委員会、これ16名でございますけども、11回開催されました。その中で話し合われたこと、さまざまことが話し合われました。役場の中の組織の問題、それから実際の庁舎の面積の問題、駐車場の問題、スケジュールの問題、それから用地選定の問題、それから機能の問題等々さまざまな面から検討、協議いたしまして、場所につきましては現地建て替えに決定したところでございます。

今後は、この意見を踏まえて、竣工まで粛々と進めてまいりたいと、2020年内の着工にかけて進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ほかの委員は。

○議長（池山富良君）

勇元議員にお願いします。

プロジェクト委員会の委員長が岡元総務課長だったんですけども、その副会長が向井企画課長が行っておりまして、代表で、一応向井企画課長のほうから答弁をさせていただきましたけど、よろしいでしょうか。

○6番（勇元勝雄君）

各委員の意見を聞きたいです。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現地建て替えに決まったことについてですけども、そのプロジェクト委員会の中で、今検討事項につきましては、企画課長が申し上げたとおりですけども、それを踏まえまして、徳之島町の場合は、プロジェクト委員会の中で、安全性とかあるいはインフラ、それから拠点整備、利便性を総合的に勘案して、その結果、プロジェクト委員会の中では、現在地のほうがいいのではないかというふうなほうで構想の中に決まったということでございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

勇元議員、よろしいですか。

○6番（勇元勝雄君）

各委員に。

○農林水産課長（高城博也君）

私もプロジェクト委員の一人で、プロジェクト委員会の中では、学校教育課長ということで参加しましたので、私の考えは、まず学校教育課の関係で、教育委員会の立場で、現在学習センターのほうに事務局が全てあるということで、以前は、役場の中に社会教育課並びに学校教育課と一緒に事務局として構えて、教育長を代表にやっていたんですけども、何分にも、学習センターに置いている課の配置によって、なかなか連携がとりにくい部分、また、教育長から町長部局の決裁等をもらうときに、まだこちらのほうに来なきゃいけないということで、できれば役場の中に、一緒に庁舎の中に入れてほしいというふうな考えで参加いたしました。

また、個人的な考えになるんですけども、以前から場所の話をされているんですけども、私のほうは、確かに、勇元議員のほうがよくおっしゃるように、高台とそういうふうにするんですけども、私のほうは、まず避難だと思っておりますので、一緒に逃げてその後に助けに行くというふうな考え方からしたら、やはり現地で、できれば耐久というか地震、津波等に対応できるような、とりあえず避難できるような庁舎にしてもらいたいという観点から意見を申し上げた次第であります。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

私も、プロジェクト委員会の建設課の代表として出席いたしました。

設置場所については、町民アンケートの7割が現地希望となっており、あと、また利便性がよいとの意見があり、高台建設による敷地、造成、取り付け道路等財政負担が大きいと考えられる。また、現地建設の際、ネックでもある津波対策についてはピロティ及びかさ上げの解決で、これらを考慮して、現地建て替えのほうがよいのではないかと考え、私の意見としては、設置場所として現地建て替えということでした。

以上です。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えします。

この現地場所につきましては、プロジェクト委員会の中で、この基本構想の新庁舎の位置の中に、庁舎の位置は地方自治法第4条において、「事務所の位置を定めるまたは変更するに当

たって住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、ほかの官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」というのを私は一番重視しておりまして、また、この土地を選定するに当たりまして、不覚的要素が多く、相応の時間を要する可能性がある用地交渉を新たに行うことは、工程上困難ということから、この場所を選定いたしました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

こういう話し合いを持つ前に、起債の条件とかそういうのは説明をしたんでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

起債の件につきましては、今回とも、緊急防災減災事業債があるということ等を含めて、その他の事業債との比較も取り入れて説明をいたしております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

答弁になっていない。起債するに当たっての条件を。

○議長（池山富良君）

勇元議員、もう一度お願いします。

○6番（勇元勝雄君）

緊急防災事業ですね、津波想定区域内にあって移転をする場合となっているんですよね。そういうことも、その説明会の中で説明して話し合いをしたかどうかです。

○企画課長（向井久貴君）

そのことも、一番最初のほうで説明をしております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

移転をするということはどういうことでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

津波想定区域であるけども、近くにそれ以外の場所がないということで、現地を検討したということでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

場所がないってどうして断定できるんですか。幾らでもありますよ。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

場所につきましては、5点ほど上げて検討をしたわけですけども、前回もお話しをしましたように、総合運動公園であったり亀津公園であったり県住江籠住宅の周辺であったり農政局跡地、それ以外にも議員のほうからほかにもあるじゃないかということで、これは検討委員会がスタートしてからなんですけども、9つほどの検討、考えるところですね、現場のほうを委員のほうで、全員までじゃなかったんですけども、確認をしております。

そういう中で、現在地につきましては、津波想定区域内ではありますけども、高台等の現地を確認したところ、どうしても適切な場所がないということで、またそれをクリアするためにも、造成なりあるいは接道、それから農振地域の除外とか、もろもろのことについて期間を要すると。そういうこともありまして、その上で、現在地ということになっております。

それから、また先ほど起債の条件ということで、その話が出たのかということでしたけども、これにつきましても、防災拠点としての業務を継続する上で、いろんな問題が懸念される一方でありましたけども、徳之島の地域防災計画というのがございますけども、その中におきまして、鹿児島県の津波浸水区域外の高台に適切な移転先がなく、浸水区域内である現庁舎に建て替えをせざるを得ないということで、防災計画の中にちゃんとうたっておりますので、それによって起債の条件に合致するというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

防災計画の中で合致する場所がない。それはどうして断定できるんですか。

その防災計画を立てた方々はどのようなメンバーなんでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

徳之島町防災会議というのがございまして、委員の方が37名おります。これは、国、県、町、それから市町村の町の関係団体ですね。そこからのメンバー構成の37名の中で防災会議を開いて、この防災計画のほうに載せているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

それがおかしいんですよ。移転する場所がない。結局はこの事業は、ただその起債の条件がいいから、それに合わせるために現地建て替えということをやっているわけですよ。2番目に……

○議長（池山富良君）

勇元議員、しばらく休憩します。2時40分から再開します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

勇元議員。

○6番（勇元勝雄君）

県の市町村課との打ち合わせはどのような状況になっているか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現在、新庁舎建設検討委員会で、基本計画策定に向けて、検討が今行われているところでございます。基本計画案ができ次第、7月をめどに住民説明会を予定しております。その住民説明会が終わった後に、基本計画をもとに市町村課のほうへ説明を行う予定ということで現在進めているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

起債の条件が、津波想定区域内にあって移転をする場合となっていますね。そういう条件がある場合は、基本設計ができる前に県と打ち合わせをして、条件をクリアできるかできないか話し合うのが筋じゃないかと思うんですよね。基本計画できて、今度の補正でボーリングの予算も出ています。そして、起債の条件に合わないから起債はできませんよとなった場合、町費の無駄遣いなんですよ。その点について、どうお考えでしょうか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

起債の対象になり得るかどうかなんですけども、それが先に相談をするべきじゃないかという議員の御指摘かと思うんですけども、町といたしましては、全てのその基本計画、町としての構想をもって初めて県のほうへのお願いという形がとれるものだと思っております。

その中で、先ほども申し上げましたけども、この緊防債に関しまして、高台等への移転先がない場合には、それが防災計画上ちゃんとうたわれているようであれば、緊防債の対象になるということでございますので、それを踏まえた上で、県との話し合いも今後進めていくということでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

何回か県にも行って、航空写真を持って行って、こういう場所がありますよということは言っているんですよ。防災計画にないという結論が出ているからじゃないんですよ。国がどうしてこの起債条件で時限立法をつくったか。

前に、南三陸、女川町、視察に行きました。女川町しかり南三陸町、全部高台に移っています。特に女川町は、防波堤をつくらない。防波堤をつくったら町民が安心をするから防波堤をつくらないという理念で、今工事をしていました。

そういうことを考えたら、緊急防災緊防ですよ。何のために法律をつくったか、津波想定

区域内。そういうことを考えたら、県ともっと打ち合わせをすべきであって。県に行っても、町のほうから何も話がない。普通の事業だったらいいんですよね。条件がついている起債ですから、ただ防災計画上に移る場所がないから、それだけで恐らく県も納得しないと思うんですよ。場所はあるわけですから。

そういう点を踏まえて、もっと県と密に連絡をとり合ってやるべきだと私は思います。

3番目、町民アンケートの中身についてお伺いします。

庁舎建設に対して、現地建て替えに対して賛成の方が多い。もし、そのアンケートの中身が、7.3メートルの津波が想定されていますけど、現地建て替えということによろしいでしょうかという質問だったら、その答えはどのぐらい変わるか想定していないでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

アンケートにおきましては、現地建て替え建設に誘導となっていないか。あるいは、その津波対策、津波浸水想定区域ということも含めてアンケートをとったら変わったんじゃないかなということがございますけれども、当初、プロジェクト委員会の中でも、そのアンケートの調査をする前に、まだいろんなことが決定をしていなくて、なるべく多くの町民の方に、まず庁舎の建て替え等々の経緯、それから今後の地震対策等も含めた場合のどうかという点でアンケート調査をしたわけですが、なるべく町民の方々への、わかりやすく、それぞれの回答が得られるように、余り細かくしないでアンケートの調査をしようということプロジェクト委員会の中で決定をして実施をしたという経緯でございます。

その今議員がおっしゃったように、賛成票がどうだったかというのは、実際にやってみないとわからないんですけども、そこら辺もどうであったかと、数字的には私のほうから申し上げる数字は持っておりません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

新庁舎の建設について、建設に当たり新庁舎に求めること。この中でも、津波、台風災害時の緊急的な避難場所、津波高、そういう数字が出てきているわけですよね。恐らく、アンケートの中身は、そういう津波が来ますということを入れたら、数字は変わってきたと思います。

建て替えについては私も反対じゃありませんけど、こういうことを踏まえてアンケートをとるべきであって、デメリットを隠してアンケートをとって、賛成する方が7割、こういう意見があるということ踏まえないといけないと思うんですよ。

そして、その他の意見で、カウンターと職員の距離があり声をかけづらいということがあります。3回ほどカウンターを中のほうに寄せたらどうかということをお願いしました。この間、町長のほうにもお願いしました。課長会で現在のままでいいということで、現在のまになっ

ています。

この間、奄美市を視察に行きました。廊下、ものすごい広いですよ。現在、課長、どうしてカウンターを中に入れたら事務に支障が出るか、現在の役場の職員の執務室を見たら、冷蔵庫が何台か置いてありますよね。役場の中で執務室の中に冷蔵庫を置いてある役場がどこにあるんですか。私はそういう役場を見たことがありません。もっと廊下を広くすべきであって、車椅子が通れないような廊下で、それを課長会で決まったからカウンターを中に入れられない。庁舎を建てる以前の問題なんですよ。各課長、どうしてカウンターを中に入れたら事務に支障が出るか、各課長の意見をお伺いしたいと思います。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

課長会の中では、今現状でもう精いっぱいということ、それぞれ新庁舎が建設されるまでは頑張ろうということ、話が出ましたけども、実際に狭隘化、非常に狭いということ、あるいはそれぞれの機器の具合ですね、劣化が進んでいるのもありまして、そこら辺を総合的に判断したときに今の現状で、しばらく町民の方々には御迷惑はかけますけども、辛抱して、それを解消できるような立派な新庁舎を建設するための知恵を出し合っていこうというふうに決定をしたところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

町民に辛抱させるんじゃないんですよ。役場が辛抱しなければ。町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今、現場等の意見を聞きながら進めているわけですが、資料等が多い、そしてまたカウンターの後ろのほうに荷物が多いことは確かであります。それが、どこかに置けるかどうかなかなか厳しいということも聞いております。

新庁舎ができた折には、しっかりとした対応、住民が来やすい庁舎のつくりを、アンケートの中にも数多く寄せられておりますので、新庁舎において対応はできるかと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

新庁舎じゃないんですよ。現在ですよ、現在。冷蔵庫をのけたらすき間が出ますよね。現在でも、カウンターと机の間、1メートルぐらい空いていますよ。カウンターを50センチ後ろに引っこめただけで、それだけで町民サービスになるんですよ。どうして職員目線でものを考えるんですか。町民が狭いという意見が多いからこういう私は質問をしています。なぜ、カウンターを中に入れるのができないんですか、それをお伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。今現在、それぞれの課におきまして、事務用のパソコンであったりプリ

ンタであったり、いろいろな機器を今扱ってございますけども、それぞれの配線のし直しとか、あるいは上からの電気の支線等のことも含めた上で、いろいろ改善する点が多く出てくるということで、そこら辺はまだ今後検討していきましようということでは話をしているんですけども、そこら辺が業者さんのほうでしかできませんので、素早い対応ができるようであれば、またそこも含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○6番（勇元勝雄君）

机を動かしてくれという話じゃないんですよね。カウンターですよ、カウンターの裏にパソコン、何台か置いてありますよね。だけど、それは線がつながっているわけですか。私は簡単に動かせると思うんですよ。今の役場は、職員のための役場だと私は思っています。町民の要望があっても、課長会で決まったからできない。そういう対応じゃあ、新庁舎をつくっても一緒じゃないですか。職員の資質ですよ。役場職員は町民のための奉仕者、我々議員も一緒、町長、副町長も一緒、町民から給料をもらっているわけですよ。町民の奉仕者なんですよ。そういう点を踏まえて、もう一度よく考えてもらいたいと思います。

質問の4番目と5番目、ひっくり返して5番目のほうからいきたいと思います。

新庁舎建設基本構想について伺います。

1 ページ目に、亀津地区の緊急避難場所確保が課題となっている。現在の4階建ての庁舎、あれも緊急避難場所として使えるわけですよ。使えるか使えないか伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この新庁舎につきましては、4階建てということで高さもありますし、56年以降に建てたということで耐震のほうも十分だと思います。しかしながら、1階のほうはやっぱり水に浸かってしまうということで、2階、3階等の高層的なものを、やっぱり緊急避難ビルとしては建てる必要があるのではないかと。1階はピロティ方にして、できれば3階、4階に避難できる。もしくは5階建てに避難できるというような、例えば、津波が14～15メートルというのを考えた場合には、それぐらいの高さも必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

あの建物も立派な避難場所としてはできるわけですよ、そういう利用価値もあります。

2 ページ目の消防訓練棟、隣に建っています。前の総務課長は、新庁舎の壁に器具を取りつけてどうのこうの言っていましたけど、消防の訓練棟、移転した場合幾らぐらいかかるか、金額的なものは持っていないでしょうか、伺います。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

消防訓練棟につきましては、現地に建て替えた場合には、庁舎裏の駐車場に建設するということになりますので、現在の消防訓練棟は撤去ということになるかと思えます。撤去した場合の消防訓練棟については、現在、消防組合と協議をしている中ですが、消防組合さんのほうから、訓練棟についてのそれぞれの訓練に伴う自主訓練ができる設計というかその金額を出してもらうように今協議をしているところですので、またそれが出たときには、またお知らせしたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

前の総務課長が言ったように、壁に取りつけてということではできないわけですよ、幅もないし。そういう点も、庁舎建てかえに対しての金額的な面に入れてもらいたいと思います。

3ページも、車椅子で通行が可能となる十分な通路が確保されていない。こういうことも基本構想の中に入っているんですよ。それをなくすために努力するのが、役場職員なんですよ。

7ページ目の新庁舎に求めること。ここにも先ほども言いましたけど、津波、台風災害時の避難場所として機能してほしい、そういう意見もあります。

9ページ目に、ここに条件のいい起債を使うために着工が令和2年、ただ起債の条件にいいだけのために起債を現在の場所に建てるというような私は解釈をしています。

現在の役場裏の消防との間の広場、大体縦横何メートルぐらいでしょうか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

約45メートルぐらいだというふうに思っております。

○6番（勇元勝雄君）

前私が測ったときは、大体38メートルなんですよね。横が68メートルぐらい。それって3,000平米の建物、1階をピロティにして2階3階を建てる場合は30メートルの50メートル、25メートルだったら60メートルぐらいの建物を建てなければできないわけですよ。大体どれぐらいの規模の庁舎を計画をしているのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

延床面積3,000平方メートルを今予定をしているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

30メートルの50メートルということは、幅はぎりぎりなんですよね。現在の消防の駐車場も確保しなければいけない。そういうことを考えた場合、そこに果たしてそれだけの建物が建つか、そういうことも検討してもらいたいと思います。

11ページ、利用者が多い住民生活課などは1階に配置するとともに、個室の相談所を設けることで、利用者や用途に合わせた窓口業務ができる体制としますとなっていますけど、1階に事務室をつくった場合、津波が来た場合、恐らく全部浸かるわけですよ。これはどのように

考えているかお伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

パブリックコメント時には、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、1階へ計画をしておりましたが、ピロティ形式を採用しております奄美市の新庁舎の視察等により、基本計画では、1階はピロティ形式を採用して、住民生活課等の窓口機能については低層階のほうに配置をすると、このように検討委員会のほうでは修正がされているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

もし、1階をピロティにして2階に現在の役場の入り口から、大体1階をピロティにした場合、4メートル～5メートルは上げなければいけないわけですね。そうした場合、入り口から役場までスロープをつくらなければいけない、そして、この庁舎を取り壊しをしてスロープをつける。その間、役場は、出入り口をどのような対応をするかお伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

現在、開口は大体4.5メートルが平均でございますけども、それを踏まえて、プロポーザルに移るときには、その設計共同企業体ですか、その中で新庁舎をつくるときに、現在の庁舎も活用しながらの新庁舎建設になりますので、そのときの役場全体の不都合が出ないように、それも含めたプロポーザルを考えておりますので、そのときにいろんな提案があると思うんですけど、そこで一番いい提案をされたところをまた審査員の方々に選んでいただけるものだと思います。

その中で、今議員がおっしゃった入り口からのそこら辺も含めて出てくるものだと思います。

○6番（勇元勝雄君）

恐らく、庁舎を取り壊してスロープをつくる、最低半年ぐらいはかかると思うんですよね。そして40メートルから、今現在入り口から役場の入り口まで30メートルぐらあります。そして役場庁舎が11メートルぐらですか。恐らく、45メートル～50メートルで4メートル、5メートル上がるということは、スロープ自体も勾配がきつくなるんですよね。

そのスロープをつくったおかげで駐車場が少なくなる。そういうことを想定しているか想定していないかお答えください。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、現庁舎の活用ですね、新庁舎が建設されるまでの活用も含めたプロポーザル提案ということになりますので、その中でしっかりとしたのが出てきて、そこで審査員の方で判断をしてやっていこうというふうに考えています。

現在で駐車場が少なくなるどうかということは、現状では考えておりませんが、また確かに裏のほうの駐車場はなくなりますけども、その分これを取り壊しますと、また前のほうにスペースができます。

また、今現在、海側のほうのグリーンベルトのほうを職員駐車場として今85台の確保をしていますので、そこも含めると、職員の駐車場、それから一般の町民の方々が来庁時の駐車場についてはクリアできるものではないかなというふうに、現時点ではそう思っております。

○6番（勇元勝雄君）

駐車場は減りはしてもふえることはないと思うんですよね。役場の庁舎が10メートル、11メートルですか、幅が。裏の駐車場が全部なくなる。スロープをつくった分だけ駐車場は狭くなるわけですよね。

次に、パブリックコメントの中身についてお伺いします。

新庁舎の敷地は下記の理由から4番目ですね。最後のほうに、徳之島町新庁舎建設基本計画の策定の中で再度検討を行うということになってはいますが、東北の、職員が3年ほど応援に行った方がいます。その検討委員会の会の中でも、そういう方の話を検討委員の皆さんにも話して聞かすべきじゃないかと思うんですけど、どのように考えますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

オブザーバーとして、検討委員会の中でしっかりと感想なり意見なりを聞くのは、また大事だと思いますので、これからも検討委員会はまだございますので、ぜひ、そこに派遣された職員の御意見を委員会の中でまたいろいろ述べていただきたいなというふうに思っております。

○6番（勇元勝雄君）

この話も、何回かやったことあるんですよね。せっかく難儀して震災地に3年間の応援に行っています。そういう話を、職員にも我々議員にも聞かせるべきだと思うんですよね。そして、住民説明会にはその方も出席してもらって、現地はどういう状態だったということを、私はそういう説明をしながら、住民説明会もすべきだと思います。

続いて、新庁舎建設検討委員会の会議の内容についてお伺いいたします。検討委員会の会議、大体2時間ぐらいやっているという話を聞きました。公開条例でもらった資料、4枚ですか、1回目が。もっと意見が出て当たり前だと思うんですがね。どうしてこのような意見が出ないのか、ちょっと不思議に思うんですよ。委員長、どう考えますか。

○副町長（幸野善治君）

検討委員会は、最終的には5回を想定しておりますが、1回目からも議論は活発でありました。特に、意見が出ないようでありましたら、私が委員長ですので、一人一人指名をして、で

きるだけ意見を出すような工夫をしております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

1回目は、いろいろ説明があつて、これだけの議論だとはある程度わかりますけど、議論の中身が3ページですよ。2回目もそれだけの時間をかけて議論したかと思うような点があるんですよ。人命にかかわることですよ。もっと活発な意見を引き出すように、委員長は努力してもらいたいと思います。

高台に庁舎を移した場合、どういうデメリットが考えられるかお伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

高台に移った場合のデメリットですけども、今、基本構想での検討に加えて、検討委員会の中でも、高台のほうに移った場合の検討をされておりますけども、その中で出たのが、高台の土地というのは、非常に土砂災害特別警戒区域であったり、あるいは土砂災害警戒区域、それから農振地域などの土地利用規制があります。

そういう中で、造成あるいは道路等のインフラ整備、そこには相応の費用がかかるということで、無条件に適正であるというような処理はされておられませんけども、今言ったように、いろんな危険箇所があるということで検討委員会の中では話がされているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

そういうデメリットは、どこでもあるんですよ。崖崩れがある、そういう場所を選定するわけじゃないでしょう。また、インフラ整備に対しても、金のかからない場所もあるわけですよ。前の総務課長は下水道、水道を引っ張ったら、道路の整備をしたらどれぐらいの金がかかるから高くつくという、そういう説明をやりました。下水道にしても、徳高もそうでしょう。徳高が新校舎つくるからということで徳高まで下水道伸ばした。それは、役場が下水道の事業でできるわけですよ。水道もすぐそばまで来ているところもある。道路も県道のすぐそばのところもある。土地を買って造成して、その分だけ町が損するわけじゃないですよ。

もし高台に移った場合、現在の役場の敷地、金がなければ売ってもいいんですよ。また、町民が集まれるような場所をつくって、商店街の活性化とかそういう方法がいろいろあると思うんですよ。土地を買ったからその分だけ町が損する、そういう考えでは町の仕事は何にもできないと思うんです。

前に、2億5,000万の土地を買って、造成入れて、5億ぐらいの金を使ったわけですよ。そういうことを考えた場合、私は安いものだと思うんです、町民の命を守るためには。亀津だけが津波災害あうわけじゃないんですよ。徳之島町全体を考えて、各集落いろいろあるわけ

ですよ。亀津だけが避難場所がないというわけじゃないんですよ。そういう点も踏まえて検討委員会、そういうのでも、委員長のほうからも説明してもらいたいと思います。

あと何分かね。（「あと25分あります」と呼ぶ者あり）余り長くしたら、聞く人も、勇元の質問は長いという話も出ますので。

町内の避難道路の現状についてお伺いします。これは、前も質問をしましたが。緊防で道路の整備とかそういうこともできます。そういう点を踏まえて、今後年次的にどのような方法でやっていくのかお伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

避難道路につきましては、私たちが今行っている社会資本整備交付金にて、道路の橋梁等の工事のハード対策を行っております。また、道路や橋梁維持管理費等においては、町道の維持管理を年次的に実施し、一般交通に支障を及ぼさないように努めているところでございます。そして、私たちが今現在、社会整備交付金で行っている工事等を進めることによって、避難道路の整備にも役立っていると思います。

今までの経過を一例として言いますと、花徳地区に新村海岸線の整備を行いました。これは整備済みです。新村海岸線、県道から新村へ抜けて下りる道路を整備しました。これも、避難道路となると考えております。

続きまして、現在行っている急傾斜地、県の事業なんですけど、南区急傾斜地なんですけれど、これも事業が終わり次第、町のほうで高台への避難ということで、社会資本整備交付金を絡めて事業終了後に道路整備等を考えております。

また、議会でも私がいつも言っていますが、亀津中央線東区ファミリーマートから有村石油までの崖地の撤去とかは現在進行中で、今年度におきましては測量設計中でございます。

以上のようなことを踏まえまして、私たちが社会整備交付金を年次的に実施することによって、避難道路の整備等にもつながるものと考えておりますので、予算の範囲内で年次的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

前も言ったと思うんですけど、中区、南区はある程度道路が整備されています。そして、大瀬川の、あれ19号線ですか。あそこもことしの予算を見たら、用地買収、ものすごい少ないんですよ。防災面からも、ああいうところは集中的に予算を入れて、用地買収をして、すぐ工事着工できるような態勢をもっていかなければ、ことしの予算で2,500万ですかね。それだけ、家1軒か多くて2軒ぐらいの予算しかつけていないんですよ。

現在のような状態で、用地買収、建物補償、そういうことを考えてみたらあと何年かかるか。

災害というのは待ってくれないんですよ。そういう点を踏まえて、集中的な予算を組むべきだと私は思いますけどどうでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

その19号線におきましては、勇元議員がおっしゃるように、工事費とは別に建物補償費という補償費がかかってくるのですが、私どもとしても、約、私が建設課長になってから、トータル2億円ぐらいの予算をいただいております。それを土木工事で使っておりますが、今まで皆さんがいろいろ要求してくださるように、ほかの事業もありますので、本当ならば私たちいたしましても、その19号線にお金をかけたいところもございしますが、やっぱりほかの事業等ありますので、年次的に進めていくしかないと思っております。

これは、私的にも、いつも鹿児島県とかも行って言われていることなんですけど、明らかにハード事業に至ってはおこなわれているのが現状です。鹿児島県、日本全国そういった状況です。ソフト事業にて、例えば先ほども言いましたように、崖地のイエローゾーン、レッドゾーン等を周知して、ソフト事業でなるべく避難しましょうね、本当言えば、私どもが金をかけて工事するのが当たり前ですけど、全然追いついていないというのが現在の状況です。

それを踏まえながら、私どもも本当はそう思っているんですけど、なるべく皆さんの期待に沿えるよう、予算の範囲内で順次進めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

予算は、集中的にやってもいいと思うんですよね。道路の舗装の改良、そういうのより、私は避難道路のほうが優先すべきだと思います。

それと、秋津写真館のところから上のほうに上がる道路とか、もとの通信特機のところの川の横の道路、そして文化会館の前の道路ですよね、幸いにしてあそこは町有地ですから、相撲場のシャワー室がちょっと邪魔になるとは思いますけど、あそこも道路拡幅して、上にもっと大きな道路を通すべき。この間、隅切りをしてやっていますけど。やっていることはわかります。だけど、避難道路してのあれは、ちょっと狭いんじゃないかと思うんですよね。

それと、ドコモの横の道路ですよね。あそこも道路はあるんだけど勾配がきついもんで、柵をして人しか通れないような状態になっています。あれも、もっと勾配を緩くして、幸いにして通信特機の向かい側は町有地、今駐車場をしているところは、恐らく町有地だと私は認識していますけど、あそこも拡幅して避難道路として利用してはどうかと思うんですよね。

そういう点も踏まえて、今後事業を計画的に進めてもらいたいと思います。

質問をちょっと前後しますが、もう一点だけ、委員会のあれで副委員長の答弁で、「高台建設の場合、取り付け道路の整備など多額の予算が必要となる」。これはどこを想定してその

ような答弁されたでしょうか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

まず、接道等の幅員の改良についてのことで、江籠住宅裏のところですね。現地を見て、いろいろ考えたんですけども、その中で出た意見は、非常に道路整備、接道の整備については予算がかかるであろうということ。

それから、自動車学校上のほうも確認をしたんですけども、あそこも途中で狭い道がございます。下からの道路の改良等ございます。そういう中で、副委員長の意見が述べられたと、私はそういうふうを考えております。

○6番（勇元勝雄君）

江籠県営住宅の裏は、県道から50メートル、60メートルですよ。あそこは幸いにして、すぐ横に役場の水道課のポンプ室もあります。下水道は引かなければいけないだろうですけど、これは建設課のほうにお願いして引いてもらったら、恐らく金を払いなさいということは私はないと思うんですよ。徳高の新校舎つくるときは町のほうでやってもらっています。

そういう点を踏まえて、場所はあるわけですから、その検討委員会のほうでも、いろいろ話して、高台移転、人の命が大事か金が大それたか、そこをよく考えて検討してもらいたいと思います。

8番目、町内各集落の津波対策について、町の考えをお伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

本町におきましては、多くの集落が津波浸水区域にございます。住民一人一人が、災害からみずからの身の安全はみずから守るという自覚のもとに、地域がお互いに協力をして助け合うという意識のもとで、今行動する。あるいはそういうことが重要であるというように考えられております。

そのため、平時から、各地区の自主防災組織を中心に、災害が発生したらどこにどのように避難するのか、どのような行動をとるべきかなど、しっかりと取り決める必要があると考えております。

そのような中で、自主防災組織の活動の活性化のため、町としても、自主防災組織の育成強化のために、研修や訓練等に積極的に支援をしていきたいと考えております。

それから、防災危機管理アドバイザーの山村先生の著書の「屋上の円陣」というのを読ませていただいたんですけども、その中で、この山村氏が述べていたのが、「訓練においても、地域ごとに課題を洗い出して、その地域に合わせた防災訓練を実施をして、特色のある地域防災訓練が各地域で行われることが大事である」というふうに書いてございました。それを踏まえ

まして、やっぱり各地域での訓練というのは違って当たり前だろうというふうに考えております。

そういう中で、町全体の総合訓練と、それから地域ごとの訓練が必要であるというふうに今考えておりますので、そういうことに向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

亀津には役場は避難場所として津波想定区域内につくる、ほかの集落は自主防災組織で対応してください、ちょっと不公平だと思うんですよね。役場は一番の防災拠点なんですよね。そういう点も踏まえて、やってもらいたい。

また、亀徳の場合は、こうして回って見たら、ほとんどブロックが1メートル50ぐらいのブロックがいっぱい建っているんですよね。そうした場合、ブロックが倒れたら、年寄りには逃げられないような状態なんですけど、それは集落で区長さんをトップにいろいろ考えていきたいと思えますけど。

何のための庁舎建設か、それを一番基本に考えなければいけないと思うんです。わざわざ国が時限立法をつくって、津波想定区域内から移転をしてくださいという法律なんですよね。そういう点を踏まえて。役場職員でもそうですよね。もし、津波が来ると言って、役場に百何十名かの職員がいますよね。その方が、役場におった場合、避難する住民はしたくてもできないような状態。役場が避難場所だということで役場に避難してきた場合、300人ぐらいしか避難できないのに400人来た。あと100人は役場に入れませんかほかにも避難してください。そういうこと言えないわけですよ。

先ほど、女川町の10メートルの防波堤の件も一緒ですよ。役場が避難場所になるから役場に逃げよう。もし定員以上の人 came 場合どうするんですか。そういう点も踏まえて、あと何回かの検討委員会があると思えますけど、よく考えてください。先ほど総務課長が言いました「屋上の円陣」、あそこまでは来ないだろうという想定で屋上に逃げたわけですよ。7.何メートルの津波しか来ない、だけど実際来たのは15、6メートル。そういう点を踏まえて庁舎建設に町民の命、安心安全を守るために、役場職員が率先してそういう体制に持ってってもらいたいと思えます。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうから、役場は役場職員だけのもの、地域は地域に任せるといようなお話がありましたけども、そういうふうには一切考えておりません。新庁舎建設の新庁舎におきましても緊急避難等できる、そういうことを含めた庁舎と考えております。

その中でも、検討委員会の中で、当初は、プロジェクト委員会の中では300名ぐらいの収容だろうということでしたけども、亀津中区～南区の役場への避難を想定したときには、約2,000名ぐらいは収容できるような庁舎を考えないといけないということで、検討委員会の中でも修正がされておりますので、それも踏まえて、地域住民の命をしっかりと守っていくということで検討委員会の中でも今議論されておりますので、そういうことで御理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今、2,000名ぐらいの避難を想定しているとか言いましたけど、大体どのあたりの区域まで役場に避難してくるかということを想定しているのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

これにつきましては、災害が起きたときの緊急時の避難ということで、丹向川から大瀬川です、そこまでの範囲の中での緊急避難ということで考えているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

高台に近い方は全部高台に逃げますよね。わざわざ海岸の近くまで避難する人はいないと思うんですよ。その2,000名という数字が役場に入るわけですか。

○総務課長（東 弘明君）

いろいろな4階、5階構想も今検討委員会の中で出ておりますけども、そういう中のホールなり会議室なり、そこら辺の活用も含めて南区、中区の緊急的な避難の2,000名は確保できるだろうというふうに検討委員会の中では今、話が出ているところですので、それも踏まえて、設計の段階でしっかりと出てくるものだというふうに思っております。

○町長（高岡秀規君）

今の課長の答弁の補足をいたしますが、あくまでの緊急避難でありまして、元気な町民等は、津波の警報が出た中では、役場の職員がしっかりと高台のほうに誘導するのが最優先であります。あくまでも緊急避難です。逃げおくれた人たちのための緊急避難ですから、一番は高台のほうに誘導するのが役場職員の務めだというふうに思っております。そして、ただその緊急避難においても、何千名の確保できるぐらいの庁舎をつくらないといけないということでありまして、あくまでも、最初は役場に逃げるといふそういう誤解を生まずに、まずは高台に逃げるということが一番の最優先の誘導活動になるというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

今、総務課長が言いましたけど、4階、5階とか言っていましたよね。役場の現在の計画では、どのような計画になっているのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

検討委員会の中で出ているのが、ピロティ方式を見直したということで、5階も考えられるのではないかとというふうな御意見が出ているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

5階で3,000平米、考えてみた場合、600平米の建物なんですよ、階数が上がるほど、階段とかいろいろ金がかかるんですね。答弁には、責任ある答弁をしてもらいたいと思います。それは、総務課長個人の意見だと思いますけど。

続いて3番目、植物工場について。

現在の植物工場には、事務所はあるが作業場がありません。作業場を設置し、職場環境を整え、障害者の方が明るく仕事ができるような場にするを考えていないでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在、収穫作業時の下葉処理や軽量、袋詰め、梱包作業をハウス横の管理棟で行っています。この管理棟というのは、一応休養室というふうな、計画段階ではなっております。

開設当初から、通常時はハウス本体入り口の土間コンクリートを作業場として活用していましたが、例年6月ごろからのハウス内の温度が高くなるということで、葉がしなびてしまうなどのことが起き、出荷後日、卸し先等からクレームをいただいたこともあったそうであります。

そういったことから、痛みやすい葉物野菜を取り扱っている中で、コールドチェーン化を保つために、当面は、引き続きその管理棟、休養室のほうで作業をしてもらうことを考えております。

また、播種や培地の充填等など他の作業は、従来の予定どおりハウス本体で作業を行っておりますので、今後もその予定にしております。

このようなことから、状況を見定め、今後は受託者と連携を密にし、作業場全体の環境改善に努めるため、とりあえず空調管理等で対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

みのり館は、職員がふえたからということで立派な休憩室をつくっていますよね。町長の最初の理念は障害者のための雇用だ、健常者よりも障害者のほうが体力的には、ああいう場所で仕事をするというのは無理があると思うんですよ。

植物工場、当初の計画では、3,000万ぐらいの売り上げがある、そういう計画書で議会を通っているわけですよ。現在の植物工場のハウスの中、あそこでいろいろ作業をするというのは、非常に私は無理があると思うんですよ。そういうところも考えて障害者雇用、町長がよ

く言っています。快適な環境の中で仕事をさせるべきだと私は思いますけど、町長の考えをお伺いします。

○町長（高岡秀規君）

実は、私もそう思っております。

当初の計画は、あのハウスがもう一つ建つ予定でございましたが、今B型支援ということで、今の現状を維持しているわけです。当然、ハウス、作業場の中はクーラー等々は整備されていると思いますが、人数の関係上、手狭になっているかもしれません。今、B型支援でおきまして、15名～16名の雇用でありまして、当初もくろんでいたのは、A型支援を最終的に移行しようということで、7名～8名の作業員を想定しておりましたが、今運営していく中で、一番必要なのはやはりB型支援だろうというところから、今B型支援にとどまって民間委託しているところでありまして、今後、作業場の快適さ等々につきましては、委託先と連携をとりながら、どうすればいいのかは協議はしていきたいというふうに考えてはおります。

○6番（勇元勝雄君）

私も、たまに向こう行って見たりしてはいますけど、現在の事務所で十何名、また職員入れて20名近くの方がひしめき合って仕事をしているわけです。そういう点を考えて、ふるさと納税の金もあるんじゃないですか。そういうところにも、町長の裁量でふるさと納税を使うことができるわけですね。早急に、私はやるべきだと思いますが、町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今、農林水産課の課長等の答弁にもございましたが、今後、しっかりと現場と協議をしながら対応をしていきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

働いている人の健康のために、作業場の設置ができるように協議をしてもらいたいと思います。

去年までは、ここに1,000万と書いてあります。これは1,000万は、去年はハウスの張りかえがありまして1,000万近くの金がかかった。大体800万～900万の経費を使って今まで運営していたわけですね。

ことしは404万円。これは、原材料、いろいろありますけど、売り上げが去年も補正で216万ですか。合わせて600万、町がやって800万～900万の経費を使って運営していたわけですね。電気代、水道代、全部向こう持ちで、404万円で運営ができるかできないか、どう考えているでしょうか、伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

まず、委託費については、360万については、昨年度と同額の予算となっているということでありまして。先ほどまた、勇元議員のほうがおっしゃったように、これについては施設固定費、

人件費、台風災害などの修繕費を差し引き、消耗品、種苗、肥料等含む、光熱費、燃料、ここ3年の平均が約370万円の実績があり、これからすると、目標としては妥当と考えております。

また、人件費についても、施設として通常どおりいけば、例年250万、先ほど200万余りの話が出たんですけど、250万以上の売り上げが見込めるものもあり、これまで町の収入となっていたものを、本年度より受託者の収入とすることとしています。

そういったことも含めて、民間のメリットを生かした経営と営業で、単価や生産品目、累計の見直しをおこなっていただいて、販売量の増加を図ることで売り上げを伸ばしていただけるものと思って期待しております。

役場が、公共がてこ入れしたことによって、なかなか値段が上げられない部分もあり、また、生産部分に、いろいろ当初の計画に対して見直す部分も多々生じておりますので、今後は、やはり維持管理も含めながら、受託者の話を聞いてサポート体制は十分なものに対応していきたいと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

値段も、現在より上げたら買う人が少なくなると思うんですよ。役場ができないのに、何で民間ができるんですか。いつも町長が言っていますよ、みのり館、民間ができないから役場がする。反対じゃないですか。経費に見合った金額を出してもらわないと、企業努力、販売促進をするためには、その人件費もいるわけですよ。民間がしたから品物入れてくださいという人は絶対いないんですよ。この間、役場に来たときも、向こうの方が来て役場と相談していました。それは課長は把握していますか。植物工場の方が来て、農林水産課の職員の方といろいろ話をしていましたけど、それは把握していますか。

○農林水産課長（高城博也君）

把握しております。

その中で、今回、360万というか期間を区切ってやっていただくと。その後、また、その中でいろいろ話し合うということでこうやって私も話をしてやっておりますので、サポートはこれからも行う、中身も十部精査して、私個人が見ても、当初の計画の中でも、品目等に関して見直す余地があると考えられるものですから、そういった意味でそこもまだ詰めなきゃいけないというふうな形でありますので、とりあえず障害者の雇用としてストップをかけるわけにはいかないものですから、この間話をした段階まで進んでいる次第であります。

今後は、十分に連携をとりながら、話し合いをもちながらサポートはしていくつもりでございます。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

課長の補足であります。

売り上げにつきましては、夏は非常に値段が高くなりますので、高くても売れるということでもあります。そして、今だんだん認識が深まってきまして、無農薬ということも功を奏して、少しずつ浸透しつつあるのではないかなと思います。ただ、町がやりますと、売れ残ったやつがあります、破棄する分。それがあると問題になりますが、実は、破棄しても、多少値段をつけておけば、利益率とは全然別な問題であります。そこは、民間のほうが、敏感に感じ取っていただけるものだというふうに思いますので、利益率からの値段設定というものが、民間では可能じゃないかなというふうに考えておりますので、課長の答弁のとおり、しっかりとサポートしながら進めてまいりたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

町長の今の答弁で、破棄率とかいろいろありましたけど、前も質問したことあるんですけど、みのり館はそういう破棄する分はないんでしょうか。

○議長（池山富良君）

勇元議員、今、通告外ですよ。課長が答弁するならしてもいいし。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

破棄するといいますと、商品はジェラートとか商品をつくったときに、例えばシールを貼った場合、シールがちょっとずれたりとか、手作業のやつがあったりして、その分が廃棄という形になるのもあります。

すみませんが、手元にその種類と量とかはちょっと持っていませんので、よろしいですか。

○6番（勇元勝雄君）

いろいろ植物工場の受託者ありますが、もし赤字になった場合は、補填は町はしてあげるのかあげないのか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

赤字の原因を突きとめた上で、原因がしっかりと、植物工場での委託上での赤字ということであれば、それはしっかりと対応しなければいけないというふうに思っております。

○6番（勇元勝雄君）

赤字になった原因、また通告外と言われるかもわかりませんが、みのり館、赤字になっている原因はなんですか。

○議長（池山富良君）

これは通告外だから、次の議会で聞いてください。

答弁はいりませんよ。わからないと言われたらいけない。ちゃんと調べて次の議会で質問してもらって、答弁してください。よろしく。

○6番（勇元勝雄君）

4番目の、町政についてお伺いします。

町長、副町長、役場職員の町政に対する基本的な考え、どのような目的で行っているかお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

具体的な政策以外ということであれば、相対的には、やはり、子供みたいではありますが、「笑顔絶えないまちづくり」、そしてまた「人を認め合うまちづくり」、そして「チャレンジして会話が弾むまちづくり」等々が基礎になっているということでもあります。

もし、具体的な政策であれば、また後ほどお答えします。

○副町長（幸野善治君）

私は、毎朝、町長の在町時には、きょうの日程、そしてその週の予定の確認や打ち合わせを必ず行います。その中身は、各種イベントや各種会合、また民間団体との要望の対応であったりします。また、職員の人事や、第5次徳之島町総合計画に沿った基本政策実現のための打ち合わせなど等も行っております。その内容や種類によっては、関係課長も入れて議論し、課長会での意見徴収を経て、政策実現のための方策を考えます。その方策に対しては、町長からの提案もあれば、職員や課長からの提案もあり、それをもとに議論し、すり合わせを行います。

これは、全て、町民の幸福実現と、活力ある町を目指してのものであります。それを公表しているのが、年一回行われる施政方針であります。

例えば、町史編さん事業ですが、10年前に私が企画課に在籍したころ、いろいろな事情で断念した経緯があります。それを、2年前に町長と再検討する時期ではないかと考え、町政の重要施策の三本柱である教育の振興に組み入れることにしました。平成29年4月に町史編さん室を立ち上げ、4名のスタッフが4年後をめどに一生懸命取り組んでおります。50年ぶりに発刊される町史は、通史編、地域民族編、そして自然編と小・中学生にも理解しやすい簡易版の4冊からなり、大島郡内では、トップクラスの町史を今目指しているところであります。

半世紀ぶりに建て替えられる庁舎建設のようなハード事業に対しても、福祉や教育のような、すぐには目につきにくい事業にしても、十分町長、副町長、教育長、総務課長、各課長はお互い個々の政策や意見に対し、納得いくまで議論します。そして、最終判断は町長がして予算に計上されます。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現在、町政につきましてですけども、ただいまの第5次の徳之島町総合計画に掲げております「人と自然が輝き、みんなで紡ぐきらめきのまち」。この実現に向けて、さらなる発展をど

ういうふうにしていくかということで、6つの基本計画がございますけども、その大きな柱を申し上げますと、1つが「人と資源を融合させ、活気あふれるまちづくり」、それから2つ目が「心の通い合う健康と福祉の元気なまちづくり」、それから3つ目が「豊かな自然と安全安心な生活が調和する環境社会づくり」、4つ目が「誰もが暮らし続けられる、人に優しいまちづくり」、5つ目が「思いやりと文化を育む人間性豊かなひとづくり」、6つ目が「みんなが主役、協働で展開する結いのまちづくり」。この大きな柱がございます、それぞれに施策がございます。

その中で、町長、副町長、それから各課の連携を図りながら、その年度年度の施策に取り組んで、それが実現するように取り組んで、地域社会にそれが伝わるように、地域にいろいろ貢献できるように、波及できるようなことで、今いろいろ連携をとっているところでございます。以上です。

○6番（勇元勝雄君）

いろいろ言ってもらいましたが、町民の声を吸い上げる、そういう場がないと私は思っています。今までは、町政懇談会とかそういうのがありました。前も町政懇談会をしてくれというお願いもしました。役場の課長で話し合っ、役場職員で話し合っ町政を決める。役場職員だけの役場じゃないんですよ。

そして、現在の役場職員、一般の町民から非常に、言ったら悪いんですけど、評判が悪いです。役場行っても挨拶がない、声をかけてもらえない、そういう声が非常に多いんですよ。この間も、少年会議ですか、どこかのボランティアがありました。そのときも、役場職員の出席率が悪い、ある人からお叱りを受けました。お前ら議員がしっかりしていないからこういう状態になるんだと。

先ほども言いましたが、役場職員は町民の公僕であってエリートじゃないんですよ。何のための役場職員か。町民に奉仕するための役場職員であってほしい。前の内議員から、しょっちゅう一般質問で出ていました。挨拶が悪い。そういうことを今さらながら言わなければいけない、これは一番町長が悪いんですよ。町長が、職員しっかり指導しなければ、まだこういう問題は続くと思うんですよ。

○議長（池山富良君）

あのですね。議会中に質問通告外とか、町長を傷つけるような、こういった、これ質問じゃなくて人を傷つけているんですよ。私はこう聞いている。役場職員、非常に町民の評価がいいと聞いているんです。そして役場に来ますと、やはり町民の皆さんに優しくしてくれるって。職員よくなりましたって私は聞いている。

○6番（勇元勝雄君）

私は、私は質問じゃなくて、そういう話があるという話をしているんですよ。議長は、もし

私の話が気に入らなかつたらストップしたらいいんですよ。

○議長（池山富良君）

こういうことは、あなたが議会中じゃなくて、町長室に言いに行くべきだと私は思います。これは全国、みんながインターネットで聞いているんですよ。

○6番（勇元勝雄君）

だから、そういう話もあるという話を私しているんですよ。責任は全部町長があるんですよ、役場の行政に対しては。そのための町長ですよ。課の責任は課長がとる、そのための課長なんですよ。そういう話をしているだけであって、誰を非難する、言われるべき人が言われているだけであって、私、非難をしているとかそういうことは毛頭思っていない。

だから、こういうことを町民の方や言う方がいるということを知覚して、役場職員はもっと仕事に精を出してもらいたい。一生懸命頑張っている方もいます。大多数の方は一生懸命やっていると私は思います。だけど、中にはそういうふうなことを言われる人間もいます。いろいろ問題ある方もいます。いろいろ投書も来ます。だから、そういうことを踏まえて、役場職員は一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。以上。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月5日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 4時05分

令和元年第 2 回徳之島町議会定例会

第 2 日

令和元年 6 月 5 日

令和元年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和元年6月5日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

是枝孝太郎 議員

広田 勉 議員

幸 千恵子 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	東弘明君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長補佐	藤康裕君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

是枝孝太郎議員の一般質問を許します。

○10番（是枝孝太郎君）

おはようございます。

本日6月5日、登壇させていただく是枝です。令和元年時代、初めての町長選挙が7月に行われます。高岡町長は、住民の幸福追求を理念に政策を実現させてきたと実感するわけですが、今、周りを見ると、若者たちの心が高岡秀規という政治家に注がれているということが非常に感じられます。確実な政策実現を目指すためには、若者の力を再結集し、あらゆることにおいて徳之島町として独自性、独創性を発揮し、発展的な政策、具体的には経済政策を実行していかなければならないと感じる次第であります。

このことを礎に、奄美全体のリーダーとして奄美全体の政策を具現化していただきたいと私は切にお願いしたいと思います。このことを踏まえて、6月定例会におきまして、10番議員の是枝が通告の3項目について質問します。執行部並びに主管課長の的確なる答弁を求めます。

1項目め、教育振興について。

発達障害について対応はどのようになされているか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

本町では、小中学校での発達障害の対応は、特別支援学級の設置と特別支援員の配置によって行っています。特別支援学級については、知的、自閉、情緒、難聴、病弱、肢体不自由の種別で区分して設置しています。

平成31年度現在、本町の現状は、小学校では、亀津小、亀徳小、神之嶺小、花徳小、山小の5校で、知的6学級、自閉・情緒4学級、難聴1学級、肢体不自由2学級の計13学級が、中学校では、亀津中、井之川中の2校で、知的2学級、自閉・情緒1学級の計3学級が設置されています。

それに加えて、これら児童生徒に特別支援員を臨時雇用し、学業などの学校生活のサポートに当たらせているところであります。なお、小学校で15名、中学校で6名の特別支援員の配置

を行っています。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、教育委員会に伺います。学校教育課に伺います。

発達障害の児童生徒のカリキュラム、支援援助は、どのように工夫して享受されているのか、伺いたと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

発達障害を持つ児童生徒へのカリキュラムは、主にコミュニケーション力の向上を目指すなどの自立活動に関する内容や、読み飛ばしなどの困難を改善しながら授業を行います。教科の補充、指導の内容の2点において、一人一人の障害の状態や困り感に応じた工夫を行っています。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、伺います。

学校現場での教員、教職員以外の支援員の研究・修養は、どのようになされているのか、伺います。

要は、支援員に関してですけれども、どういうふうにして研究・修養されているのか、伺いたと思います。それぞれ格差のない研修であると思しますので、よろしくお願いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

支援員の研修については、町教育委員会が主催し、行っています。また、各学校には特別支援教育コーディネーターが指名されており、支援員は、日々、コーディネーターや交流学級の担任と連携をとって、その子に応じた適切な支援ができるように研修に努めているところです。以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、伺います。

学校全体として、その学校全体としてどのような体制づくりがなされているのか、先生方一人一人がどのようにして、その子供たちと向き合って体制づくりを行っているのか、同じ共通理解のもとにできているのか、伺いたと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校の支援体制としましては、障害を持つ児童生徒に応じた教育活動を常に第一の中心として考え、どの子供たちにとっても、居心地がよく、学びやすい教育環境が保障されるよう指導を行っています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、伺います。

発達障害は、さまざまな、いろいろな形で存在していますけれども、児童生徒のカウンセリングは、病院の専門医が行って対応すると思うが、学校側との連携はどのようになされているのか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

発達障害を持つ児童生徒のカウンセリングは、先ほど議員がおっしゃったように、病院の専門医で対応しているところなんですけど、教育委員会としても、学校現場にスクールカウンセラーを派遣したりと、あと大島養護学校から専門性の高い教諭を招いて巡回相談を行ったりするなど、支援の充実に努めています。

○10番（是枝孝太郎君）

いろんな形で、今、徳之島町として、産婦人科のお医者さんにも、3町で話し合って助成をしているわけですけれども、将来的に専門医が障害者に、発達障害に関する子供たちを診れない専門医が不在になる可能性があるのか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

今、専門医がいるとは聞いているんですけど、担当によると、ちょっといなくなる可能性もあるというのは、ちょっと聞いています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、町長に伺います。

万が一、専門医がいなくなった過程において、専門医は本当に必要な方だと思いますので、専門医が不在になったときは、町独自として何らかの対応ができるのか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

基本は、保護者の意向により徳之島、地元で学校を出したいというのが基本でありますので、それをしっかりと対応します。そしてまた、知的、自閉、情緒等の個性に対してのその診断というものは、専門医の診察が必要だというふうに聞いております。

病院側の当局に確認をしたところ、今のところは継続する予定であると。しかしながら、この個性に合う診断というものは専門性があるので、今後確保が難しいことも考えられますということでしたが、今、町としては、医療と福祉を考える会というのがございますので、3町の町長のほうにも私はお話ししました。これは専門医がもし過不足が生じた場合に、3町で協力を

し合って医師の確保については取り組んでいくということですので、しっかりと対応していきます。

○10番（是枝孝太郎君）

ありがたいお言葉で、本当に専門医がいないと、保護者の方々は非常に不安を感じるわけです。将来子供をどうやって育てていかなければならないか、そしてどうやって協調性を育まなければいけないかという形で不安になりますので、今後ともその対応を心からお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

小学校の修学旅行をどのように考えているか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

修学旅行は、教育課程の中で特別活動の学校行事に属し、小学校は、遠足・集団宿泊的行事として、中学校は、旅行・集団宿泊的行事として位置づけられています。

目的は、望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の進捗を図り、集団の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養うとなっており、文科省の通達にも示されているように、教育委員会がすべきことは、行程と内容が修学旅行の意義、目的に沿って適切に、特に事故のないよう計画されているか判断することであると考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、伺います。

小学校の修学旅行について伺います。

小学校の修学旅行は、今まで沖縄に行かれていたわけですが、ことしから、なぜ鹿児島に変更になったのか、その理由を伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

変更理由としましては、教科学習や総合的な学習の時間との関連性を再検討し、修学旅行の狙いの達成度をさらに高めるためだと聞いております。また、日中の船舶での移動時間を短縮し、児童生徒や教員の身体的、精神的負担を軽減するとともに、授業時数を十分に確保するためだと思います。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、変更時に各学校で保護者に対してアンケート調査をなさって変更をされたのか、

そういった保護者に対しての説明が行われたのか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

アンケートは、行ったと聞いております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、わかっている範囲でいいんですけども、現状は、どういうふうなアンケートの内容だったのか、わかる範囲でいいですので、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

アンケート結果につきましては……。 （「アンケートの内容でしょう」と呼ぶ者あり）アンケートの内容としましては、目的地の選択と、あとその選択の理由とかを聞いていると聞いております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

もう基本的に働き方改革で多少なりとも変更になったと、そして小学校には英語が導入されたと、そしてなかなか時数の確保ができないと、そういう観点からなされているというのは伺っていますけれども、安易に鹿児島に時数確保させるために、安易に鹿児島を選択させるのは、何らかの不都合が生じるんじゃないかなと私自身感じます。

何らかの対策を1回図ってみて、それでも現実的にできない場合であれば、鹿児島という方向性も選択肢もあったはずですけども、時数の確保、働き方改革、それに伴って鹿児島に、鹿児島は失礼ですけども、いつでも行ける範囲内で、沖縄というのは歴史的にも非常に教育として必要な現場だと私は思います。何らかの対策を考えられたのか、それぞれの学校で。ただ鹿児島という考えではなく、そういう見解を伺いたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

議員が、今質問のことにつきましては、修学旅行については、これまでも議員の皆さんからいろいろ御質問を受けたところでございます。従来この沖縄へのほとんど子供たちが、今現在の保護者の方々も沖縄にほとんど行っているということで、大分沖縄のほうが親しまれているというような気がします。

それで、先ほど、課長のほうからございましたとおり、修学旅行は、その根本については教育活動の一つであるということで、一応その決定につきましては、もちろんその保護者の意向、それから大きくは先ほど言った、いわゆる教育課程の中での教育活動に位置づけられておりますので、まずその教育的内容が十分であるのか。例えば、子供たちのその負担のことですね。沖縄に行きましては、もう皆さん御存じのとおり、朝に行って夕方に着く、帰りも朝に行っ

夕方に着くということで、非常にその船中泊も、船中の滞在時間が長いということでございます。

ですので、結局、沖縄についても十分にその学習活動ができると、鹿児島と比較した場合です。子供たちはいろいろ社会科見学、平和学習とかいろいろなふだん学校ではできないのを中に、教育課程というか、その中にその旅程も含めて検討する必要があるということでもあります。

今回、本町の小学校におきましても、従来沖縄からもう鹿児島の方にとということで、大分その旅行先が、今変更されているのが事実でございます。ですので、まず学校としましては、もう先ほど話をしましたが、保護者の意向もある程度いろいろアンケートを事前にとりまして、学校側の考え方も先ほど言った時数とか、子供たちの状況とか、台風とかいろいろ何回か変更したのもあって、そういったのもすり合わせながら、特に6年生の保護者、5年生とか、5・6年生の保護者も含めて説明し、了解を得て今回そういったことになったというふうに一応聞いております。

ただ、現在、まだ例えば鹿児島に行くなら船舶で泊まるとか、そういったものもございまして、今後、今、国から3分の2、町から3分の1ということで補助がありますので、さらにこれを今、中学校の方では、例えば航空機で行ったり、時間を短縮しながら、より修学旅行に十分に活用できるようになっておりますので、そういったものも含めて、今後総合的にまた検討する必要があるんじゃないかというふうには思っているところです。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

教育長、ありがたいお言葉をいただきましたので、基本的には、船内の8時間、沖縄に行くときは8時間の船中の長旅になると。そういうことで、教職員の働き方改革、時数を確保するためには、なかなかその方向性は見出せなかったのかなと思いはしますけれども、何らかの方策をとるためには、今、ホッピングで沖縄まで飛行機が飛んでいます。多少なりとも保護者の負担を軽減させるためには、その飛行機を利用する必要も考えるのではないかなと思います。

飛行機で行けば、昼には着きます。そして昼に着いた後にその午後からのいろいろな平和授業もできるわけですので、その保護者の負担を軽減するに当たって、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今、徳之島町は、子供たちにあらゆる体験をさせる教育環境をとということで取り組んでいるところでありまして、アメリカ留学もそうです。そしてまた都市部への体験学習、そしてまた職場体験というのもそうです。

しかしながら、それは全員が行けるわけではありませぬので、修学旅行は全員が行くわけですから、仮に一番大事なものは修学旅行で何を学ぶか、何を学ぶかによって日程が決まったとき

には、そこにもし予算の関係でそれは諦めざるを得ないということがないように、まず子供たちが何を学ぶとか、そしてまたどこに行くのかというものの選定については、しっかりと予算が理由で諦めざるを得ないということがないように、しっかりと対応していきたいというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

学校教育課には、さらなる再検討をしていただいて、多少なりとも執行部が費用に対しての負担が可能であれば、そういった方向性も考えるということでしたので、さらなる検討を教育長は考えていただきたいと思えますけれども、それについて答弁を求めます。

○教育長（福 宏人君）

修学旅行の小学校も、中学校も含めて子供たちが、先ほど町長も話がありましたように、本当に何を学んでいくかそれを、そこが重要になると思います。

それから、安全性の問題も含めて、総合的に検討しながらその場所を設定すると。でも一番のネックはこの離島でございますので、本土ならばすぐバス等で行けますけど、どうしても距離的な問題があって、それがかなりその時間を要しているというのが現実でございます。

ですので、飛行機も含めてそういったものができるなら、今ここは5級地になっておりますので、高度へき地の、いわゆる修学旅行に対する国の補助等もございます。残りの部分については、先ほど申し上げましたように、町が負担をしていただいておりますので、その負担のことも、それから保護者の負担も踏まえて、総合的にこれからちょっと検討をする必要があるのかなど、学校側とも話を詰めてする必要があるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

もう一度、町長に伺います。

どういった今後対応をしていくのか、伺いたしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

何を学ぶかということは、例えば船中泊で学べないかということ、そうでもなくて、ただ、便利さで飛行機で直行便で行くのがいいのかということもあろうかと思いますが、船中でも学ぶことはいっぱいあるかもしれませんね。

だから、子供たちに何をさせるかが大事だということをおわかっていただいて、それによって予算がかかるのであれば、しっかりと対応しますので、まず子供たちに何を学ばせるかということをお大事にさせていただきたいなというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、真剣に考えていただいて、保護者の負担を軽減できるように政策をしていただきたいと思えます。

次に移ります。

学校備品の対応をどのようになされているか、伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

学校の管理備品は、毎年、年度当初に各学校へ希望調査をとっています。各学校に希望品目の優先順位をつけて提出してもらい、それをもとに課長、補佐、担当で協議し、予算の範囲内で配分をしています。見積もり、購入までを学校教育課で行っています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

なかなか各学校の備品、消耗品等は、なかなか厳しい状況だと伺っていますけれども、順序をつけて、優先順位をつけていろいろな対応をなされていると伺っていますけれども、各学校とのこう対話もなされているのか、その点を伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校との一応対話ということなんですけど、うちらこのとおり、備品以外にも一応連絡とか結構来ますので、毎日のようにしていますので、その備品の対応につきましては、学校の要望をなるべく聞けるようにちゃんと連絡はとって対応をしています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

その各学校の平均的な備品の金額は、どれぐらいなんですか。わかる範囲でいいです。

○学校教育課長（尚 康典君）

すみません。備品の金額なんですけど、その備品の部類によっていろいろ値段はまちまちなものですから、やっぱり二、三十万するものがあれば、何万というやつもありますので、それは今ちょっと手元にもないものですから、幾らというのはちょっとすみません。

○10番（是枝孝太郎君）

また、後ほど伺いたいと思います。かなり低い数字だと伺っていますので、備品の平均的な金額は具体的にはもう言いませんけれども、ある程度低い金額ですので、それで学校が運営していけるのかというのがあります。特に教育はきめ細かな対応が必要であると思います。なかなか厳しい状況で、電子黒板とかタブレットは必要不可欠だと感じます。どういうふうにして各学校に電子黒板やタブレットを導入していくのか、計画を立てているのか、伺いたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

お答えします。

まず、その学校備品ですよね。学校備品につきましては、年度当初、町の総額を、小学校、中学校に分けて総額がございますので、学校のほうの全ての備品を順序をつけて出すんですけど、なかなかさっき話がありました、単価が20万のものを要求する学校もあれば、5万とかそれぞれ学校でいろいろ違うんですね。ただ、全ての学校に大体平均的なものをやっぱり購入してもらいたいために、一応優先順位をつけて、そのことについては、学校教育課の職員と話を詰めているところです。

それから、理科備品につきましては、これも国関係の補助がございまして、小学校、中学校に1校ずつですね。これは年次的にですが、一応100万ということで、5年に1回ぐらいのペースで100万ずつの理科備品は、ことしも配付をしながらやっているところでございます。残りのものについては、もしどうしてもということは、もう緊急に聞いて補正なりを組んでやっているところです。

それから、タブレットのことでございますが、今期、約120台ですね。今、小学校のみなんですが、以前からタブレットは順次配置しておりまして、母間、山、花徳の小学校の場合は、既に1人1台ございますが、神之嶺から、ここ以北の小学校につきましてはタブレットがございませんでしたので、一番多い学年、これを5年生前後の一番多い学年の数に合わせた数、今120台でしたかね、それに向けて、残りの全小学校のほうに配置をしているところです。

順次、また大型テレビとか、そういったことについても、今、高岡町長のほうが中心になって進めておりますので、順次これからも学校の要望を聞きながら推進していくということです。

それから、学校の先生方からのアイデアをいただいたものについても、例えば、ICT関係の教材とか、そういったものについても、さらに別枠というか、予算を組んで学校のほうに今年度から配当というか、それをしているということでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

基本的に、電子黒板等は特別支援に多分不可欠なものだと思います。タブレットもその子供たちには不可欠です。失礼ですけど、肢体不自由はそういった対応ができるわけで、電子黒板とタブレット、教員が電子黒板を操作しながら、子供たちはタブレットで受け答えできるという形で、早急なる導入が必要だと思います。

それともう一つ、パソコンに関してですけれども、もう平均的に約10年ぐらいたっているはずですが、各学校に町長に伺ったら、各公共施設、小学校、中学校には光ファイバーが導入されていますけど、10年もパソコンが経過すると、立ち上がりがなかなかおそい。そして授業に支障があるということを伺っています。

パソコンの導入、教職員に対するパソコンの導入は、補正で今ありますけれども、大体、何台ぐらい考えているのか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

一応、パソコンの台数は、全部で大体20台ぐらいを予定としています。今年度は、
以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

教職員を対象に20台。

○学校教育課長（尚 康典君）

一応予定としましては、一応その教職員のその事務の担当職員のパソコンが不都合があるという
ことで、そちらを優先的に一応考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

町長に伺います。

パソコンの導入に関して、具体的にやっぱり教職員はそれぞれ授業を、小学校は学級を持っている、
中学校は教科で教科担という形で動いているわけです。そういった教職員にも、ある程度満遍なく
パソコンの導入をしていただいて、10年も経過するとなかなか立ち上がりもおそ
い、授業に支障がある、そういったのも働き方改革の一つですので、満遍なく教職員にもパソ
コンの導入をしていく考えはあるのか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

我々が思っている以上に、そのICT関係は進歩が激しくて、10年もたちますと、恐らくな
かなか立ち上がりも遅いOSだろうというふうに思います。

そこで、購入ということも考えられるんですが、リースということも考えてもいいのではな
いかなというふうに思います。5年ごとに購入となると非常にきついで、予算的にもですね。
リースでしっかりと対応していくということで検討してまいりたいというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

リースだと、メンテナンスもしっかりされるわけですし、毎回毎回買ったりする必要はない
わけですので、リースを検討されて、リースこそまた最先端の新しい新型のパソコンが導入さ
れていくわけですので、そういった方向性で教育委員会も考えていただきたいと。町との予算
折衝もしっかりやっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

社会教育振興について、子ども劇場について、徳之島町として何らかの支援、対応が必要と
考えるが、3町の組織を組織化し、支援していくように体制を整えることはできないか、伺い
たいと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えいたします。

現在、徳之島子ども劇場への補助金の支援についてですが、現在、本町で行っているのが、子ども芸術祭典劇場事業への補助金として、8万円の支出を行っております。

なお、子ども劇場への補助金としての支出ではないのですが、この事業へかかわっているメンバーは同じということであり、子ども劇場への補助金ということで認識をしております。

また、この事業につきまして、天城、伊仙、両町のほうに確認をいたしましたところ、同じように子ども芸術祭典劇場の事業に、両町とも5万円の支出を行っているとのことでした。

また、組織についてですが、この子ども劇場は、事務所が本町亀津にありまして、伊仙、天城、両町からも会員を募って活動を行っているということを知っております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

運営母体は3町にまたがっていて、役員が十数名で、会員が125名いると伺っています。そして、月々の会費が600円徴収して運営をしているということですがけれども、1991年（平成3年）に発足して、来年は30周年記念を迎えるわけです。30周年のイベントをその簡単にいいますと、子ども劇場は何らかの行事を行っていくことを考えているみたいですがけれども、30周年に当たって、何らかの対策、運営資金の助成はできるか伺いたいと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

これにつきましては、この子ども劇場が、子どもが入っております徳之島町文化協会の会員ということもあり、日ごろから相談を受けております。この今、是枝議員から御質問がありました30周年につきましては、私も伺っております。ただ、事業をどういう形で進めていくかということを詰めて、またそれについては来年度の当初予算のほうで、補助金の支援として支出を考えていきたいと思っております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、この子ども劇場のことをよく重々わかっている副町長に質問したいと思います。どういうふうはこの子ども劇場に対して、運営資金と今後の将来にわたっての対応がなされるのか、伺いたいと思います。

○副町長（幸野善治君）

先日、上花徳の生活館で、町長と私と総務課長と3名、行って見てまいりました。小さなミニの劇でしたんですけど、大変感動いたしました。親子で四、五十人ぐらい来ていましたかね。

この子ども劇場の最初の目的というのは、先ほど、社会教育課長が申しましたとおり、平成元年から3年のころにかけて、二、三百名ぐらいでお母さん方が立ち上げて、生の舞台芸術を

見せながら子供たちを感動させ、心豊かな子供たちを育てる。そして、表現力と発表力も身につくということで立ち上げているようです。

これが一番多いときには、平成10年のころだったでしょうか、四、五百名ぐらいにはなっていて、今、子供の減少と同時に少なくなったんですが、これはやっぱりどうしても心の教育ということで、本町も教育を重点施策に置いてありますので、力を入れないといけないと思っております。

学校公演等、また社会教育課で文化会館で事業をしている劇団四季の感動、大きな感動を与えるのももちろんですが、ああいった小さな感動を年に二、三回、4回ぐらい与えるのは、非常に心の教育にとって重要なことだと思っております。

会員は二、三百名、200名ぐらいですかね、200名足りないぐらいですが、600円をもらって、年、たしか3回ぐらい、3回か4回ぐらいやっていますが、その会費を払えない子供たち、見に来られないんですよ。その子供たちを見に来させてやろうというのが、子ども芸術祭典でありまして、年1回実施しております。

その年1回、行われる子ども芸術祭典というのが、来年の30周年です。劇団四季みたいな大きなプロの大きな劇団、有名な劇団というのは、なかなか予算面で年1回しか、教育委員会がやっても無理ですが、前進座とか、あれに近いような生のプロの劇団を呼べるというのは可能でありますので、3町で、これはしっかり教育委員会で頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

社会教育課長、副町長と具体的な話し合いをしていただいて、何らかの運営助成ができるように執行部と話し合って、そして副町長と煮詰めていただいて、していただきたいと思っております。もう一回、見解を伺います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

この件につきましては、本部事務所が本町にあるという関係で、我々が主導というか、やっていかないとけないということを感じております。これにつきましては、天城町社会教育課、伊仙町社会教育課のほうにも連携をとりまして、これから子供たちに対する子供の情操教育、一番の社会での学校教育と違う面で貢献できたらと思っております。この件につきましては、また3町社会教育課で検討させていただきます。

○10番（是枝孝太郎君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、地域振興について、社会教育課でありますけれども、闘牛、無形文化財の推進を我が町で検討する必要があると考えるが、見解を伺います。

非常にデリケートな問題ですけれども、どういうふうに真剣に取り組んでいく考えがあるの

か、伺いたいと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

今、是枝議員からありましたように、本当にこの闘牛の問題につきましても、簡単には一言では言われないデリケートな問題を含んでおります。現在、本町における闘牛の無形文化財指定についての現状は、文化財保護審議会や3町文化財保護審議会連絡協議会研修会を通して、闘牛の文化財指定に関する協議や研修が行われていると聞いております。

それまで、この闘牛は、この文化財審議委員会の皆さんがおっしゃっております、徳之島を語る上で欠かせない問題であるということで、文化財担当者や文化財保護審議会のほうも共通認識として持っているということでした。

なお、参考までに、伊仙、天城、両町の現状についてお答えをいたします。

伊仙町は、平成26年に伝統娯楽として「牛なくさみ」の名称で、町指定文化財に指定されております。また、天城町におきましても、牛小屋の魔除けなどの伝統的儀礼を文化財として指定することが望ましいという天城町の文化財保護審議会から答申をされてはいますが、文化財指定には至っていないとのことでした。

その上で、本町といたしましても、闘牛を指定することにより、徳之島の闘牛伝統文化継承について、名称や闘牛のどの部分を文化財指定にしていくかということを検討していく必要性があると考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

この件に関しては非常にデリケートですけれども、副町長が企画課長時代に、闘牛に関してのことを取り入れて、一生懸命努力されておりますので、この件に関してどういうふうに副町長は感じているのか、伺いたいと思います。

○副町長（幸野善治君）

私がちょうど企画課におったころ、闘牛連合会の事務局長を兼務しておりましたので、そのころからその話はありました。しかし、3町で指定をしようというときに、3町とも教育関係ですね。教育委員とか文化財審議委員の皆さんが、まだまだクリアすべき問題が多々あるということで、今になっております。

伊仙町はもう既に指定されておりますが、天城町と徳之島町は連携して一緒に出そうということで、今、その案を練っております。これがなった暁には、町長が提案している、3町の町長が提案している日本文化遺産を目指して、この闘牛、それから伝統芸能、島口・島唄、そして島の食材を使った、いわゆる料理ですね。そういったのを含めた網羅したのを、徳之島3町でまず目指したらどうかということで、今既に文化庁へも、申請、お願いに行っていました。まずは、天城町と伊仙町がクリアしなければなりません。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

闘牛の頭数が非常に近ごろ減っていると、そういう観点からも、そういった闘牛、牛に対してのある程度の支援は必要じゃないかなと思いますけど、町長の見解を伺いたと思います。

○町長（高岡秀規君）

闘牛文化につきましては、観光面からもずっと伝統を引き継いで、子や孫の時代まで残さなきゃいけないということは思っておりますので、今、課題になっているのが、闘牛の牛が少なくなっているということと、あと担い手が少なくなっているということです。徳之島町の闘牛支部と連携をとりながら対策を打っていきたく。まずはそれが先かなというふうに思っております。

○10番（是枝孝太郎君）

社会教育課長におきましては、町長、副町長と連携をとって、どういう形がいい方向に進むのかというのをじっくり煮詰めていただいて、いい支援ができれば、その方向で考えていただきたいと思ひます。

それでは、長々でしたけど、是枝の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

11時から再開します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田勉議員の質問を許可します。

広田議員。

○11番（広田 勉君）

改めまして、おはようございます。

さきの龍郷町でありました全群議員大会で、大和村の議会事務局長と話をしたその中で、大和村の11回当選のベテラン議員は、定例議会での一般質問には毎回立ち、休んだことがないらしい。また、常に新人の議員には、議会と議会の間には勉強する時間があるだろうと指導もされておるらしい。ちょうど私たちが、平成10年、議会に入ったころ、今の議長のおやじさんに、議員活動のあり方を同じように厳しく指導されたことを思い出しました。

議員活動は、議員それぞれであって、いろんなやり方があります。ただ、私は、議員活動の場として、この定例議会のこの場しか活躍の場がないので、目いっぱいやらせてもらいます。

今回も同じ11つながりで、11番の広田が通告の5項目について、お尋ねいたします。

まず、教育行政についてであります。東天城中学校の建て替え工事を着工するまで、何回もお聞きします。

教育現場の安全面からしても、私以上に担当者は、東天城中学校の建て替えの必要性和責任感を感じておられると推察はいたします。言わないと忘れ去られるんじゃないかという心配もありますので、毎回同じ答弁もまたできないんじゃないかなど、少しずつ答弁も進んでいかないかということ、何回もお聞きさせてもらいます。

東天城中学校の建て替えは、今どのような段階で、どのようなタイムスケジュールになっているのか、お尋ねします。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

この間の議会でも申し上げたとおり、東天城中学校の建て替えについては、再編委員会の中でも、学校再編とは切り離して進めていくということでありました。東中の建設は進めていくということでもあります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

どこまで進んだのか。

○学校教育課長（尚 康典君）

3月の25日に一応学校再編検討委員会を開きまして、その中で方向性として、その再編と東中はもう別で、東中のほうも結局、前は再編の中で井之川中も一緒ということでありましたんで、ちょっといろいろあったんですけど、今はもうそれはもう別で、もう東中は東中で考えていくということで一応話は進んでいます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

大体その再編成という話は、もうみんな頭の中じゃないのよ。教育長が大体変わられたあの時点から、もうそういう話はもうないだろうと、ほとんどみんなそう思っているんですけどね。それでまだ、3月25日にまだそういう話をしておるようだったら、これは進まん。もうちょっと進む話をしてもらいたい。どんなもんでしょう。

○教育長（福 宏人君）

もう議員の御指摘のとおりだと思います。この学校再編につきましては、前も答弁いたしましたが、今後、再編の検討委員会を3月の15日にもちまして、また本年度も開催をいたしまして、最終的には、町長への答申というような形にしていきたいと思います。

その中で、東中のことについては、もう切り離しましたので、その東中のことについては、

もう今後どうするのか、そこで具体的にまた話もいろいろ今後進めていく必要があるのかなというふうに考えています。そこで、さらに具体的な内容について、また検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

その亀津中学校のときは、とにかく基本設計を急げということはずっと議会でやって、基本設計を急いできました。それで、なぜかという、その校舎の位置、向き、どういう教室をつくるのか、配置をどうするのか、風の入りぐあいはどうなのかとか、そういうものを次々と見るたびに、いろんなその検討をしていかなくちゃいけないんですよ。ただ、設計して、はい、どうぞ、はい、四角いものをつくりましたと。今までの教室では絶対にだめなんです。あれは兵舎跡ですので、だからそういった意味で、基本設計をいつごろまでにするとか、基本設計のための予算をいつごろ組むとか、亀津中学校のときは、勝町長がすぐに720万円組んでくれた。補正で。そしたら設計する人が8万円でええと。結局712万、町は助かったわけよ。それがいか悪いか、それはわからんよ。

だから、そういったこともありますので、もう60周年記念ももう終わったから、このままいくと70周年記念までせんといかんよ。今のままで。今のスピードではね。そうならないように追い込みをしていかないと、これは進まんですよ。そういった面で、課長、どういう気持ちで頑張れるか。

○学校教育課長（尚 康典君）

今、議員のほうから意見もありましたけど、実際、本当に言われるとおり、協議会とか、もう本当に立ち上げてもらうためにも、一応その基本設計とかをもう進めて、またその一応財政的な面もありますので、また町当局とも協議しながら進めていきたいと考えております。

○11番（広田 勉君）

だから、学校をつくるには何億という金が要るんだけど、天城町なんかはどうするかという、とりあえず準備万端に用意しておくのよ。そして、ぽこっと補正予算が出るときがあるんです。そこにひっかけて校舎をつくるとか、そういう手だてもあるわけよね。だから準備はきちっとしておかないといけない。だからもう進めておいてほしいというわけよ。

当然、校舎のセメントの剥離があるよとかね、いろいろ植木議員からも指摘されているし、万が一事故が起こったときにも、この補償制度のこともきちっとされていますよね。学校の中で、もしそういう事故が起きたときの補償制度も整えていращやるよね。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

一応その東中につきましても、一応前のほうの何でしたか、前でその耐震の調査をしまして、

耐震化はやっていますので、あれをそのすぐ事故が起こるということはないと思いますが、もし事故が万が一起きた場合は、そういったものの対処はできています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

その日本学校安全法というのがあるんだけど、そういったものにも入っておったりいろいろしてのあれかな、その補償制度かな。

○教育長（福 宏人君）

子供たちのいわゆる学校内の事故等につきましては、先ほど議員が申し上げたとおり、そういったことで全て適用されます。ただ、老朽化の進んでいる学校につきましては、今、例えば、ひさしのいわゆる剥離みたいな感じで、学校においては見受けられますので、それにつきましては、例えばもう救急にできない場合は、きちっとそこに立入禁止とか、今そういうのを対応しているところです。

また、どうしても校舎が古いですので、修繕箇所等も学校のほうから幾つか上がってきていますので、まず子供たちの安全が一番ですので、もうそれにつきましては、もう教育委員会といたしましても、もう早期に修繕をしています。

それから、特にやっぱり現地に行ってみないといけないということで、学校側のもちろん要請もあって、うちの担当の職員が行って、これはいついつまでにできるのか、大規模改造はちょっとまだできないところもありますので、それについては、まず子供たちのその安全面については、一番優先して今対応をしているところでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

とにかく今一番古いのは、山の小学校と東天城中学校、もう60周年を軽く過ぎていきますので、それでも耐用年数というのがもうとっくに過ぎ去っている。その中で、事故が起こった場合は大変なことになると。もう想定外とはこれは言えないですので、その辺をきちっと、その両校に対しては定期回診ちゅうんかな、そういったものの危なくないか点検は、ほかの学校よりも頻度を高くしてやっていただけたらと。そうすると、事故を未然に防止できるんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、他町村は統廃合後の学校を有効利用しているが、徳之島町は、下久志分校とか轟木保育所にしても、朽ちるのを待つかのように10何年以上もそのままですが、集落としての話し合いをしてとか、いろんなことが今までありましたけれども、何が問題でそのままになっているのか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

下久志分校の件につきましては、今後、入学する子供たちがいるかもしれないということで、集落からの要望で休校となっていました。先月、集落の総会で、今後も神之嶺小学校に通わせるという意見でまとまったそうですので、要望書が上がり次第、県のほうに廃校の手続を進めていく予定であります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

でも、本当に開校できたら本当にうれしいことですのでね。10何年もこのまま置いておくと、ものすごい校庭は草ぼうぼうだしね、おそらく中もその剥離とか、そういったものが出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、新設するならするなりのその発起をきちっとしてもらいたい。それは轟木に関しては、どうかな。

○介護福祉課長（豊島英司君）

保育所は、介護福祉課のほうの管轄なので、お答えします。

轟木の保育所も、議員がおっしゃるとおり集落の意見をということで待っているような状況なんですけど、なかなか活用方法が、集落での活用方法について検討ができないというふうな状況で、この間、この6月から新駐在員、区長さんが変わるということで、別件でみえられたんですけど、そのときに新区長さんに、もう一度集落のほうで活用方法の検討をしていただきたいということで、活用方法が決まり次第、改修とかそういうことのほうに進められると思いますので、よろしく願いますということでお願いしております。

○11番（広田 勉君）

徳寿園のことは、どうなったのかな。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

旧徳寿園につきましては、平成30年1月1日付で、介護福祉課のほうから総務課へ所管がえをされております。

現在、総務課管理の普通財産となっております。旧徳寿園の土地につきましては筆界未定となっております。相続人調査を行い、筆界未定解除に向けて、今現在、事務手続を行っているところでございます。筆界未定解除後に公売を行いたいというふうに考えております。

現在、一つの法人のほうより、金額が合えば購入をしたいという申し出が1件ございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

ちょうど、たまたま一昨日の奄美新聞で、瀬戸内町が総務省の2019年度過疎地域等自立活性化推進交付金の交付対象事業が、5月23日に瀬戸内町の2事業へ交付が決定したというふうな

ことで、学校の後の利用地で、そこでいろいろされると。あとは、その金見でもするんだけど、そのシシ肉、ジビエのことなんかも交付金で全部賄ってするらしいんですけども、いろんなその事業がございますので、もう10年間も放ったらかしでなくて、とにかく開校できる方向でずっとしてきておったからかもわかりませんが、やっぱりその使いながらでも利用ということで、使用というか利用という軽い気持ちでいろいろ使っていないと、建物は古くなるのでいろいろ工夫していただきたいなというふうに思います。とにかく町としての徳寿園の利用はないわけね。

○総務課長（東 弘明君）

現在のところは、利用計画としてはございません。

○11番（広田 勉君）

次に、3番目ですけども、町史編さん室の資料本をこの間いただきまして、本当にありがとうございます。前回以上の新しい資料が集まってきていて、前回の徳之島3町の似たり寄ったりの町史じゃなく、新しい町史が大いに期待しております。

そこで、今まで仲為日記など、教育委員会もいろいろいい仕事をされてきているので、この編さん室の御協力をいただきながら、教育委員会として徳之島の子供たちへ、島の歴史の副読本を編さんできないかと。今、沖縄では、6年生の社会科が楽しくなる教科書の友として、「沖縄県の歴史と政治」という副読本がありますので、これをまねてでも、徳之島町もちょうどいい時期ですので、副読本ができないかなというふうに思いますけど、いかがでしょう。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えをいたします。

今、広田議員から御指摘がありました副読本についてですけども、現在、通史編、自然編、民族・地域文化編の作業を行っております。その刊行後に内容を事務局とで検討し、町史編さん審議会で諮った後に刊行する予定となっております。

また、この副読本については、町長の非常に熱い思いがありますので、町長からも一言あればと思います。お願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

徳之島の町史を編さんするに当たっては、当初より子供たちが読めるような文面、わかりやすい内容の副読本を発行することをお願いしたところでありまして、私ども徳之島町史を読んだところ、南京とかいろんな言葉がわからない。私も勉強不足で漢字が読めないのが結構あるわけですね。それは、もう子供たちにとっては余計だと思いますので、その当時の明治維新というものは、黒糖というものもありますから、近代史としてしっかりとわかりやすい副読本を作成していきたいというふうに思います。

○11番（広田 勉君）

今、言われたように、専門家だけに任せると、どうしてもその専門的な言葉になっていって、内容はあるんだけど、わかりづらいと。やっぱりその小学生にもわかるように、それは今言ったように、ふりがなを打つとか、簡潔にするとか、そういったことをするには、やっぱりその今教えている先生方も中に入れてつくるべきじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがなものでしょう。

○町長（高岡秀規君）

そのふりがなについても、町史の編さんの委員会の人に話したんですが、1ページ目でふりがなをしたときに、3ページ、4ページでふりがながないわけです。だけど、同じようにまた戻ってふりがなを探したりしますので、難しい漢字は全てのページにおいてふりがなをつけたり、いろんな工夫をして副読本を作成したいと思います。

そのときのふりがなのつけ方については、先生の専門分野というものも必要になってくると思いますので、現場と連携をとりながら、副読本のわかりやすいものに努めて、つくっていきたいというふうに思います。

○11番（広田 勉君）

非常に仲為日記も、もういいものができておるんだけど、あれはまた、先田先生がさらに空白欄を埋めて、もうちょっと高くして今買えないんだけど、それでやっぱりいいのができています。

以前も、その教育委員会でいろんなものを出しているんですね、先人たちのどうのこうのからいろいろ。それで、やっぱりその中の白黒の写真をカラーにするとか、それで写真を多様化し、字面が多いので写真を多様化して、その見えるようなもう一回改訂版をつくるとか、そういった作業はできないのかなと思っています。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

その件につきましては、町史編さん委員のほうとも含めまして、今議員がおっしゃったように、わかりやすい形、小学生向けのわかりやすい副読本をつくっていただくように、その件についても、いろんな形で検討させていただきたいと考えております。

○教育長（福 宏人君）

現在、例えば一つの例なんですけど、これ、「私たちの徳之島」ということで、今、3・4年生のほうも、もちろん教科書はありますが、副読本として社会科を使っております。29年に中身を改めまして、議員がおっしゃるとおり、昔のほうのあれで、大分カラー化を今しているところですよ。

ですので、町史編さんの、いわゆる概要版ということですので、今回町史編さんに伴ってそういう概要版を出すということですので、子供たちに、先ほど町長もありましたように、わかりやすい内容で、学校現場で使えるようにしていきたいというふうに考えております。

また、町史編さんを中心に専門家が集まっておりますが、現場の先生方もいますので、先生方のその知見も含めてより使いやすい、そして、「私たちの徳之島」のその歴史を子供たちに理解させるために、そういったのをする必要のあるのじゃないかというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○11番（広田 勉君）

非常に思いが一緒に助かっていますんですけども、やっぱり先ほどの修学旅行でもそうなんだけど、私は、沖縄に行くあの船を、前も言いましたけど、日程を全部自分、私が組んでいるそのとおりで大体になってきたところがあるんですよ。

それで、町長のおやじさんに、1日だけ延ばしてくれと、朝、船に乗って夜の7時に着くと。翌日1日観光して、観光というか沖縄を見て、翌日また7時にまた船に乗って帰ってくると。そういう非常に厳しい日程でやっていたので、それで当時の高岡町長に、1日だけ延ばさん限り、これ船酔いする子なんか大変ですよということで、すぐ1日、次の年から延ばしていただいたんだけど。

もう一つは、私がずっと今度はまた、最近修学旅行のことを言っているのは、奄美をもう少し知るようにしてもらいたいと。それで、その修学旅行も小学生はまず奄美を知る方向で考えてもらいたいと。そして中学校になってから沖縄のほうへどうかというふうな考えで、ずっともう5年前から修学旅行を変えてほしいというのが一つあったんだけど。今回のこの副読本にしても、やっぱり都会へ出て、堂々と生きていけるような子供たちをつくっていくという意味には、この副読本で島を知ることが、非常にいいんじゃないかなと思っています。

それで、そのもう一つは、もしこの副読本ができたとして、実際の現場でその教える時間があるのかと。これは、学力向上の一遍にはならないんじゃないかなと思いますのでね。しかし、後世にわたる徳之島の子供たちの誇りとなり、生きていく力になると確信を私は持っているんですよ。ですので、その教育現場では、実際どんなものがあるかということをお願いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

そのもとに、もしその副読本ができれば、利用はできると思います。先ほど、教育長からもありましたが、一応今、社会の授業で「私たちの徳之島」という副読本も使って勉強していますので、町史に関する副読本ができれば、授業で活用してもらいたいと思います。

また、本当にさっき議員が言われたとおり、本当に自分の生まれ育った島を知ることが大事なことです。歴史とかを、思いますので、活用していきたいと考えています。

○11番（広田 勉君）

ある先生方からいろいろ話を聞いたら、そんな、今でもものすごくその詰まっておって、授

業が。それで、ことしなんかは連休が長いと。そうすると、その連休のその時間を冬休みにとったり夏休みにとったりすると、そういうふうなやりくりをしておるんだと。そういうものにこれを入れられたら大変なことになるというふうな話も、1回聞いたことがあるものだから、せっかく金をかけてつくるんだから、やっぱり学校で生徒に知っていただきたいというふうに思いますので、その時間のコマづくりというものに対して、またいろいろ御指導を学校のほうでしていただいて、ぜひこれを入れていただきたいというふうに思います。

それで、徳之島町の教育大綱の基本方針、そして施策をちょっと詳しくお願いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

現在、県教育委員会のほうで、教育基本法第17条2項に基づき、国の第3期教育振興基本計画を参酌して、鹿児島県教育大綱が平成31年2月に策定されていまして、それに基づいて、本町でも見直しをしなければいけないので、総合教育会議を開催し、教育大綱を作成していきたいと思っています。

○11番（広田 勉君）

最近、改訂はされていない。

○教育長（福 宏人君）

教育大綱、それに基づく振興基本計画ということで、一応これ5年ごとに見直すということになっておりますので、以前、徳之島町の大綱も含めて検討がなされてですね。ただ、もう今期また新しくなりましたので、総合教育会議、新しいその教育委員会制度の中で、総合教育会議の中で作成をするということになっておりますので、一応6月に予定しておりますが、第1回の総合教育会議の中で、教育大綱について今後これまでの大綱を見直して推進したいというふうに考えております。

また、この大綱自身は、町のその当然総合計画ですかね、今は第5次ですかね、そういったのが33年までというふうになってはいますが、その町の総合基本計画の中にもこう使えるように、この大綱を見直していきたいというふうに今考えていますが、これは総合教育会議は町長部局で推進するというので、町長と教育委員会と、その中で大綱とか方向性も見据えて早急に対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

では、そうすると、ことし中に策定をするということによろしいかな。

○教育長（福 宏人君）

総合教育会議の中で、策定の主体は地方公共団体の長ということで、法律的に位置づけがなっております。それに伴って、具体的に振興基本計画、例えば鹿児島県はこういったような内

容ですが、振興基本計画の策定もありますので、本年度中にそういった作業をまず総合教育会議を開いて、その中でまた検討していくというようなスケジュールになると思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

その一応教育行政の基本目標は、今はどういふのを考えていますか。

○教育長（福 宏人君）

もうこれは、国も県も大もとが、大綱も振興基本計画も、国のこれ今後のその教育のあり方ということで大もとが示されております。そして県が示され、市町村におきましては、国の方向性、県の方向性を見据えて、市町村の実態に応じて、大綱並びに基本計画をつくるということでございます。

今、まず国の流れを見ますと、やっぱり今、AIとかIoTとか、今後のその急激な社会変化のために、もう子供たちは、どういふうにその社会の中で生きていくということで、例えば、本町が知っているようなICTとかIoTとかプログラミング、そういったような方向性に大きく舵を切っておりますので、本町といたしましても、子供たちのその夢とか将来社会の中で実施していくような子供たちを目指して、教育のそういうICT環境も含めて、いろんな施策を進めていくというようには、具体的に掲げているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今後の分は、それでいいと思います。今現在のその基本目標は何ですかと聞いているんです。

○教育長（福 宏人君）

今まだ改訂間近なんですけど、これまでは、例えば学士村であるとか、この徳之島町のいわゆる教育風土、かつてその課題が学力向上でありましたので、今、子供たちの学力向上に向けて、どういふうに施策を推進するかということに、その一端が、例えば学士村塾の実施であったりとか、そういう学力向上に向けた取り組みを、今、中心的に今行っています。

今期、学士村につきましても、子供たちの学習した内容が、より見える化するようなその内容とか、そういうふうに変更するとともに、例えば教育内容につきましても、昨日もほかの市町村とどう変わっているのかという御質問がありましたが、例えば、特別支援の子供たち、子供たちのそういう学習の学力向上につきましても、教育支援員を他市町村より多く配置して、まず学力のことで、そういったようないろんな子供たちへの対応を進めようということで、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

大体わかりはしましたんですけども、ちょっとやっぱり尋ねているのがわからないかなと思

ったりして。この間、名瀬に行きまして、名瀬の基本方針は、地域に根差したふるさと教育という基本方針で進んでいってしまると。郷土の伝統や文化に誇りを持つ子供を目指すという副タイトルですけどね。そういったことで、名瀬、奄美市はやっているみたいなことをちらっと聞いたんだけど、まあまあ徳之島のほうも、そう多く変わりはしないんじゃないかなというふうに思います。

インターネットでちょっと見たら、徳之島の基本目標は、健康で心豊かな学びの里、心豊かな人づくりというのが基本目標を置いているというふうに出ていますけれども、とにかくその郷土の伝統や文化に誇りを持つと、もうこれは本当に基本の基本じゃないかなと思いますので、その根っこをきちっとして生きていくと、都会に出ていくと、全員出て行きますのでね。そういったことを教育的に十分頑張らせていけたらなというふうに思います。

次に、2番の災害についてでありますけれども、雷被害が亀津は最近多くなっているように思えるが、この原因は何だと思いますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

全国的に今、気温の上昇、あるいは異常気象等の異常気象の影響等で、ゲリラ豪雨、それから活発なその雨雲による発生によりまして、落雷が多くなってきているそうでございます。

そういった中で、亀津の雷被害が多くなってきているのではないかということですが、その原因につきましてはいろいろあるかと思うんですけれども、一つとしましては、蔵越等の高台に住宅密集地が今なっているという、こういうことも一つ考えられるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

ここ最近ちょっと被害が出ておるのは、承知しておりますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

本町におきまして、毎年、数件の被害を認知をしておりますけれども、罹災証明書を発行していますので、その件数につきまして御報告させていただきます。

まず27年度に、雷、落雷におきます罹災証明ですが、27年度が2件、28年度が1件、29年度が7件、30年度が2件となっております。

この落雷の被害によりましては、主にもう家電ですね。電話とかテレビ、あるいは冷蔵庫、洗濯機、コピー機等になっております。

平成29年度の7件中1件が、屋根の破損ということでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今も言いましたように、この間の4月の25日、蔵越にまた落ちただけどね。電柱に落ちました。恐らく我々の隣近所みんな、電化製品と電話が今回は中心にやられて、私もパソコンのモデムを交換していただいたということで、いまだにその電柱の街灯は切れたままであるんだけどね。

これだけその落雷があるとおちおちできないな。雨が降ってその雷注意報が出ましたと、一般住民は注意報が出ましたら、どうするんですか、これ。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

雷対策ということだとは思いますが、落雷は自然現象の中でも、どこに落ちるかというのは予測が非常に難しい災害だと思っております。

まず、雷注意報が発令された場合には、落雷に注意する必要があります。対策といたしましては、雷で建物内の電子機器が被害を受けないように、避雷器を内蔵した電気タップを使用することとか、あるいは雷が鳴り始めたら、あらかじめ電気の電源コンセントを抜いておくなどの対策が必要だと思います。

また、避雷針等を設置することで、住宅に雷が落ちることを防ぐことも可能ではないかと思うように思っております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

そこなんよ。そのちょっとした高台に避雷針をできないかと、町で。今、私も電柱には全部避雷針がついているとばかり思ったら、ほとんどついていないのね。電柱に、避雷針が。だからその中区でも落ちているんだけど、中区のちょっとした高台とかね。それで今まで少なかったのは、そのNTTがありましたよね。そこに大きなパラボラアンテナがあったんですよ。そこにもものすごく強力な避雷針がついておって、大体向こうに落ちてさっと全部吸い取った雰囲気があるんだけど、あれが撤去されたんだ、パラボラアンテナが。それからゴロゴロと落ちたような感じがするんだけど、それは気のせいかもしれません。

しかし、だから今言ったように蔵越の高台に、だから落ちると。それで昔のお城が残らないのも、全部城が高いものだからみんな雷で落ちて、みんな焼かれて、お城がなかなか少ないんですよ。できたての城というのは。だからそういった意味で、亀津のそことか、各集落のところには大きな避雷針はつくれないものかどうか。

個々のコンセントを抜くとか、そういったことをしていたら、今度テレビの情報がわからなくなったりしますのでね。どこに落ちるかわからないというのも一つあるんだけど、昔、火事、雷、何とかおやじとこう言って、物すごく怖がるものの何番目に入るんだから、それを何らか

の方法でこうする方法はないかなと、今言った避雷針を町でつくる方法はないかというふうに思うんだけど。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

落雷被害による火災等も発生したり、今言ったような電化製品等の被害等もございますけれども、いろんなその被害を抑えるためには、やっぱり避雷針が町内の高台に建設ができないかなということなんですけれども、現在、補助事業等の中では、今、詳しく調べたことはないんですけれども、実際に避雷針を設置するための国なり県なりのそういうふうな事業がありましたら、それを活用して、町内の高いところに何か所か、そこら辺を建設をして、町内全体をこう落雷の被害から守るような方向ができたかなというふうに考えております。

○11番（広田 勉君）

ぜひそういう方向で進んでいけたらというふうに要望しておきます。

そうしないと、天候不順は、ものすごく今世界中ブームみたいになっていますので、少しでもその災害を防災ができるような感じでね。それで一生懸命調べて、そういったものがないかどうかね。あるんじゃないかなと思うんだけどね。ぜひその避雷針をお願いしたいなというふうに思っております。

次に、個人の持ち物なんですけど、さきの台風で大体半壊ぐらいしているわけよね。それでもひもを引っ張って落ちないようにしてあるんだけど、それで恐らく今年、また台風が来たらやられるだろうと予想はできます。ですので、その近隣の人たちは、前回はガラスが飛んできたり、いろいろして難儀して、足をけがした人もおるんだけど、そのどうしても近所づき合いの関係で言いきらんわけよね。何とかしてほしいと思いはするんだけど、言いきらんもんだから、役場からこういったものの指導なんかができないものかなと思いますけれども、いかがなものでしょう。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

まず基本的には、私有財産は自分で守らなければならないということが基本にあると思いますけれども、町としまして、住民の方のほうからそのような情報があつた場合には、近隣への被害が起きる前に、現場を確認した上で、その所有者に対して指導、助言を行うことができますので、そういうことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○11番（広田 勉君）

総務課でいいですか。

○総務課長（東 弘明君）

その要望については、総務課でよろしいかと思えます。

○11番（広田 勉君）

では、早速、北区のほうで行きます。

次ですけれども、この間、富山丸の慰霊祭、よく私も参加させてもらっているんだけど、何回もその富山丸の沈没のお話を聞いているんですけども、それでものすごい燃料を積んどったという話を聞くんですよ。それで、その燃料があふれて非常にみんな大変だったというふうなお話を、今までも何回も聞かされておるんですけども、それで下を見ると、亀徳の港湾、重油とかプロパンとか、積み出しが簡単なものだから、非常に多く貯蔵庫があるわけよね。

もし、これが破損してあふれ出した時の町民の影響は大になると思うんだけど、こういったものの避難指針の計画とかそういったものは、一応されているのかどうか。例えばもう南区にも発電所がありますよね。ものすごい重油を抱えておるんですよ。それでああいったもののその壊れたときのその避難指針とか、そういったものの想定をしているものかどうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

港湾にあります燃料貯蔵庫につきまして、貯蔵庫が破損し燃料があふれ出したその場合ですけれども、燃料貯蔵庫の周囲に防油堤を設置しなければいけないというふうな義務がありまして、現在、その防油堤というのが設置をされています。

計画上、あふれ出した燃料につきましては、その防油堤を超えない設計になっておりますので、あふれ出ることは、今現在のところはないのではないかとというふうなことで確認はしておりますけれども、また避難指針計画につきましては、貯蔵庫を所有している各事業所が、危険物予防対策法、これに沿って予防規程を策定をしております。

そして、その策定されたものを消防庁の許可を受けるということになっておりまして、緊急時には、速やかに連絡を取り合いまして、住民の避難を促すようなそういう体制もとっているところでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この間の東北の震災を見ても、非常に油漏れがいろいろあったりいろいろして、非常に悲惨な映像がありましたけれども、それで、ここはそういうことはないという今の御答弁ですので、安心していますけど、本当かなと思いますけれども、まあまあしょうがない。いいでしょう。

次に行きます。

奄美大島信用金庫から、中学校に向かう通学路は、車がぎりぎりの離合をして、その横から小中学生が通学しています。今後、拡張工事が始まれば、その通学路はどうなるのか、どういう状態であるのかが想像ができないんだけど、その計画はどうなっているのか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

信用金庫方面から、中学校へ向かう道路の拡張工事については、現在、建物補償等の算出が終わっている段階であります。今後は、土地建物の所有者と交渉し、交渉がまとまった箇所から再度建物補償等を精査し、道路の買収を進めていきたいと考えております。工事につきましては、用地の取得できた箇所から進めていく予定です。

全体の形としては、現在ある亀津中学校の前の道路の幅員で、そのまま通されるということイメージしていただければいいと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

いや、できない。中学校までまあ幅員されているわね。そこからずっと小さい道路がずっとこう続いておって、そこで工事車両がもし入ったと。いや、どこから入るかわからんのよ。だから、そういうものをちょっと教えてくださいということなんよ。どこから工事が始まるかわかりゃせんけれども、道路自体はものすごく狭いわね。そこから始まるのか。私はその裏から始まってずっとこうしていったらいいかなというふうな思いもしているんです。その工事の仕方はわかりませんが、前からしだと、通学にもものすごく支障を来たすんですよね。それイメージがちょっと湧かないから教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

約、現在の道路で幅員が川のほうから歩道まで10メートルから11メートルぐらいの幅員と考えております。今後、買収の済んだところから始めるということで、どこから始まるかまだわかりませんが、建設課といたしましても、以前からそういう工事はやっておりますので、そのできた場所から、まず交渉のついた場所から、安全対策と一般的な通学路などは、小学校、中学校と話し合った上で、過程でできるものならば、ほかの通路に変えてもらうとか、また、施工計画書に基づき、安全管理、交通管理、現場環境の整備をその都度、特別に行っていくと考えております。仮設の歩道をつくるか考えていきたいと思っております。

○11番（広田 勉君）

とにかく今、その離合するのも2、3カ所の、1カ所、2カ所かな。もう車がぎりぎり離合できる場所ですよ。3カ所ぐらいあるんかな。その横をずっと小学生、中学生がずっと学校に向かうわけよね。そして、そこに工事車両がまたもう一つ入ると。どこに入るかわからないけどね。そういうイメージしか私は湧かないんですよ。

それで、車両をストップするのか、今、出入りしている車両をストップするのかどうかとか、そういったことなんかもあればわかるのよね。今のままでするんであろうという想定のあるので、どうかと。もう少しわかりやすく。

○建設課長（亀澤 貢君）

まず、場所から確認したところで、先ほど言ったみたいに施工計画書等でどういった車が必要なのか、どういった工事が入るのか。そしてあとまた、その工種によって、例えば解体工事のときにユンボ等とか入るときに通行止めをしなくちゃいけないのか。そういうことをその工事、施工を考えながら、工事施工書に基づき通行止めするならば、交通巡視員、配置等などを検討して決めていきたいと考えております。

まず場所が決まってからそういうことを、一般の工事もそうなんですけど、普通の道路工事におきましての施工計画書を提出していただき、そのときにどういった対応する等々の話し合いを持っておりますので、町民の皆様、児童生徒には大変御迷惑をかけると思いますが、ちゃんとそういうところは計画を立てながら、周知等を行って工事を進めていきたいと考えております。

○11番（広田 勉君）

その話がついたところからおっしゃいますけれども、大体ぱつと話をつけて、みんなちょっとのいてもらっておいてする方向が一番ベターじゃないかと思うんですけどね。ここは工事して、ここはまだ住んでおってとか、そういうふうにするんじゃないか。もうもう全部どうするかを全部補償してからのほうがいいんじゃない。そうでもないかな。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

実際、工事補償、きのうも勇元議員から言いましたけど、補償金につきましては、相当の額がかかると考えております。まずそれから始めるだろうと、私どもの事業自体があらゆる工事箇所を持っておりまして、そこ1カ所にかかると、ほかの今まで計画していた箇所ができないということもあります。しかしながら、それも本当だとは思いますが、やっぱりその箇所箇所で一応交渉して、今回私どもが初めての拡張工事の道路交渉とかになりますので、まだそれは未経験なんですけど、それを研究しながら話し合っ、一気に買うという予算的なものは非常に難しいものと考えられますが、広田議員のおっしゃられたように、ある程度、期間等を決めて、大体いつごろという計画が立ちましたら、そういった住民との話し合いを持ちながら決定していきたいと思っております。

○11番（広田 勉君）

悪くはならんだろうと、住民に迷惑をかけないようになるべくスムーズにできるように、また町長のほうも予算をちょっと多目に組んで、なるべく一挙にできる方向でないと、ちましましよったんでは、なかなかその通学路ですのでね。非常に子供たちの今あれ事故が起こらないのが奇跡と、もう亀津の奇跡の一つと私は思っているんですけどね。ものすごい立哨なんかをしていると、企画課長もよういつも見てわかっていると思うんだけど、非常に危ないんですよ、普通でも。

それで、車での子供の送迎がまだあると。だからその学校も一応指導は一生懸命しても、徒歩通学というふうになってはおろみたいですけども、この間、亀徳の立哨されている方々は、亀徳の方はみんな歩いているというふうな報告をされていて、それはいいですねというふうに思いましたが、まだまだ徳高の前のほうとか、いろいろ車が入り出していますので、役場の前でおろすようにしたらどうねとかいうふうな意見もあるし、もう少しちょっとこう広場をつくってそこを、もうどうしようもない時がありますので、雨のふる日なんかはもうひどいもんですよ。もう大変。とにかく亀津の奇跡と言われるぐらいのその狭さですので、それで、そういうふうなスペースもつukれないのかなというふうに思っていますけど。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えをいたします。

今、広田議員からありました車での子供の送迎についてのことですが、本町では、現在青少年育成町民会議というのを設けております。その中に3つの部会がありまして、家庭教育部会、青少年育成部会、社会環境部会、この中の家庭教育部会の中で決められたことが、「歩いて登校、元気に挨拶をしよう」、これが決定しまして、各小中学校並びに地域へ呼びかけています。

なお、この青少年育成町民会議では、歩いて登校ポスターも募集を行いました。それにより各ポスター等は多分今あちこちにこう、ちょっと若干ポスターに関しては1枚の単価が高いものですから、今、予算等を見ながら貼っております。それについては、皆さん多分目にしている方も結構いると思いますので、ごらんください。

そして、ただこの車の送迎についてですが、ただ、まだ一部の保護者の方には、まだ浸透していない関係上、学校と連携をとりまして、粘り強く、「歩いて登校、元気に挨拶をしよう」を呼びかけていきたいと考えております。

ただ、先般、川崎市で発生した事案等もありますので、地域の皆様方の見守り隊としての声かけの協力もいただき、子供たちが安全に登校できるよう、社会教育課としては努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

とにかくその通学路が非常に大変であるということ認識していただいて、工事をするときには、さらに輪をかけてするかわかりません。そして、近々、また徳之島交番連絡協議会というのがありますので、その中でその時間帯一方通行というのもちょっと考えられないかと。以前からずっと一方通行したらどうねという提案がずっとあるんですけども、それで警察もいろいろ検討はしてくださっているらしいんだけど、住民のほうから一方通行じゃ困るというふうな意見でというふうなことで、ずっと今断ち切れになっているんですけども、再度この会議のところで、私も時間一方通行というものを提案してみたいなと思っていますので、まだ学

校のほうも、歩いて通学をもう少し力を入れていただきたいというふうに思います。とりあえずこれで。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○11番（広田 勉君）

次の4番の住民登録もろもろについてですけども。

まず、住民登録のこの異動は、大体その地域に滞在期間はどれだけぐらいから異動届をするべきなのか。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えします。

転出・転入、住所を異動した日、または世帯に変更があった日～14日以内に届けなければならないとなっております。これは義務でございます。

○11番（広田 勉君）

南区に住んでいる、毎日キャリー引っ張って歩いている親父さんがいらっしゃるんですけども、自分は住所大阪にしかないと。もう大体何年にもなりますよね。恐らく介護とかそういったもののおかげはないんじゃないかなと、住所がないから、じゃないかなと思っておるんですけど。やっぱりこういう方々も住所ば移したほうがいいんじゃないかなと思うんだよね。それはそれで、やっぱりもし役場の出向する方いらっしゃいますよね、名瀬とか鹿児島とか。そういった方々も一応住所異動はされているのか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

本町の島外への割愛・派遣職員は現在7名でございます。その中で4名の方は住民異動しておりますが、3名の職員につきましては、職場へ住民異動しない旨を申し立てをしまして提出をしております。

以上でございます。異動しておりません。以上。

○11番（広田 勉君）

住民票てどんなもの、もう、してもしなくてもいいのかね。

○住民生活課長（政田正武君）

義務でございますので、住民登録はしていただくことになっております。

○11番（広田 勉君）

総務課長、義務らしいです。義務らしいです。

それで、この14日以内に転出届がちょっとおくれたりする場合は、どうなるんですか。

○住民生活課長（政田正武君）

正当な理由がなく14日以内に届け出をしない場合や、虚偽の届け出など悪質なケースでは5万円以下の過料に科すとなっております。

○11番（広田 勉君）

総務課長、罰金らしいですよ。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

住所の定義というのがございまして、生活の本拠であり、それから生活の最も関係の深い私的生活の場所であり、全生活の中心であって、職務上の活動の中心ではないとされていますと、こういうふうな定義がございますので、その3名の方につきましては、これの定義にのって、住所の変更しない旨についても違反ではないということでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

住民課長、違反じゃないらしいけど。（笑声）

○住民生活課長（政田正武君）

私が申し上げたのは、住所登録していなければならないときでありまして、今総務課長が申し上げたとおり、これから出てきますけども住所の定義の中にうたっておりますので、異動しなくてもいい場合もあります。異動に関しての場合ですね。住民登録は必ずしています。

○11番（広田 勉君）

登録と異動と。次に書いてあるんですけども、住民台帳30条の米穀の配給を受けるどうのこうのと、こういう項目は皆さんは知らないと思うんですけども、私たちは高校卒業して都会に上がるときには米穀通帳というのがあったのよね。その米穀通帳を米屋さん持っていかないと、米屋さんで米が買えないの。だから、異動と同時にそれを持って歩くという時代でしたので、大体生活せんといかんときは米買わざるを得ないわけよね。

だから、必ず異動をして、そこで住んでいるというふうなことで、米穀通帳と異動通知はついで異動して歩きよった時代があります。それ今あるので、それちょっと公式もうなくなったとお聞きしたけど、どうなっているん。

○住民生活課長（政田正武君）

米穀通帳は昭和17年から発行され、昭和56年の食糧管理法の改正により廃止になっております。この住基法第30条の米穀の配給を受ける者に係る届け出の特例は、米穀通帳の発行や利用に直接関係する法律ではなくて、住基台帳に情報として記載する、例えば通帳を持っていますよという届け出をできるという趣旨の条文でありまして、直接米穀通帳には関係はございません。

そして、以前は住民票の中にもこの記載がなされていたので、身分証明書としても利用していたということになっています。

○11番（広田 勉君）

ですので、一応我々の若い時代はそういうふうにして、異動するたびに住民票と確実にここに住んでいるというふうな感じの住民票ですよ。今みたいに1年か2年、出向は何年するかわかりませんが、それで向こうで住んでいらっしゃると、それで異動はせんでいいというふうになってくると、どんなもんかなというふうに思ったりするわけよね。それで、じゃ、住所の定義で一応何ですかと。

○住民生活課長（政田正武君）

先ほど総務課長が答弁いたしましたけれども、定義といたしましては、生活の本拠であり生活に最も関係の深い私的生活の場所であり、全生活の中心であって、職務上の活動の中心ではないとされております。

○11番（広田 勉君）

本拠地、例えば私、北区の区長をしているときに、一応区民はどなたですかと言ったら、誰も教えてくれなかったんですよ。誰が区民になるのか、それは個人情報だと言って教えてくれなかったよね。引き継ぎというのは引き継ぎしなさいという言い方するんですけども、やっぱり一戸、一戸全部回って歩いて、誰がおられるか全部確認して歩いた。

そのときのケースとしてね、住所はあるんですよ、北区に。そこへ行ったら、その住所のほうにはいらっしゃらないわけ、息子夫婦が住んでいるわけ。親父はと言ったら、親父は中区に住んでいると言うているわけよね、そういうケースとか。家まで行ったけど、ほとんど留守だと。そしたら、何で住所ここに置いてあるのと聞いたら、自分中区に引っ越したんだけど、猫が一緒に来てくれんと、だからそのまま住所置いてあると、家賃も払っているわけよね。そういうふうなケースなんかもあるわけよね。

住所、やっぱり住んでいるところが住所じゃないかなと、やっぱり異動してほしいなと思うんだけど、そういったものは勝手にいいんですか。

○住民生活課長（政田正武君）

住民生活課におきましては、転入・転出届を、届出書を持ってきた場合に適正に処理というのが事務でございまして、その方が個人の情報ですので、住んでいますかとか、どちらにいま

すか、実際は本当に住むんですかというのはお尋ねしないので、その部分は住民生活課としては把握はしておりません。

○11番（広田 勉君）

住民基本台帳の第13条に、市町村は別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならないというふうになっていますよね。正確な記録というのは、それはどういうこと。

○住民生活課長（政田正武君）

異動してきた方の情報ですね、住民票の中には、例えば国民保険の被保険者であるとか、国民年金の被保険者であるとか、児童手当を支給しているとか、住民票に記載事項その部分を適正に処理するのが戸籍の仕事であります。

○11番（広田 勉君）

いつだったかな、辛坊さんて司会する方がいらっしゃるよね、テレビで。あの方が日本には高齢者が4万人ぐらいおると。そのうちの2万人は架空であると、ただ住所置いてあるだけだというふうな放送があって、それからしばらくしてからいろいろ調べたら、江戸時代生まれの住所があったり、いろんなことをして全部整理したためしがあるんだけど、徳之島町でそういった記録はないよね。

○住民生活課長（政田正武君）

私はちょっと把握をしておりません。

○11番（広田 勉君）

そういったことで、この正確な記録を常に整備しという法律をどのように受けとめているのかなというふうに、ずっと疑問を持っているわけですよ。これまた後でもちよっといろいろしますけれども、その届け出して、14日以内に届け出しなければ罰金がある。それでも14日以内に登録したとする。で、健康保険証どうのこうの、社会保険の場合は、ただ入れるだけだったかな、水道代どうのこうのもあんまり関係なかったかな。窓口であっち行きなさい、こっち行きなさいとずっとやらされますよね。それで正確を持っているというふうに判断を課長はされているわけですね。

○住民生活課長（政田正武君）

そうでございます。

○11番（広田 勉君）

後、出てくるかわかりませんが、後からします。

私の住民個人ナンバー、マイナンバーちゅうんかな。これは112809から始まる12桁の数字なんですけども、申告のときに使ったか、使っていないかちょっと覚えていないんですけども、あんまりこの番号使った覚えがないんですよね。この番号というのは、これいつ使うんですか。

○住民生活課長（政田正武君）

私もカードは持ち合わせていますが、あまり使用はしたことはありません。マイナンバーカードにつきましては、個人が目的に応じて使用するものでございますので、個人の判断に委ねるといことです。

○11番（広田 勉君）

カードが最近多過ぎて困るときもあるんですけども、こういうのもあるんだよね。「政府は4日、行政の電子化を推し進めるデジタル・ガバメント閣僚会議を開き、マイナンバーカードの普及と利用促進に向けた方針を決定した」と。一応政府はこれずっと集中していこうとしてんだけど、今言われたように個人の勝手に使い方ですと言われたときに、政府のほうとしても、政府はずっとこれを使う方向で進めていっているんだよね。

今の答弁から見ると、銀行で金おろすカードと同じぐらいの気持ちしかないんだけど、どうですか。

○住民生活課長（政田正武君）

そうですね、マイナンバーカードのメリットとしましては、いろいろあるんですけども、今後就職や転職、出産、病気、年金受給、災害、多くの場面に個人ナンバーが必要になってくることになります。今後、身分証明書としても使うわけでございますけれども、現在、実際メリットが感じられないということから、鹿児島県でも交付がまだ7万弱となって、あまりメリット感じられていないんじゃないかなということを感じますけれども。今後、健康保険もマイナンバーに組み込むということ昨日のテレビか何かでも話しましたが、このマイナンバーカードに移行していくのではないかとはい思います。

○11番（広田 勉君）

そのカードをつくれということだったよね。それで、カードをつくるには写真を持っていかないといけないよね。写真となると、やっぱりずっと顔が違って来るから、切りかえずつとすののかな。

○住民生活課長（政田正武君）

すみません、ちょっと調べてまた後ほど報告します。

○11番（広田 勉君）

これ出してあったけど、一応メリットとして、うちの親なんかもそうやけど、現況届でね、まだ生きてるかというあれで毎年出すのがあるんですけども、それがなくなるといふうなメリットがあると書いてあったんだけど、やっぱり届け出しないと、現況届しないと生きてるか、生きていないかわかりませんからね。だからメリット、どういうメリットかなと思ったんだけど。

○住民生活課長（政田正武君）

住民生活課で現況届を扱っているのが年金でございまして、高齢者に限ったことではございません。年金受給者の方が、これは住民票上は死亡しているにもかかわらず、親族によって生存している旨の現況届が提出され、不正受給が行われた事案も発生したところですね、住基ネットによる生存確認ということで、この住基ネットに切りかえを進めており、今後届け出は不要になるということでございます。これは年金受給に限ったことです、高齢者だけではございません。

○11番（広田 勉君）

高齢者がカードを持っていると、現況届しないで済むというんですけども、それどういう意味ね、でいくと。

○住民生活課長（政田正武君）

年金受給者に限りましては、現況届を以前届けていたと思うんですけど、その中にマイナンバーを記載するところがありまして、その記載されて年金の事務所のほうに登録されると、もうそこで住基とつながっていますので、生存確認もできるということで、今後要らなくなるということです。もちろんこれは年金受給に限ってのことですけど。

○11番（広田 勉君）

ようやくわかった。マイナンバーだけでは削除されないということやね、死んでも。（「そうですね、ちょっと」と呼ぶ者あり）いや、だから今住所が、亡くなると死亡届出すわね。そうすると住所消されるでしょう。マイナンバーも一緒に消されると思っていたのよ。ですので、その住基があろうがなかろうが、そのメリットでどういう意味かなと思ったわけよね。今おっしゃったのは、住所は消すけども、マイナンバーが消されないから、連動していないからどうのこうのとおっしゃるからよ、そうじゃないんじゃないかと思えますけど、また勉強しましょう、ごめんね。

どうもそのマイナンバー、これつくりたいよ。つくって利用したいんだけど、どこで利用するのかわからんしね、今度10%の消費税になったら、マイナンバーで還付なんかあればね、すぐつくるんだけど、そういうこともないしね。

カードというのは、今非常に不正の対象というか狙われやすいという感じかな、あるので、その住基ネットのセキュリティーは大丈夫ですかということですけど。

○住民生活課長（政田正武君）

これは政府がセキュリティーをしっかりとしていると思いますので、大丈夫かと思えます。

○11番（広田 勉君）

ただ役場としては入力しなさいと、はいはいと入力しているというぐらいの感じですか。

○住民生活課長（政田正武君）

そこは皆様の個人情報等ありますので、しっかりと責任を持って感じてまいりたいと思いま

す。

○11番（広田 勉君）

カードもあんまりないから大丈夫だけど。それと、次の住所を12月ごろに異動すると、そして1月1日に徳之島町に住所があると、そういう方々は申告は徳之島でするんですよね。そういうときの税金等はどんなもんかなど。

○税務課長（中村俊也君）

それでは、お答えいたします。

申告は、例えばことし1月1日現在の住所地で申告を、前年度の1月～12月までの所得に対して申告を行って1月1日の住所地で課税されます。

あと、転出した場合なんですけど、年度途中で転出した場合でも、課税した住所地への税金の納付となります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

これは所得税、固定資産税、住民税、健康保険税、全部一緒ですか。

○税務課長（中村俊也君）

全部一緒でございます。

○11番（広田 勉君）

はい、わかりました。

それじゃ、次、行きます。選挙事務についてですけども、選挙権と被選挙権についてのちょっとわかりやすく御説明をお願いします。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

18歳になると、みんなの代表を選ぶことのできる権利を持つようになることを選挙権と言います。そして、その後、一定の年齢になると今度は選挙に出て、みんなの代表になる資格を持つことになることを被選挙権と言います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

先ほどの住所のあれと一緒にですけども、住所があるだけでよろしいですか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

選挙人名簿に登録された方は選挙権があります。

○11番（広田 勉君）

ことしの県議会選挙で、徳之島町の18歳未満の新選挙人の投票率はどのぐらいでしたか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

18歳の投票率は21.18%でした。

○11番（広田 勉君）

21%でも結構あるなど、私はもっと低いんじゃないかなと思っていました。というのは、やっぱりこれは異動時期ですので、もう特に今回の場合は、29日が告示で、30日からしか不在者ができないと。大体3月31日の前にはもうみんな出ていっているからね。やっぱり選挙どころじゃないわけよね。だから投票率が非常に低いというふうに、もうこれしょうがないんじゃないかなと思うんだけど。やっぱり、かといって、選管としては投票率が低いからしょうがないというわけにはいかないんでしょう。何かせえとか上から来るんじゃないですか、対策せえとかいろいろ。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

4月7日に行われた県議選では、島外に出られる方の不在者投票請求の受付を選管で行っていることから、3月19、20、22日に防災無線で連絡したところであります。

また、転出・転入した方には選挙制度のパンフレットを1階の窓口に置いております。

やっぱり、異動時期はもうほとんどが不在者投票を呼びかけることしかできないと思いますので。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この投票率を上げる対策というのは、それしかない。もう別にほかに方法、手だてはないよね。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

異動時期は、もうそれしかないと思います。

○11番（広田 勉君）

一応私たちの選挙も、この徳之島町の議会選挙も、必ず3月末の日曜日と、大体投票日決まっているんですよね。それで、みんなもうばたばたしているわけ、慌てているわけ、もう異動する人たちというのは。それで非常に投票率がよくないんだけど、これを次回から3月の初めに早めるように一応、私は去年の6月議会で議会運営委員会に検討申し込みはしてあるんですけども、検討しているのかしていないのか、うんともすんとも音沙汰ないんだけど。これをやっぱり3月の初めに選挙というふうに早める方法というのは、選管として妙案がないもんかどうかな。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

町議会議員の任期満了が4月21日となっていることから、早くても3月22日以降の日曜日が投票日となります。そのことは公職選挙法第33条の任期が終わる日の前30日以内で行うこととなっています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

法律ではそうなっています。ですので、私が議会運営委員会に出してあるのは、その任期を4月1日からというふうな任期に変更して任期を3月31日までに、議員の我々の任期を3月31日までとすると、3月の初旬に選挙ができると。ですので、21日間を任期を削ることができないかという要望書を出したんですよね。だから、もう、そうすることによってはできると思うんですよ、法律上は。ですので、それをするかしないかはまだ、議員全員の考えですけども。

そうすると、どういうメリットが出てくるかという、大体3月いっぱいまで異動もそんなばたばたしない時期ですので、3月の初めは。投票率も少し上がるんじゃないかなろうかと。それともう一つは、給料の計算もしやすいんじゃないかなと思います。3月31日に締めて、4月1日からとの給料の締めなんかもしやすいんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ただ、今までなぜこの21日が切り詰められないかというのがあったんです。それは年金の関係で3期12年、これ21日でも減ったら年金対象にならなかったから、今までは締められなかったんです。しかし、もうその年金もないから、縮めてもいいんじゃないかと思って私は運営委員会に出したんだけど、何の音沙汰もないんだけど。そういったことなんかでの選管、何かアイデアないですか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

あと選管としては、そういうことはちょっと難しいとは思いますが、皆さん、議員さんがもう解散するか、もうそれしかないと思いますね。（笑声）

以上です。

○11番（広田 勉君）

じゃ、そのようにまた運営委員会のほうで頑張ってもらいましょう。

さきの選挙説明会で、徳之島町の学生は、居住実態がないので投票を受けられない旨の説明が、私は聞いた覚えがあるんですけども、どうだったでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

平成26年度3月30日執行の町議会議員の立候補説明会では、学生の投票については生活圏がないとの理由で、当時の事務局長が説明しております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

たしかそうありましたよね。居住実態等に関して、選管のほうも非常に困っているような節があるというふうに聞いておるんですよ。

2016年の参議院選挙における居住実態のない学生・生徒の不在投票を認めなかった自治体は47都道府県中1都18県で、鹿児島県では奄美市、喜界町との毎日新聞のアンケート調査があり、選挙民に不平等が生じるので、統一基準を求める照会が奄美市の選管からあった。その後どうなったかわかりませんか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

平成30年2月に大島地区の選挙研修会が天城町で開催され、県選管の説明で学生の投票については、各市町村選管の判断に委ねるとの回答があり、前年度衆議院選挙から本町においても学生の投票を認めております。

また、統一基準については、協議連絡等はありません。

以上です。

○11番（広田 勉君）

これ非常に選挙というのは、先ほどもありましたけども、民主主義の根本であるわけよね。それをただ、各選管に委ねると、そういうものはいかかなものでしょうかね。隣では選挙できるけど、隣では選挙できないとかね。そんな法律というのはあるもんかね。これどうしてこうなるのかな。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

今、議員さんの言われたとおりなんですけど、県選管ではもう市町村選管に委ねるということだったんで、県の選管の皆さんが決めきれないんです。もう本当はうちの市町村も、そういう県が統一してくれたら本当に助かると思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

県が決めきれないということですね。これ本当にゆゆしき問題であるというふうに思うのよね。一生懸命もしもの場合は、東京、大阪から呼んできてさせる可能性はあるんですよ、やばい場合は。

やっぱり居住実態のないというふうなことが一番の問題じゃないかなというふうに思うんだけど、この居住実態を調べなさいというふうなことにはなっていないの。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

平成29年10月22日執行の衆議院議員のときから、もう今現在学生、また出稼ぎの社会人にも選挙投票はさせております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

喜界町なんか、ここにあるんですけどね。大体もう住んでいるか住んでいないかわかるから、一々調べなくてもいいというふうになっておるんだけど、これを居住実態があるかないか、住民課かあなたの課かどっちかが調べる必要があるんじゃないかなと思うんですけど。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

居住実態がなくても、今回衆議院、29年度の衆議院選挙からはもう選挙を、投票をさせております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

それは県からの指導ですか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

はい、そうです。

○11番（広田 勉君）

ちゅうことは、居住実態のない、ある関係なしに、住所さえあれば選挙をさせると。民法の22条というのがあるんですけども、各自の生活の根拠をそのものの住所とするというふうな22条というのがあるんですよ。

本拠とするというのは、生活の中心であるという基準としては滞在時間や賃貸契約の有無、各種公共料金の支払いなどの有無などが考えられると。これをしているのは根拠があるというふうになっているんですけども、その辺はもう一切関係なし。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

県の選管に聞いたところ、衆議院選挙の時から学生に対しても投票を拒むことはできないということで、衆議院選挙から投票はさせております。

○11番（広田 勉君）

我々に話は、26年当時は徳之島町としても生活実態がないから認めませんよというお話をされて。県のほうからはそれじゃまずいからと、住所さえあれば選挙させなさいということになったわけですね。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

それで国の選挙はさせなさいということで、町の選挙の場合は市町村判断に委ねるとい
ことでした。

○11番（広田 勉君）

これはまた大変なことやね。法律はやっぱり全て平等じゃないといかんと思うのよね。あん
た方好きなようにしなさい、これはこうですと。つまり、そういうふうにすると県のほう、よ
うわからんな、これ。

とにかく、奄美市が照会事項のこの件のときに、調べる、調べないの回答が全部来ておるん
ですけども、大和村なんかは実態調査していないとか、宇検村なんかは調査に手が回らないと
か、いろいろ各選管全部報告があるんですけども、手が回らないというのがほとんどですけども。
しかし、これ職務だから手が回らんとか、そういう問題じゃないと私は思うんですけどね。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

町としては個人情報もあるため、選管としては調べていません。

以上です。

○11番（広田 勉君）

個人情報と言えば、全部逃げられるからいいけど、実は私は3町で選挙しているのよ、住所
異動して。これはやっぱりだめなのよ、住所だけ異動して選挙するのはね。しかし、あんた方、
今のこの感じでいくと、あの大きな団体であれば、そういうこともできるわけですよ。そんで、
そういうことにしちゃいけないから、こういうのがあるんじゃないかなと私はそう思うんです
が、実態のない選挙民を外せというふうに思うんですけどね。各町に委ねるとか、そういった
ような法律はおかしいど。

○議長（池山富良君）

広田議員持ち時間あと3分。

○11番（広田 勉君）

3分。じゃ、その役場関係の配布物は町の広報に折り込んでいきますけども。北区の我々の
地区は6月から担当がかわったものだから、1年ぶりに1日の日に広報がきました。その広報
がきたんだけど、「選挙へ行こう」のチラシは、課長、何日にあなたの家に入りましたか、
「しろばら」はいつ届いたか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

「選挙へ行こう」のチラシが届いたのはわかりませんが、私の記憶では広田議員が駐在員を
していたとき、月初めに必ず届いていたことを覚えています。そのことから5日までに届くも
のだと思っていましたが、各集落の皆さんに聞いたところ、10日以降に届いた世帯もありまし

たので、今後そのようなことのないよう十分反省し、投票日の二、三日前には届くよう徹底したいと思います。

また、「しろばら」については、年2回の町広報誌に折り込んでおります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今回の「しろばら」は何日。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

3月号に町広報誌に折り込んでおります。

○11番（広田 勉君）

結局、選挙に行こうどうのこうのは、もう選挙終わってからなんですよね。一応私、この手紙も選管からきています。これももう土曜日に発行しているんです、発送している。この中身は何かと言うと、「日曜日の夜7時45分まで集まってください」と月曜日の日にきました。こんなの何の意味もない、こんなの。こういうふうな仕事しとったらいかんですよということなんよね。町長、いかがでしょう。

○町長（高岡秀規君）

郵便物につきましては遅滞なく配達するのが当然のことであり、日程等の調整ですので、数日前に到着するよう配達はしなければいけないというふうに考えております。

○11番（広田 勉君）

今回の県議選のビラで、違反行為があったのは選管は知っておられますか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

聞いておりません。

○11番（広田 勉君）

立派なもんです。家に届いたはずよ、ビラが。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

届いていません。

○11番（広田 勉君）

これは選挙の前に文書と説明で、選挙のビラは証紙を張って新聞に折り込みしかできませんと、フリーペーパーではだめですと何度も説明あったんよ。フリーペーパーで回っているのよ。大体選挙違反をどうするの、このやり得ね。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

今議員さんが言われたとおり、新聞折り込みまたは候補者の選挙事務所内、個人演説会の会

場内または街頭演説の場所に限られると書いてありますので、それが本当であります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

そのとおりになっていないからね。あなた方、選管はどうするの、これの。やる人はやり得ね、ということよ。どうです。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

選管のほうで違反がわかったときは注意していきたいと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

堂々とやっているのに、わからんのに、いつ注意するの。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

私のところには届いていなかったもので、わかりません。

以上です。

○11番（広田 勉君）

とにかく真剣にしないとイケないのよ。この名瀬まで行って、名瀬でビラ放り込みさせたんや。名瀬の本社じゃないとだめなんよ、それは。徳之島でもだめなんよ。それちゃんと説明回るのに、それを徳之島のフリーペーパーにぱっと入れて回すとかね、そういうふうにして、やり得じゃがね、選挙違反の。そんな状況つくったらいかんですよ。選挙人名簿の閲覧とか縦覧、それを告示しているのか。

○議長（池山富良君）

広田議員、ちょうど10秒ぐらいあれしましたので、これで終わりにしてください。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

以前の選挙では選挙人名簿の縦覧については告示をして縦覧させておりましたが、平成29年10月22日執行の衆議院選挙から公職選挙法の改正により、縦覧はさせなくてもよくなりました。

以上です。

○議長（池山富良君）

広田議員、ちょうど時間でございます。

○11番（広田 勉君）

わかりました。

○議長（池山富良君）

次の回にまたお願いします。

○11番（広田 勉君）

はい。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩いたします。2時30分から再開します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、幸千恵子議員の一般質問を許します。

○9番（幸 千恵子君）

本日の最後と言いますか、6月議会の一般質問最後の登壇となりました。昨日開会した6月議会の会期は4日間です。しかし、間に1日休みがありますので、実質は2日半となります。

議会の使命は、1、地方公共団体の具体的政策を最終決定すること。2、執行機関の行財政の運営や事務処理、事業の実施が適法適正に、かつ公平効率的になされているかどうかを批判し監視することです。そして議員は住民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではありません。

また、一般質問は、地方公共団体の重要な意思を決定し、住民にかわって行財政の運営を監視する機能を有する議会の構成員である議員が、行財政全般について執行機関の所信や疑義をいつでもただすことができないと、その職務を果たすことができないことから、議員に当てられている固有の機能です。質問を行うことで、執行機関の誠実性を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果として現行の政策を変更、是正させる、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果があり、議員個人として能動的に政策を提起できる唯一の機会です。

徳之島町議会どうでしょうか。私は今の議会、緊張感がなく議会としての機能を十分果たしていないと感じています。職場の中には、議場の中は真剣勝負の場所です。議会と執行部が一定の緊張感の中で、行政のあり方を真剣に議論し、全体の奉仕者として町民にとって一番いい方向に進めるよう、かじをとるところです。それが車の両輪の片方として執行部といい間隔をとっている議員には風当たりが強く、執行部になびくような議員は仲間として仲よくするような風潮が見られます。質問を行わない議員、質問しても執行部のチェックは行わず、お願いばかりの議員、私には質問時間を短くするように要求する議員、執行部をチェックする議員を逆にチェックする議員。

そんな中で、3月議会の議会広報には、私の質問に対する答弁が事実でない、全く別物が載ったということが起きました。本来なら、その間違いに広報編集委員会が気づくものです。しかし、私が指摘するまで事務局でも気がついていませんでした。事実と違う答弁が載った広報

が全戸に配布されたことは、あつてはならないことです。この6月議会の広報が載る8月議会広報には、おわびと修正文をきちんと載せることを要求いたします。

私が議員1年生のころの事務局長は、間違いを見逃しませんでした。さまざまなことに気を配り目を向け、必要なとき厳しく指摘していただきました。あるとき、なれないせいもあったんですが、質問をしている中で、私が執行部の答弁の後に「ありがとうございます」とつい毎回言っていたのを、当時の事務局長は明確に注意してくれました、議会はお礼を言うところじゃないんだよと。厳しく指摘されたことはほかにもたくさんありますが、こういうふうな指摘されることや事務局長の業務に当たる厳しい姿勢が、議会にも緊張感をもたらしていたと思ひ出します。

議会中や議場は、真剣な議論の場であり、みんなで仲よくするときでも場所でもありません。今のようななれあいの議会が続けば、町政はおかしくなります。執行部の行政執行に支障が出るのではと危惧いたします。執行部に対して、きちんと指摘する議会でなければ、町の進む道を誤らせてしまうでしょう。2億5,000万円の土地問題がまさにそうでした。そんな事態を繰り返さないように私たち議員は緊張感を持ち議会としての機能をちゃんと果たしていこうではありませんか。

執行部をチェックいたします。本日9番目、日本共産党の幸千恵子が通告の4項目について質問いたしますので、その場逃れの対応ではない、答弁ではない、責任ある答弁を求めます。

1項目め、観光地の整備について。

奄美、徳之島の世界遺産登録への期待が大きくなっています。現在日本の世界文化遺産は18件、4件の自然遺産とあわせ、国内の世界遺産は合計22件です。今後、百舌鳥・古市古墳群についても、6月30日から行われる委員会で登録が決定される見通しになっており、奄美、徳之島、沖縄の自然遺産登録が決定すれば、国内で24件目となります。

世界遺産は1972年のユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づいて、人類が共有すべき顕著な普遍的価値を持つと認められた遺跡、景観、自然などがリストに登録されることになり、貴重な自然の保全が必要で、登録後の対応こそが重要なものだと思います。世界自然遺産の島がどんなところかと今から関心を寄せている方が多いのだと思います。そして観光客が来島されるものだと思いますが、その方たちに満足していただける環境が整っているでしょうか。

そこで町内観光地の状況と観光に関する質問を行います。町内の観光地を示した上で、この整備がどうなっているのか、そして今後整備計画がどうなっているのかをお示してください。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

先日、答弁したとおり、徳之島町観光施設整備事業基本計画に基づき、補助事業等を活用で

きるよう年次的に進めているところです。

基本計画の中には井之川地区の観光施設、拠点施設、金見展望台、山と畦の海岸、花徳海岸、下久志海岸、なごみの岬という6カ所の計画を伴っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

今、上げた中には、トレイル等で上がっている場所等が含まれているのかどうか、伊仙町、天城町含めて徳之島町でも、町歩きという形でトレイル等が示されていましたが、そこはどうなっているのでしょうか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

ただいま井之川地区、そして金見地区のほうトレイルのほうで上げております。

○9番（幸 千恵子君）

この際、大きいものであろうが、小さいものであろうが、観光地遺跡指定文化財等全てを観光マップ等に載せて観光の島、徳之島町として把握をして、これが観光客のおもてなしにつながるようなものにしていく必要があると思いますけれども。

金見の浜における通路の整備についてお伺いしますけれども、町内でも一番の観光スポットだと思われるソテツトンネルですが、その向こう側に広がっているきれいな浜辺、砂浜、これは以前にも取り上げて整備を求めたところですが、この砂浜における通路の整備はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

金見地区は集落内を含め国立公園の第3種特別地域に指定されています。ですので、国の許可がおりなければ、新規の施設等の整備ができないことになっております。

御指摘の金見灯台手前の民家横から浜をおりる道路につきましては私有地ではないかということで、持ち主の方の御厚意で10年前に階段をブロックでつくっておられますので、地権者の方と、そして国立公園の許可の申請等がありますので、もし整備をするとなると、地元からの要望及び国のほうとの折衝を行ってから、また財務と相談をして計画をしていきたいと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

この件は、2016年の12月議会で取り上げております。そのときに当時の課長が、隣の民有地等を確認、調査しながら進めていきたいとしてホームページ等にもアップしたいという回答でしたけれども、そのころから何も進んでいないということなんですか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

すみません、私も今回1月からなんです、そういう前課長のほうから答弁がありましたのであれば、こちらのほうも早めに対処したいと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

先ほど言いましたように、その場逃れの答弁ではなくと言ったのはそういうことなんです、そういうのが多いんです、ほかの議員に対してもですけども。ちゃんとしてほしいと思います。

私有地としてあるのであれば、向こうは持ち主の方がブロック等を置いておりられるようにしてくれたものだと思いますが、あそこがきちんとおりやすい状態になると子供たちもおりられますし、徳之島一の砂浜だと思いますので、その整備について地主の方と力を合わせながら進めていけるものと思っております。来年の登録までに可能性があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

地区からの要望及びそして財務のほうから財政、予算等を関係機関と話をしながら。一番は地元の方と私有地の方の同意とかをとってから、確実にできるかどうかということ、財務と相談をしてできるかどうかをまた、検討していきたいと思っております。

○9番（幸 千恵子君）

あそこがちゃんと整備されるか、されないかは、徳之島町が観光客をもてなす心がどうなっているのかということがあらわれることだと思いますので、ちゃんとしていただきたいと思っております。

次、ソテツトンネルの清掃、管理の状況ですけれども、定期的な対応がされているのか、日常的にどうなのかということで、現状をお尋ねしたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

当課でもそのような必要性を感じ、過去にも地元への委託を提案した経緯があります。

また、地元住民団体からの同様の要望が寄せられており、地域住民の方々や財務と協議し、対応を進めていきたいと考えております。

なお、掃除のほうは、うちの清掃されている2名が定期的に、たまに集落の方の掃除も入っているということでお聞きしております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

ということは、観光客がいつ行ってもトンネルの中を通りやすい、安全な状況が維持されているということで、捉えてよろしいでしょうか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

きょう朝、見てきたんですけども、とうぐらのほうにおられた方と話をしたときに、ソテツトンネルのほうもその周辺をやっぱり定期的に掃除をしているということで、うちの掃除のほうが行き届かないときは、何か見て回って掃除をしているということをお聞きしております。

○9番（幸 千恵子君）

去年だったでしょうか、ソテツトンネルの中を見たときに、中ほどに案内板が立っていましたけれども、ほぼ朽ちている状況でした。これの交換もお願いしたと思うんですが、これほどうなっているでしょうか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

すみません、ちょっと確認しておりませんので、確認させていただきたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

中の案内板もですけれども、県道から観光地がはっきりわかるような案内板が不足しているのではないかと町民の方から言われますけれども、県道のほうを中心に観光地がはっきりわかるような案内板を確認、チェックして整備するようお願いしたいんですが、いかがでしょう。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

これも財務のほうと協議をしながら、予算がかかりますので、早めに協議したいと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

母間の線刻画に移りますが、ここも2015年ですかね、数年前に取り上げました。線刻画については、古代からの、シュメール人からのメッセージではないかと。そしてペトログラフィ協会の方も見に来られたりとか、ロマンあふれ、そしてミステリアスな島の魅力を発信しているところだということで、整備することを求めたんですが、ここはその後どうなっていますか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

母間の線刻画は、うちの地域営業課としては、観光地としては位置づけをしておりません。遺跡の関係で社会教育課のほうにお願いしているんですが、掃除等が草が生えて見えないということであれば、また社会教育のほうからうちのほうへ連絡をいただいたら、うちのほうの清掃を定期的に、その時期、時期に清掃しております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

観光地に位置づけていないということは、自然遺産登録になったときにも、ここに興味を持つ方がどうやったらここに訪れることができるのか、窓口としては社会教育課なのか、どちらのほうなのか、お尋ねします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

今、現在としては、観光地としての位置づけとしては、地域営業課のほうと取り組みはあくまでも文化財、史跡という考えで捉えております。これに伴い幸議員がおっしゃったように、人の公的人口が、交流人口、観光客も含めましてふえることを念頭におきましてお答えをさせていただきます。

御指摘の第3、第4及び第2の線刻画についてですが、今回私も初めて確認をさせていただきました。その上で第3、第4の線刻画については、地域営業課とも連携をとり、草払い等を実施し環境整備を図りたいと考えております。

また、第2の線刻画についても今回確認をさせていただきました。これにつきましては、草や木が非常に密集しており、人の手では少し難しいという判断で、重機等の借り上げも必要な状況にあると考えております。そのためこれも予算が伴います。財政等とも協議、検討を行い、対処させていただきたいと考えております。

それから、質問の中にありました第3～第4にかけての通路についてですけれども、これにつきましては、現在土地の所有者等の調査を行いたいという考えでございましたが、実は先日傍聴に来られた中に母間の方がいらっしやいまして、ここを管理されている方がいらっしやいました。その方に所有者等の確認をしていただいたところ、3件ほどお名前が上がっているということで、実際現在今、他界をされて、いらっしやらない方もいらっしやいます。その点については、改めて調査を行い実施できるものかと感じております。

この場合、この史跡についてですけれども、その場にある意義、史跡というものはいろんな事情を含んでおります。それを含め安全面を考慮し、文化財担当者、または文化財保護審議委員会に図りながら、文化財指定については考えさせていただきます。

さらにこの線刻画については、皆さんもその観光地としての重要な場所でないかと考える上では、この場所を第1～第4、母間の線刻画群として一括で文化財指定を行い、また観光地としていろんな形で対応させていただけると考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

前向きな答弁だと受けとめておりますけれども、第1の石については一番上の線刻がいったいある石だと思うんですが、あれについても野ざらし状態ですので、大分薄くなってきていると思います。そしていたずらもあります。あそこをきちんと保護するような形、屋根をつけるなどのことができないかと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

これにつきましても、遺跡の保存、これには私ども文化財のほうに学芸員がいます。確認し

ましたところ、今天城町のほうでも皆さん御存じのとおり秋利神のほうに線刻画に屋根をつけた形でやっております。これにつきましても、学芸員の話聞きますと、雨やいろんな形で風化していくのがあるということで、これについては予算がやはり伴うと思いますので、財政とも協議を行い、これについては第1も含め、先ほど申しましたように母間線刻画群としての付加価値を高めていくためにも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

学芸員がいらっしゃるということでは、心強い対応がしていただけるかなと思いますけれども、この数年間放っておいただけでも風化していると思います。このことについては茂岡課長に委ねますので、きちんと観光客にも見ていただけるような、保存できるような形を進めていただきたいと思います。

次、5番目ですが、海岸漂着物の撤去など、観光地の清掃計画等はどうなっているでしょうか、お伺いします。

○住民生活課長（政田正武君）

海岸漂着物の撤去等については、住民生活課の補助事業でシルバー人材センターのほうに委託しておりまして、駐在員と町民の方から連絡があった場合、パトロールで漂着物が多いところは非常に、シルバーさんのほうには丁寧に掃除していただいているところでございます。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

清掃のほうは8カ所、そして先ほど言いましたように社会教育課からのお願いがあったところ。例えば神社等が雑木が倒れた場合は、うちの清掃の方2名が行く感じで、毎月トイレが週2回、月8回8カ所に、月曜日と金曜日にトイレ清掃ということで必ず行っております。そして、その後以外に清掃、草刈り、トイレの周りとか全体的に周辺の清掃を2人で行っております。

○9番（幸 千恵子君）

いつ行っても、きれいさの差はあったとしても、ある一定の掃除はできているという状況が必要だと思います。運悪く行ったときに、もう草ぼうぼうでということがないような清掃の仕方を計画していただきたいと思います。

次に行きますが、総合運動公園のことですが、これも以前に提案をいたしました。総合運動公園の遊歩道ですが、これは平成17年度に完成したと聞いておりますけれども、この遊歩道を渡って池を見ながら、つり橋と言うんですか橋を渡って、そこから美農里館までのコースを観光客の皆さんに散策していただき観光コースとしてできるようなことができないかと思っておりますが、総合運動公園のほうで観光客をバスがおろしていただいて、バスは上がって美農里館で待つておくと。そして遊歩道を歩いて、木にもちゃんと名前もつけてほしいんですけれども

も、森林浴をしながら池を眺めて水鳥を見て、橋を渡って美農里館に来て、ちょっとお土産を買おうかという形がつけられたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

幸議員のこの観光地の整備についてということでしたけども、これに伴い総合運動公園が係ってくる以上私のほうで答弁をさせていただきます。

現在、総合運動公園の改修事業につきましては、建設課での社会資本整備交付金の長寿命化支援事業を取り入れ、今年度はまず野球場を中心とした改修工事に入らせていただきます。

御指摘の遊歩道についても、長寿命化の支援事業の計画に入っております。ただ、この遊歩道全体の改修工事となると、すぐには対処が難しい現状にあるのも事実でございます。この総合運動公園の遊歩道、提案いただきました道路につきましては、以前これは木原議員から社会教育課のほうへも御相談をいただいております。その検討も行っております。

その上で今回、幸議員のほうから美農里館を通した観光ルートということで私は捉えておりますけども、その中で、このプール脇から入る林道、遊歩道ですね。そこから入るエリアのことを自然の森エリアコースとして今捉えております。この中で、多分、幸議員がおっしゃっているのと、以前木原議員から御相談いただいた場所はほとんど同じ場所だと今認識をしております。

その中で和瀬池場所の展望デッキ、それから階段、遊歩道の修復に安価な予算で対応できるのであれば、これもやはり先ほど言いました長寿命化支援事業の中に入っておりますので、建設課のほうと協議をしまして、また財政等とも協議を行い、修復できるものであれば修復を対処していきたいと考えております。

ただ、これにつきまして、全体的に多額の予算がもしかかるのであれば、長寿命化支援事業として一括で修復作業に入らせていただきますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

ことは野球場が先ということですが、そういう意味ではこの長寿命化事業を活用するにしても、来年度にでもできるのか。来年度はもう自然遺産登録の可能性がありますがけれども、それまでにでき上がっていることが必要かと思っておりますが、どういう計画になるのでしょうか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

実際私も歩かせていただき、前ちょっと木原議員のほうからありましたように、今回幸議員もありました。歩きましたところ、つり橋の一番の悪いところは階段上が非常に朽ち果てておりまして、その部分に幾らかかるのか、その途中にあるものに対して、どれだけできるのかと

いうことで、この予算に応じてはやはり多額の金額になっていきます、予算が。やはり長寿命化支援ということで後まわしになるというか、後半のほうになってくると思います。順次計画どおりに今、コンサルも入れて建設課のほうで準備いただいておりますので、それに伴いやっ
ていきたいと思ひます。

ただ、この美農里館までの観光ルートとしては、非常に私も今、歩いたところ、地域営業課にも結びつきますし、いろいろな形で私ども社会教育と、また地域営業課のほうで、観光ルートとしての整備ができればというふうに考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

観光バスの観光コースがふえてしまって、1日ではもうとても徳之島は回り切れないという
ような状況をつくるほうが望ましいと思ひます。この機会にどんどん進めていけたらと思ひま
すけれども。

国定公園の中にあります、この徳之島内のこれからの観光地を総合的に案内するという意味
では、きのう何か遺産センターという話もありましたけれども、これはよく言われますビジ
ターセンターと同じものと考えていいのか、どうなっているでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ほぼ同じ形のものと考えていただきたいと思ひます。世界自然遺産センターと考えたほうが
よろしいかと思ひます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

進めているということでしたので、期待したいと思ひます。

それから、亀徳港は徳之島の海の玄関なんです、あそこの待合所からこのほど観光案内所
が消えました。今シャッターがおりていますが、これは徳之島町としては把握しているでしょ
うか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

この前の理事会のほうで3月いっぱい閉めるという話だけは聞いております。うちのほう
も、徳之島町としても表玄関のほうに観光案内所がなくなるのはちょっと寂しいので、これか
らもまだ続けていけるように、開設していただくようには進めていきたいと思ひております。

○9番（幸 千恵子君）

観光協会の方と少しお話したんですが、結構厳しいという状況もあって、今後売店を利用し
てパンフの配布だとか少し観光客の案内窓口のようなことも考えているということでしたけれ

ども。

先ほど出ましたちょうど総合運動公園から美農里館ということで、美農里館に地域営業課がありますので、地域営業課が観光の担当ということでもありますので、ここ亀徳港でも何らかの対応が必要なんですけど、この機会に地域営業課としての機能アップを行って観光の窓口というか、案内所的な機能も持たすことはできないでしょうか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

観光連盟の関連ですので、うちのほうで窓口を持つということは、多分行政のほうで持てるのかどうかをちょっと関係機関と確認をとりながら、できるかどうかお答え、即答ができないもんですから、ちょっと関係機関と相談をしてよろしいでしょうか。

○9番（幸 千恵子君）

この間、新聞に載りましたのでどうなっているんだと。世界自然遺産登録が目前に来ているこの時期に、海の玄関が閉まるということはどういうことかと、あっちこっちで言われました。そういう意味では、あそこがシャッター閉まっているということが大変残念なんですけれども、観光協会とも相談しながら町としてできることを、観光の担当ですので、そこらを積極的に進めていていただきたいなと思います。

聞きましたところ、今のところ、年間8,000件ほどの問い合わせもあるそうですので、結構大変な煩忙ぶりということでしたので、ぜひそのお客さんが、またここに残るような対応していただきたいと思います。

次に、ごみ行政に移りますが。

ことし4月20日の新聞報道で大変驚いたんですけれども、焼却炉の焼却飛灰にダイオキシンが含まれていると。そして過去5年間の測定値が国の基準値を上回っているというものでした。そしてその主因が燃やせるごみの中に入っている生ごみだということでした。

そこでお尋ねなんですけど、クリーンセンター開始から現在までのダイオキシンの発生状況と対応状況をお尋ねしたいと思います。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えします。

ダイオキシンの数値は稼動当初～平成24年度までは、現在調査中ということなので、平成25年～30年度の数値についてお答えいたします。

飛灰につきましては、平成25年度が8.7ナノグラムティーイーキューパーグラム、26年度が5.2、27年度が9.2、28年度が4.4、29年度が3.5、30年度が3.5。焼却灰につきましては、25年度が0.011、26年度が0.038、27年度が0.11、28年度が0.027、29年度が0.027、30年度が0.31となっております。基準値につきましては、3ナノグラムティーイーキューパーグラムとなっております。

ります。

通常800度以上の高温で焼却しますとダイオキシンは発生しないと言われていますが、搬入されてくる生ごみやおむつに水分が多く含まれ、生ごみに関しては七、八十%が水分だと言われており、それが現象で焼却温度が低下したこと。

また、農業用堆肥の袋とかビニール資材の混入などもあり、ダイオキシンが発生したのではとお伺いしております。

今後の対策としましては、施設の適正な管理運営、職員の研修、ピット内のごみの攪拌の増加、焼却施設の老朽機器の回復、更新、生ごみ発生量の抑制や分別を周知徹底させ、環境改善に取り組んでいくということでございますが、施設の適正な稼働やダイオキシンを発生させないためにも、町民一人一人がしっかりと分別し、生ごみ等は十分水を切って出すなど一緒になって、できることから取り組んでいかなければならないと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

昨年3月まで広域連合の議員をしておりましたので、議会でも取り上げてありました。開設から当時までダイオキシン等の数値的な問題はないかというふうに伺いましたら、問題はないという答弁でしたので安心していたところ、この報道がありまして大変びっくりしているところなんです。

このことについて、きのう議会が終わった後にクリーンセンターの職員の方が来られましたので、このことを質問しました。なぜあのときに問題点を答えてくれなかったのかと。そして当時にちゃんと説明しておけばよかったと思わないのかと確認をしましたら、担当の方が「今思えば、あのときに公表しておけばよかった」と言っておりました。

今対応が進められていると思いますけれども、今は連合長であります町長は、このダイオキシンの問題は御存じだったでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

この問題を答弁する前に、一言ちょっと話をしたいと思いますが、私ども執行部は、議会については真剣味を帯びて緊張感を持って答えているつもりであります。それを絶対に誤解しないでいただきたいと。夜中でも勉強して、我々は各一人一人今回の議会は徳田議員から始まりましたが、どうやって答弁をするのか、予算を組めるのかどうかも含めて、緊張感を持って答えているということです。その点でなぜこの議会が緊張感がないという発想なのか僕はわかりません。すごく違和感を感じます。

お答えします。

このダイオキシンの埋め立ての問題については、連合長になった後に発表があつて情報の公開によって気づいたわけですが、現在この担当からの話を総合してみますと、最終処分場において埋め立てをしているわけですが、キレート剤で固定化していきまして、水と反応しない限り

安定して害はないという観点から発表しなかったような意図があるように感じました。

それをどうやってチェックするかと言いますと、最終処分場の流れてくる水をチェックすることで、それは対応できると。今のところダイオキシンは検出されていないということです。

しかしながら、3.5となっている以上、対策を打たないといけないということで、前回議会でも通していただきました広域連合の予算の中に4名の雇用と研修ですね、というものを技術力を上げることによって、この3.5を下回る、基準値を下回る対策ができるというふうに考えております。

そして、またこのダイオキシンにつきましては、以前相当な重篤ということで認識されておりましたが、多少の誤解があったようにも感じております。実は自然界にもダイオキシン、そしてまた魚等を食することによってもダイオキシン等が発生するということでありますので、しっかりと基準値は法的に定められたものを下回るよう広域連合のほうで対策をしてまいりたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

クリーンセンターのあります西目手久集落の住民の不安が大きいという、今の状況でもこのダイオキシンの問題が出てから思いを察することができるんですけども、これは今後の対策として十分行う必要があると思いますが、今現在どういうふうな対応をされているのでしょうか。

○住民生活課長（政田正武君）

施設の中に機器を入れている業者さんも来て説明会もありましたが、まず、できることを。まずは攪拌の回数を多くすること、やっぱり生ごみの水分を切って投入することがまず最初にできることではないかということですが。先ほどのダイオキシンの濃度につきましても、焼却灰につきましても、基準値を大幅に下回っていることなんですけれども、なぜ飛灰が基準値を超えたか、燃焼温度が低いのか、攪拌不足なのか、機械の不具合なのか、原因をこれからしっかりと調査して改善していきたいということでしたが。

まずは、一人一人が水分を切って生ごみを出す。そして攪拌回数を多くして、燃焼温度を保つということを、まず手始めにやっていく予定でございます。

また、改善に関しましては、基準値を超過する原因を究明して、改善検証実験を西目手久集落代表の検討委員会がございまして、検討委員の立ち会いのもと行うことになっております。

○9番（幸 千恵子君）

次に行きますけれども、環境汚染問題等の解決の一環として生ごみの問題が出ていますが、この生ごみの有効活用を進める堆肥化計画を以前にも提案したことがありますけれども、これについては今どうなっているのでしょうか。

○住民生活課長（政田正武君）

堆肥化については早急に行わなくてはなりません、具体的な計画としては今のところあり

ませんが、ことし今月6月末ごろに建設課が主体となり、生ごみと下水の汚泥、堆肥を混合したバイオマスの堆肥をつくり、その堆肥の圃場実験を実施して、堆肥の効果等を検証を計画しております。

今後生ごみを有効利用し堆肥化するに当たっては、においなど生活環境の問題、生ごみ収集後のストックヤードの場所、また堆肥の効果など課題はありますけれども、関係各課と協力して、このことについては町長からも口酸っぱく言われていますので、早急に取り組んでいきたいとは考えております。

○9番（幸 千恵子君）

以前に質問したときにも、町長のほうもちょっと前向きな答弁があったと思うんですが、このことについて今いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、徳之島町におきましては、クリーンセンターでも生ごみの量が非常に徳之島町多いだろうというふうに予測しておりまして、この生ごみが有効な堆肥化になるのかどうかをしっかりと研究してから、早急に進めようというふうに考えております。

よって、今一番安価な、そしてまた有効な対策は何かということで、建設課の担当と話しているのが、下水道の汚泥と。そしてまた堆肥センターの堆肥と、そしてまた生ごみをミックスすることによって、より有効な堆肥化ができるのではないかなというふうに考えております。

今、住民生活課長が話しましたが、今回今年度中にその堆肥化で有効かどうかの調査を行いたいというふうに思います。その調査を受けて、今後は耕地課等と土壌改良でありますとか、そのはけ口までもしっかりと対応して、生ごみの対策については取り組んでいきたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

さっき課長、生ごみの出し方のことをおっしゃっていましたがけれども、具体的に町民、各家庭に実態を流して、こういうことの協力をやりましょうということを流さない限りは、個人的には相当認識の高い人じゃなければしませんが、そのことはどういうふうな計画で実施してもらおうと思っておりますか。

○住民生活課長（政田正武君）

つい昨日も、町長のほうから言われましたが、まずは分別を、今の燃えるごみと一緒にしているんですが、燃えるごみと生ごみを分別する。まずその意識づけを行う。その生ごみを回収方法とかその容器とかも今後考えていかなくてもはなりませんけれども、まず意識づけをしておいて、その過程で回収方法とか容器、考えていき、処理場ありませんから、その過程で処理場ができたときに完全に分別ができている状態になるように、もうすぐにできることからやっいていこうというふうには考えております。

そのために、生ごみを置いておくとなかなか処理ができないので、その辺のところも十分考えて対応していきたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

生ごみの処理について、3番目にいきますけれども、バイオ式生ごみ処理機であるとかコンポストであるとか、簡単な段ボールを使った堆肥化のやり方とかいろいろあるということは聞いております。

そして、町内を訪問していて、あるところでは電気式の生ごみ処理機を台所の隣の外のほうに置いたり設置してありまして、それは常時電気が流れているんですが、その中に生ごみを上からどんどん入れるだけ。入れるだけで、下のほうで、中のほうで攪拌されているような反応が起きて堆肥になると。そして、それを庭の草に、花にまくということで、その方はひとり暮らしでしたけれども、いっぱいになることもなく、どんどん減っていつているというような状態でした。値段的には万単位だと思えるんですが、この生ごみ対策として生ごみ処理機の使用推進と助成実施の実情について必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○住民生活課長（政田正武君）

今、幸議員がおっしゃられたように、もうこの必要性は重々感じております。今後も喫緊の課題となっておりますので、私としまして、早急にこういう助成も、予算が伴うものですから財政とも相談はしなければならぬんですけれども、住民生活課長としましては、なるべく生ごみを減らせる方向の対策を、もう早急に打っていきたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今、補足ですが、天城町で実はそういった事業をしています。そして、総務課長に確認したところ、なかなか進まないということです。なぜならば、自己負担があるからです。

それで、徳之島町としてはそれを踏まえて、生ごみの処理機の価格等を見ると、より違う方法のほうがいい可能性もありますので、まずは仕分けというところからスタートして、生ごみの処理については有効な方法で取り組んでいきたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

昨今、テレビでもプラスチックの問題が大きく報道されています。そして、つい最近、ごみ袋の販売禁止とか、無料配布禁止というのが打ち出されましたので、このことも含めて、ちょうどいい機会でもありますのでどんどん進めていけるように、推進をする必要があると思います。

6月2日にちょっとニュースを見ていましたら、日本のプラスチックごみの量は年間900万トンあるそうです。カナダはフィリピンにプラスチックごみを送っていたんですが、もうこれは送り返すと、戦争までするぞというような発言もして送り返している状況なんですけれども、ごみ戦争が起きないとも限らない状況があります。

そして、海へ流れるプラスチックごみの問題も大問題となっておりますので、ごみ問題、ごみ行政としては大変重要な時期だと思っておりますので、みんなで取り組んでいけたらと思っておりますので、お金は伴いますが、ぜひ進めていただきたいと思います。

次、基金に移ります。過去10年間の毎年度の財政調整基金の残高等についてお伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

過去10年間の財政調整基金残高につきましては、平成21年度が4億7,834万2,000円、平成22年度が5億9,903万3,000円、平成23年度が7億9,986万5,000円、平成24年度が5億599万円、平成25年度が6億714万4,000円、平成26年度が5億6,819万4,000円、平成27年度が6億7,950万1,000円、平成28年度が9億1,105万3,000円、平成29年度が10億5,230万3,000円、平成30年度が11億2,754万1,000円となっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

10年間、私は29年度まで見たんですが、10年間で5億8,105万ほど貯金をふやしているという状況で、10年前に比較して2.2倍にふえています。

そして、19年には4億幾らだったのが今11億ということで、ふえているんですが、債務を減らしつつ貯金もふやすと。このバランスのとり方等、基本的な方針や基準があるかと思うんですが、どういうふうなお考えでこういう状況になっているのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

予算上はいろいろそれまでの、以前の事業の償還等も発生するわけですがけれども、その中でその事業ごとの償還をクリアしながら、財政の中での全体の予算枠を決めながら進めているわけですがけれども、そういう中では、実際に財調のほうに積み立てをできる時期のあるときにはしっかりと積み立てをしていって、今後のいろんな災害等を含めた何かあるときには緊急的に財調から活用できるような方向で今予算組みをしているところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

数字を並べてみましたところ、平成23年から24年にかけては2億4,000万近く減っています。これはどういう理由でこういうふうな現状になったのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

このときは、耕地課サイドの負担金の積み立てとか償還に伴う積み立てとか発生した分でこ

ういうふうな差額が出ているということでございます。

○9番（幸 千恵子君）

財政調整基金というのは、年度間の財源不足に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の貯金ということなんですが、増えたり減ったりはありますが、この基金額はどれくらいが適しているのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

財政調整基金につきましては、災害復旧やそれから地方債の繰り上げ償還、その他の財源不足が生じたときの財源として積み立てを行っている基金でございます。適正額としましては、市町村の場合は財政再生基準を目安としまして、標準財政規模の20%程度とされておりますので、徳之島町の平成30年度の標準財政規模は47億3,164万9,000円ですので、その20%といたしますと9億4,633万円であります。平成30年度末残高が11億2,752万6,000円ですので、適正な水準であるというふうに考えております。

しかしながら、災害等の備えに適正額というのではないと思っておりますので、財政の余裕を見ながら今後も積み立てを図る必要があるというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

10年間で2.2倍に貯金はふえているという現状があります。税金は町民に還元するというのが必要だと思いますが、子供や高齢者のために還元することも検討されているのか。

例えば、こないだも聞いた話では、徳之島町出身の旦那さんと伊仙町出身の奥さん、若い夫婦ですけれども、暮らすには天城町が子育てにも優しいし、向こうに行きたいということで、天城町に土地を買ったそうです。家を建てる予定だという話は、これは最近聞いた話なんです。それ以外にも聞いている状況なんです。子育て支援等にもこの貯金を回すことを要望したいんですが、これいかがでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

今、財政のほうといたしましては、今後大きな取り組む事業がございます。大きく言いますと3つほどございますけれども、東天城中学校の建てかえ、それから防災無線のデジタル化、それからインターネット光サービスです。ここら辺の整備が今後出てくるわけですが、それを踏まえた上で、今言った、議員のおっしゃる子育て支援等のほうにもそういう財調の有効活用が図れるようであれば考えたいと思います。

しかし、それにつきましては、これは高岡町政の一つの町政として考える上では、町長のそういう町政の進め方に私は従って予算の活用をしていきたいと、このように考えております。

○9番（幸 千恵子君）

3番目にいきます。地方自治体の基金をめぐって、政府は新たな埋蔵金などと問題視し、自治体へ交付する地方財源の削減につなげようという動きもあります。これに対して、全国知事会など地方六団体は、断じて容認できないと強く反発しており、日本共産党としても容認できません。

町長の認識をお伺いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

同じ思いであります。

まずは、アベノミクス、そしてまた経済対策等の予算で大きな国家予算が組まれたわけですが、それを全て基金、そしてまた大企業が貯金に回してしまいますと、結果的に人件費の増額、そしてまたほかのサービス等には回らないということですから、以前よりも私は基金については、今の基金の残高を維持しながら、ある程度地域に流すような政策をとるよう、財務とは話しているところであります。

よって、今のこの基金の残高を維持しながら、そして極力地域のほうにお金を流す努力が必要であろうというふうに思います。

そしてまた、地方財源の削減というものについて、今後も地方交付税、特に。働き方改革等々で義務的経費等が増額になることが予想されますので、しっかりと財源確保、さらには増額を訴えてまいりたいというふうに思いますし、国保の財源も国庫負担金等の増額を求めて、地方財源の削減についてはしっかりと対応していきたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

町長も同じ思いだということで、よかったです。基金の中身を精査して、高過ぎる国保税の引き下げとか子育て支援など、住民の切実な要求に応えるよう、要望を私もしたいと思います。町長もそのように財務とも話したということですので、期待していきたいと思います。

次に、4番目に移りますが、よろしいでしょうか。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。3時40分から再開します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。幸議員。

○9番（幸 千恵子君）

最終、新庁舎建設に移ります。

1番目、庁舎建設検討委員会の開催状況、検討内容、検討委員の任務等をお伺いしますが、まず、開催状況と検討、議論内容についてお答えください。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

新庁舎建設検討委員会は、2回の視察と全5回の会議を予定しております。現在までに4回開催されております。その検討内容といたしましては、1、新庁舎建設の経緯、2、新庁舎建設の基本方針、整備方針、3、新庁舎の位置、4、新庁舎の機能、5、新庁舎の規模、6、新庁舎の空間構成、7、新庁舎整備の事業計画、8つ目が基本設計、実施設計に向けて、こうした8つの項目に分けていろいろ現在検討を行っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、検討委員会の第2回なんですけど、これの内容について、議事の内容について少し質問したいと思います。

第2回検討委員会の3ページなんですけど、ここで、ある委員が大変いいことを、私からすれば、大変前向きな意見を述べているところがあります。「女性連役員会の中で、『新庁舎は海の近くで安全なのか』という話が上がっている。役員会の中で中区の人は、津波発生時は山に逃げると言っていた。新庁舎は現地に建てることで決定しているのか」、これに対して、委員長のほうから、「建設地を高台とした場合、適当な土地はあるのか、また、財源の問題もある。基本構想は役場職員で構成されたプロジェクト委員会で取りまとめた。今後の奄美市役所の視察なども踏まえて、新庁舎の位置は基本設計額で最終決定をしたい」。

それでまた、再度女性が、「約70%の町民が現地での新庁舎建設を望んでいるアンケート結果は本当なのか。いろいろな人の意見を聞いたほうがいいのではないかという意見もあった」と質問をしております。そして、統括官が答えていますが、「津波発生時に中区の人が山に逃げるのは当然で、役場に逃げてくるのは本当に緊急性の高い人だと思う。原則は山に逃げて、逃げおくれた人など緊急性の高い人の避難先として庁舎を考えている」というものです。

ここの部分を読んだときには、ああ、委員のほうもちゃんといい質問をしているんだなと思いました。ここはちょっと紹介ですけれども。

次、4ページです。向井委員のところなんですけど、「他市町村の庁舎移転検討の経緯などから見ると、移転を選択した事例もあるが、まちづくりや利便性の観点から、現地での建設を選択したケースもある。1000年に1回の津波のリスクをどう捉えるかが問題だと思う」と言われています。

こないだ新聞を見ていましたら、これはことし5月20日の新聞ですけれども、「政府は南海トラフで巨大地震が起きる危険性を長期的に示す長期評価を行っており、マグニチュード8超えは30年以内に70から80%としている」とあります。そして、きのう、水道広域の関係で説明をしてもらった資料にも載っておりますけれども、ここにも「南海トラフにおける次の大地震

発生の可能性が高まってきている」と、同じように、「これも30年以内に70%程度だ」というふうなことが、ここから引用したんだと思いますが、書かれております。

委員としての任務がどうなのかはありますが、この1000年に1回の津波のリスクをどう捉えるかということについては、何だかとてもこの70%と比較してみて、こんなに少ない確率なんですよと言っているようにしか聞こえないんですが、どういう思いでこれを言われているのか、追加したいこと、修正したいことがあったら教えてください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この表現を比喩的に用いたということで、ほとんど来ないケースということで捉えていただきたい。

実は、私も幸議員から推薦のあった「屋上の円陣」という本を見まして、その中でも2カ所ほど、1000年に一度という文字が出ています。そのことは、比喩的な表現でありまして、めったに起こらない災害についてはどういう対応をとっていくかというような形で書かれていたもので、この表現を使わせていただきました。来ないというのではなくて、まれにしか来ないという災害という考え方。

といいますのは、予報につきまして、昔、私は東海大地震が予知連絡協議会というのがあったと思うんですが、そのときに、その予知ができなくて、それを解散して予報に変わったと。現在は、予言に近いものになっているというような話を聞きました。非常に地震については難しいということで、確かに70%という、最近は確率を出すようになっておりますけれども、その表現につきましては、めったに起こらないという表現、比喩表現と考えていただきたいと思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

私が持っております新聞にも、予知失敗と、100回中、予知をしても99回当たらないと。予知、直前に、来ますよということが予知ができないというふうなことだと思いますけれども、それをもって、やっぱり70%という数字が出ているわけですし、指導の立場にある町民の命と財産を守らなければいけない立場の行政の立場として、そういうような予測でいいのかと。それこそ想定外ということになってしまうんです。想定しないことが問題なんですよ。

山村武彦先生のもう一つの本「スマート防災」というのもありまして、少しここを読ませていただきたいんですが、「被害想定責任」ということで書いてあります。

「気象庁が最初に発表した予想津波高が6メートルなら、防災対策庁舎の屋上は12メートルなので、屋上に避難すれば助かると思っていた人も多かったのではと推測される。震災後、なぜもっと高台に避難しなかったのかというような声も聞かれたが、その時点で最大津波高が10

メートルであれば、12メートルの庁舎屋上で十分と思ったに違いない。佐藤町長以下、役所の職員たちも、ちゅうちょなく屋上に避難している。しかし、南三陸町を襲った津波は最大15.5メートル、気象庁が発表する予想津波高は一つの目安と後から言われても、失われた命は戻ってこない。国が示す情報は信じるのが当たり前だ。だけど、そうした意味で、被害想定と津波予報の責任は重い」ということで言われていますが、検討委員会の役場側の委員であったとしても、こういうような、めったにないよというような検討の仕方でもいいのかということです。もう一度考えていただきたいと思います。

それから、5ページ目です。真ん中あたり、「大津波は、確率的に低いので、ここにも生きています。確率的に低いので、津波が来ても5メートルぐらいだろうということで、病院内の意見はまとまっている」というような意見です。

そして、もう一人の委員からは、「防災関連の本によると、東日本大震災での対応の誤りは、地震被害の想定を誤っていることに起因があるとあった。宮城県、福島県では、想定9倍、岩手県でも想定2倍であった。現地に建設するにしても、予算の上限で最大限の津波対策を行うべきではないか。災害対策本部が設置される議場や議員委員会室は、最上階に設置したほうがよい」という意見を述べられています。

そして、事務局の方が、「現行の国土交通省による官庁施設の総合耐震・対津波計画基準は、東日本大震災を踏まえて策定されているので、もちろんこれに対応した設計となる。なお、議場等の配置は検討することとしたい」と、事務局として答えているわけですが、この国土交通省の示した指針については後でまた述べたいと思いますけれども、海から50メートル離れて海拔4メートルのところにあっても、設計が国土交通省の基準に示したものであれば被害は免れるというような発言だと思えます。もうこの検討委員会の委員に任せていては、住民の命と財産は守れるだろうかという不安を感じました。

そして6ページ、「新庁舎への避難人数の想定はどうするのかとか、あと屋上への外部直通階段の設置が必要ではないか。また、施錠も1階入り口だけでなく、屋上入り口でも行うなどの工夫が必要ではないか」という委員からの意見があります。そして、統括官のほうで、「新庁舎は避難場所ではなく、一時避難場所なので、相当数の避難は可能。また、防災拠点は分散配置も考えている。給食センターのある高台に配置して食料備蓄なども考えたい」とおっしゃっているんですが、上の2人が話した意見、聞いた意見については何も答えていませんし、議論としてもかみ合っていない。何かもう委員側の思いが、「大丈夫ですよ」ということを伝えるための検討会のような気がしてなりません。

こういうような想定をしている検討委員会で大丈夫なのかなという思いを強くいたしました。

検討委員の任務としてはどういうものがあるのか。役場から出ている委員と、そうでない町民の委員として何か違いがあるのか。町民側の委員が質問すれば町側が答えるというような役

割なのか。検討委員会としては全体としてどういう役割を持っていますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

検討委員の任務につきましては、新庁舎の位置や機能、それから規模等々の新庁舎建設基本計画の内容について、検討決定を行っていることでありますけれども、検討委員の皆様というのは、町民を代表する各種団体の長の方々でありますので、各種団体を代表しての立場から、新庁舎についてのいろんな御意見をいただいているところでございます。そういう中で、その御意見をさせていただきながら検討していただきながら、いろんな検討事項について決定を行っているということで考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

毎回発言している委員もいらっしゃいますが、何も言わない委員もいます。そして、町民の声を聞きたいのであれば町民サイドの委員をもっと多くすべきであったと考えます。そういうふうにしなかったのは何ででしょうか。

役場側が12名か13名ですか。そうじゃない、町民側が12名か13名と、半分ずつのような感じなんです、町民の側の委員をもっとたくさん入れるべきではなかったでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

じゃ、私のほうから、委員長ということでお答えをします。

プロジェクト委員会というのは、半年以上かけて役場職員、一番役場のことを知っていると思われる係長、課長補佐級の職員を任命いたしました。それで検討委員会に出すときのたたき台として位置の件やら財政の件、それから利便性の件などもろもろのことをそこで話し議論しております。

そして、それがたたき上がって完成したのを検討委員会に出します。検討委員会というのは、15名で構成されておりますが、約半分は民間から入っています。その民間から入っている中でも、特に重要な関係する団体、文化協会会長、自治公民館連絡協議会会長、PTA連絡協議会会長、そして学識経験者、女性連絡協議会会長、ほかに学識経験者等も入れて、約15名で構成されておりますが、ほとんどが町民からの信頼を得ている方だと思っております。

これは、庁舎問題だけでなく、いろんな決め事をする場合、関係課が諮問をするときにはこういったメンバーを入れて審議しております。ですから、その委員の中で、既にもう4回検討委員会をやっておりますが、誰も意見を言ったということはないです。ほとんど言っております。その中で行政側が答えているというのは、行政側でも調査に対して技術的にある程度専門職を持った統括官とか役場の課長が答えているのでありまして、役場だけが答えているのはありません。特に、自公連の会長さんなどは大分勉強してありまして、いろんな地区の防災

機能を備えた庁舎関係は自分からデータで写真を送っていただいて、それを図示しながら、こういったのがいいんじゃないかということで、最初から意見を出しております。

それに加えて、和泊町、そして名瀬、奄美市役所といった視察研修も兼ねて十分論議をしたつもりでございます。それでも足りないようですから、今度は住民に公開しますよということで、北部地区で1回、中部地区で1回、亀津南部地区で1回を検討してみんなに公開します。そこで十分いろんな論議が今度は検討委員会で出た内容が、先ほど総務課長が言われた規模とか利便性とか財政とか、そういったもろもろの含めた内容が示されて意見が出ると思います。そのときに、規模がこれぐらいではおかしいんじゃないかとか、ピロティ方式で1階にはこういったのがいいんじゃないかと、細々な議論がされると思います。ですから、私は、十分立派な議論を尽くしていると思っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

先ほど、専門的というお話もありましたが、2番目の新庁舎建設基本構想に移りますが、この1ページに、位置づけにさまざまな立場の方から意見を聞き、議論を重ねとあります。この意見を聞いたのは、防災の専門家からはどういう方からどんなお話を聞かれたのでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

防災の専門家から聞く前に、県の、鹿児島県の合庁にいる建築関係の専門の方、これもやはり建築は専門であります。それにももちろん防災の知識もあります。そういった方を任命しております。

○9番（幸 千恵子君）

じゃ、その県の合庁の方が専門家ということで捉えていいんですか。それは建設の専門家だと思いますけれども、私は防災の専門家はどういう方に聞きましたかとお尋ねしたんですが。

○副町長（幸野善治君）

そのときは、防災の専門家というのは、統括官を含めいろんな方々に打診をして聞いております。それを入れて講演とかそういうのをすることはまだしておりません。

もしそういう方がいましたら、住民説明会に来て住民説明会でいろんなこういったことを注意してくださいと議論をすればいいことであって、検討委員会にはいつものとおり地元でできるだけ回数をプロジェクト委員会でもんだのを検討委員会でもむという流れに従ってやっておりますので、問題はないと思います。

○9番（幸 千恵子君）

伊仙町も庁舎建設の予定があるようですけれども、伊仙町はたしか大学の先生が入っていたと思います。徳之島町の場合も防災の専門家からは話も聞いていないというふうな今のお答えだと思いますが、統括官も建設の専門ではあるでしょう。だけど防災の専門ではありません。

防災の専門というのは、山村先生のような、やっぱり防災面を長年見てこられて、その教訓をよく知っている方のことを防災の専門家といいます。ですので、徳之島町防災のことについては専門の方から話を聞いていないというふうに今伺いました。

そして、ここにいらっしゃる検討委員の皆さんは、この検討委員に入られてからでも構いませんが、防災の専門家がどういうお考えを持っているのか、教訓があるのかということ等に関心があったと思います。そういうことを含めて、インターネットを見るなり参考書を読むなり、本を読むなりされたと思いますが、どういう、どれくらいの本とか読まれて勉強されたでしょうか。それぞれの検討委員の皆さんにお尋ねします。

○副町長（幸野善治君）

私は、「屋上の円陣」をもう既に読みました。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

「屋上の円陣」、それからウェブ等で新庁舎建設に係るさまざまな町の動きを拝見しました。それから、地震に関する予知等の勉強もいたしております。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

事務局という立場で、「屋上の円陣」を読みました。その中でいろいろヒントになることや気づかされる点、いろいろございました。

以上でございます。

○教育長（福 宏人君）

この地震関係につきまして、今現在の職になる前に、学校関係に勤めておりましたので、例えば、喜界島の教育委員会に勤めておりました、そのときに震度5強ですか、2回ほど来たのがあって、実際に地震の揺れ、それから実際2.5でしたか、津波が来た。地形によって来た経験があって、そのときに町としての地震対策について、それから津波からの意識で、実際にいながら、実際に津波を見ながら経験したことがあります。その後、これ市来串木野の教育委員会にいたときに、東北の大震災が起きまして、そのときも海岸の防災ということで職員で対応したような思いがありました。

いろいろ、教員になってから、学校の管理職になってからも、大川のいろんな事件でし、学校として子供たちを守るためにどうしなければならないとかということでのいろんな知見も含めて、かなりいろいろ文書を読んで、そういったことがあります。

ただ、東北の方にも実際にいろいろ御意見を聞きながら、なぜこれまで、過去何回もああいっただような震災に見舞われて、そういう知見が生かされなかったのかと。例えば、具体的に、

これの下には例えば住宅とかそういうのをつくるなどか、いろんなそういうものが東北にあります。子供たちにも、もし地震が起こったらてんでばらばら、お父さん、お母さんを待つんじゃないなくて、まず高台に逃げなさいということで、学校の防災についても、学校現場ではまず自分の命を守ること。周りにいないときはそういうふうにしなさいということ、いろんな今、具体的に学校現場でもそういったような知見を生かしながら、子供たちに訓練をしているところです。

実際に聞いてみたら、なかなか災害というのを忘れ去られて、教訓になっていない部分があるんです。まずはそういった教訓を生かすということで、まず自分の命を自分で守る。そして、さらには逃げるときのいろんな、道路も含めて、そういったようなものが必要ではないかというふうに私自身は考えて、委員としてもそういったような発言をしながら、総合的に本庁舎の建築についても検討しながら考えていく必要があるということで、意見を述べているところです。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

町長はいかがですか。

○町長（高岡秀規君）

まず、検討委員会の僕は委員ではないんですが、検討委員会の声をしっかりと受けとめた上で決定することになると思います。

防災面については、常日ごろ意見交換しているときには、役場の役割は何なのかということをしつかりと認識した上で位置を決めないといけないと。もし仮に、高台になったときに津波が発生した場合、その前には地震が起きますので、高台の道路の閉鎖によって住民に適切な指示ができるのかどうか。それはマイクだけで言うわけじゃありません。人的な助けが必要な人がいますので、役場の職員みずからが道路への避難先に誘導することになります。

まず、防災で一番大事なことは、高台に避難を進めるということです。役場に避難所として連れてくるのではなくて、実は、役場職員が近くにいて、しっかりと高台のほうに誘導することがまず第一です。そのときにどの位置がいいかということもあります。いろんな視点があると思いますが、高台にあった場合は、わざわざ往復して住民が救えるかどうか。それとも、ここには病院もありますからここにしっかりとした建物をつくって行って、津波が発生、地震が発生したと同時に役場の職員が外に出て地域の人たちを避難道に適切な情報を教える。そしてマイクでも言う。そして、一人でも多くの住民を助けるということが瞬時にできる位置ということも必要かなということもあります。

そして、どうしても足が悪い方、そして入院患者でありますとかという方たちが緊急的にどうしても逃げおくれた人たちがいたときには、役場がしっかりとした建物があつて、屋上のほ

うへ避難できるということが必要になるという意見もあろうかと思しますので、まず地域の人たちが瞬時に役場の職員が誘導できて、そして手足となって住民の人たちの命を救うために働けるかどうかということをもっと重点に考えなければいけないというふうに思っていますので、今後検討委員会で議論された結果、私どものほうに来ますので、それを受けて、しっかりと住民説明会をして、最終的には決定していきたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

後で話すとして、次2ページ目です。耐震診断結果というのがありますが、これのI SのP H 1階0.46と2階0.73、1階0.66、これはX方向となっていますが、このX方向、Y方向とは何なのかということと、このNGになっているこの3カ所について、この数値についてどういうものか説明していただきたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

ちょっと付け焼き刃でございますが、このXYというのは図面上でございます、X列は横に長い方向、Yが縦方向、X列は横、Yが縦と考えていただきたいと思います。この場合ですと、PH 1階というのが屋上のほうに部屋が2つありまして、その階の1階を指しております。1階、2階は通常の1階、2階です。それが0.9を下回るところはそういった大地震で倒壊のおそれがあるという形が出ていますのでございます。ですので、このPH 1階、2階、あとはここで見てみますと0.9を上回っていますので大丈夫ですけれども、1階、2階が崩れますと全体的に崩れますので、非常に震度6で崩れる可能性が大きいというふうに考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

次、3ページです。津波対策不足という項目ですが、ここに、下のほう2行です。「亀津地区には十分な高さ、構造等が確保された津波避難ビルが少なく、地域住民の津波発生時の緊急避難場所確保も課題となっています」とありますが、緊急避難ビル、少ないですけれども、この緊急避難タワーなどを先につくる必要があるんじゃないでしょうか。どうですか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

基本計画におきましては、あらゆる災害に素早く対応できる現在地に耐震安全性の一番レベルの高い分類を採用して、最大クラスの津波に対しても津波発生時の災害応急対応対策活動が可能となることを目標に掲げております。

そういう中で、庁舎移転をして現在地に防災タワーをつくるということになりますと多額の費用もかかります。その中で、基本計画におきましては、現在地のほうの緊急避難ビルとして

の機能を備えた庁舎を建設することで課題の解決につなげていこうということで、検討委員会の中ではそういう方向性に決まっているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

この場所につくってと言っているのではなくて、今役場がここにある時点でも津波避難タワーが必要な場所につくる必要があるんじゃないかということですので、これを今後検討していただきたいと思います。

次、4ページなんですけど、アンケートについてです。アンケートは無作為の抽出で2,000人にアンケートを送ったということなんですけど、この無作為の抽出というものの方法について、実際どうだったのか教えてください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

無作為と申しますのは、コンピューターにランダムに選ばせたということでございます。つまり、年齢は15歳から90歳ですけども、地域とか、男性・女性の別とかそういったものは一切関係なく、ほんとにランダムで、例えば、強いて言えば、箱の中に15歳から90歳の人の名前を全部入れて、私たちが手でやりますと取っていくというようなイメージで考えていただければよいかと思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

アンケートを全て閲覧いたしましたけれども、その際に、1人だけアンケートの結果返しを催促するはがきを出すのは無駄遣いだという意見があったんですが、アンケート結果が返ってきている、来ていないということは把握できるんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

多分、全員に出したんじゃないかと思っているんですが、名前は書いてないので、無記名で出しているはずなんで、誰が来た、来てないかってわかっていないはずなんです。

ただ、集落で回収をしているのか……。

○総務課長（東 弘明君）

基本は、役場のほうに返ってくるようになっておりますけれども、中には集落の役場職員であったり、駐在員のほうに届けることも可能ということでやっております。そういう中での、どなたが持ってきてないとか、そこら辺については把握はできないということでございます。

○9番（幸 千恵子君）

アンケートを出した人全員に結果返しをするようにというはがきを出したということで理解していいんですか。

○総務課長（東 弘明君）

そういうことでございます。返信用封筒につきましては、切手は不要ということで、アンケート調査表を入れております。その中で、集落の駐在及び役場職員のほうにも回収をしていただいたということでございます。

○9番（幸 千恵子君）

では、無作為であるということには間違いないというふうに捉えていいですね。

次、6ページですけれども、来庁時に不満を感じたことというのがたくさん上がっておりまして、これは役場が、新庁舎ができるまでにもしなければいけない意見なんですけど、どういうふうに対応されているのか、一つ一つについてお尋ねします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

一番多かったのが駐車場、駐輪場が足りないということが出ておりましたけれども、今年度におきまして役場の海側のほうのグリーンベルトのほうを駐車場として整備をしまして、85台の駐車ができる駐車場を整備しております。

その中で職員は向こうにとめるようにということで、それによって、以前としましては役場前の駐車場がかなり一般の方々に有効に活用されているのではないかなというふうに思っております。

全部ですか。（「対応したものでいいですよ」と呼ぶ者あり）今、駐車場につきましては総務課のほうではその対応をしたところでございます。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

トイレが使いづらいというのは、これはたしか前、和式があって、全部洋式で、それからウオシュレット等に変えた経緯がございます。

バリアフリーにつきましては、手すり等がついてなかったところがございまして、手すり等も、上がる時、特に4階等に上がる時に手すり等もつけているということです。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

ということは、行きたい窓口がわかりにくいについても、待合スペースや通路が狭いということについても、それから窓口相談室などプライバシーの配慮が足りないということについても、対応されていないということよろしいんですか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

最初に、1階の住民生活課のほうが総合的な窓口というか、すぐ最初にお客さんの対応でき

るところなんです、その中におきましては、職員においてどこどこ課ということを探ねられた場合には、2階のどこどこと言えば2階、1階であれば1階のどこどこ何番のどこどこですよということで、住民生活課のほうで主にやっただいてるところでございます。

それから、待合スペースは通路が狭いということは、実際ほんとに感じてはいるところなんですけど、今、極力物を置かないようにして、住民サービスができるようなことを今やっているところなんですけれども、ほんとに大勢の方が見えたりとか、車椅子の方が一遍に来たりすると、なかなか離合がしづらいとか、そこら辺の不便さはありますけれども、なるべく住民サービスができるように、今職員頑張っただいていきたいというふうに思っただいます。

それから、窓口相談室の中のプライバシーの配慮につきましては、1階のほうに会議室もございすけれども、そこら辺を活用した、プライバシーに配慮しないといけない場合は、そこら辺の会議室も活用して、個別相談に対応しているというところでございます。

○9番(幸 千恵子君)

カウンターに仕切り板等をなんかふやしたことはないですか。

○総務課長(東 弘明君)

前の議会でもそういうふうなお願いがございすけれども、実際はちょっと下のほうで1回試験はしてみたということなんですけれども、今カウンターにおけるプライバシー配慮への、配慮する板については、設置をしていないところでございます。

○9番(幸 千恵子君)

ここのカウンターに仕切り板を1つ置くと全然違うんです。高さが顔まで隠れなくても大丈夫なんです。手元の書類が見えないとかいうだけでも大変大丈夫なんですけど、そういうこともなぜ、新庁舎ができるまで待たなければいけないのか。こういう対応ってすぐできることだと思っただいます、どうお考えですか。

○総務課長(東 弘明君)

お答えいたします。

それぞれの課において、プライバシーに関することもございすので、各課長のほうと相談して、早急にそういう仕切り板ですか、そういうのが設置できるように進めていきたいというふうに思っただいます。

以上です。

○9番(幸 千恵子君)

健康増進課、介護福祉課、住民生活課、そこら辺のカウンターに仕切り板を置くことはどうですか。

○介護福祉課長(豊島英司君)

今、総務課長がないっておっしゃっているんですけども、試験的に介護福祉課のほうに設

置しております。議員がおっしゃるように、相談しやすいような、顔が隣からも見えないので、書類等も見えないので、いいのかなと思うんですけども、ただ、ちょっと何らかんら作業する中で引っかけたりとかそういうのもあるので、今後検討が必要なのかなと思います。

○9番（幸 千恵子君）

アンケート調査を全部見ましたけれども、意見の内容を。さまざまな不満が出されてきました。それについては、庁舎ができるまでもすぐ対応できること、しなければいけないことがたくさんあると思います。そういうものに対応しようとしているかどうかというところを見ているんですが、何か誰も返事もしてくれないので、こういうところがやっぱり頼りないところなんです、町長は一生懸命勉強しているかもしれませんが、その場のがれの対応で終わろうとしているところが見えるので、私なんかは納得がいかないんです。町民も怒っているんです。

今のこの来庁時に不満を感じたことについて、各課で精査して対応していただけますか。

○町長（高岡秀規君）

今、アンケート結果、このアンケートの目的が、庁舎建設検討委員会ということで、恐らくそのアンケートの中身を読む中で、この不満等についてはその検討委員会の結果を見てからどうするかということの検討に入るとと思いますが、アンケートの中で一番多かったのは、僕が感じて、やらなければいけないなと思ったのは、子供たちの遊び場です。そういったところかもアンケートの中にもあったり、子育て支援にももう少し充実しなければいけないということもあったり、そしてまた、窓口対応がまだまだ足りなかったり、いろんな意見がございまして、できることからやっちはいきますが、各課長がその場しのぎで答弁をしているわけではありません。やっていないものはやっていると言えませんから、やっていないことがその場しのぎではないということだけは誤解のないよう、お願いしたいと思ひますし、今後は、やれるものはしっかりとやっちはいきますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（幸 千恵子君）

今のことでわかったのは、ほかの課長さんたちは、アンケート調査の中身をじかに見ていないんだなということがわかりました。アンケート結果、その町民の方の意見、検討が詳しくありますけれども、後で言いますけれども、今は見ていないんだなと思ひました。だからこのところは答えられないんだと理解いたしました。

7ページにいきますけれども、建設場所に対する考え方で、現在地でよいというものの中に、建てかえる必要がないという回答もたくさん入っていることを把握していますか。

○総務課長（東 弘明君）

自由意見のほうも含めて、実際にそういう意見もあつたのは確認しております。

○9番（幸 千恵子君）

ちょっと時間が気になってきましたけれども、アンケートのところなのでアンケートの中身

にいきたいと思いますが、アンケートの中身を見まして、住民の意見がこんなにたくさんあったんだということに大変驚きました。町からいただいた結果、住民の意見の書いてあるものはほんの少しでしたので、こんなにあるんだということに大変驚いたところですが、現在地でよいという理由の中に、意見を書いてくださった方が473件ありました。そして、場所を変えたほうがよいという理由のところでは202名、そして、どちらにも丸はしていないだけでもという方が7名おりました。これをトータルしますと473の意見があったということになります。

そして、現在地でよい理由の中の一番多かったのが、便利である、交通の便がいい、亀津の中心地だ、なれ親しんでいる、わかりやすい場所だというのが162件。

次に、一応現在地でいいというふうに書いたけれども、津波の心配はあるし、高台がいいという人は24件、不便を感じていない場所であるということが7件、代替地が見当たらないのが12件という形で、さまざまな意見がありました。

そして、土地代等、土地問題が起こるなどのコストがかかるという意見も27件ありました。そして、場所を変えたほうがよいという理由の中には、津波対処として高台へ希望するというものが139件、そして、避難場所としても不適格だし、不安だし、役場機能がストップしてしまうと。埋立地ではないかということも36件ありまして、この2つをトータルしますと175件になります。そして、駐車場が狭い問題であるとか、たくさんありました。

町の示してくれた数字を見ますと、このことは想像ができませんでした。そして、町のほうで取り上げてくれなかった意見を全部私拾ってまいりましたので、検討委員の皆さんにお配りしてありますが、生の声がここに寄せられております。

津波被害を受けない高台がよいと思う。海岸に近過ぎ、海拔が低過ぎ、東日本大震災の事例からも、役場は被災時の安全な避難場所、復興の拠点であるべきで、真っ先に浸水するのは論外。駐車場とバス路線を確保した上で、高台とするのがよい。東天城支所は、複合機能を持たせ、庁舎として維持整備していただきたいというのが、これ1人の意見です。

そして、幾つか紹介しますが、大地震、異常気象への備えとして高台移転が必要。鹿児島県のホームページ内に奄美群島太平洋沖地震の想定がなされており、南海トラフ地震を上回る数値が上げられていた。亀津市街地のほとんどは浸水する状態で、なおかつ中心となる行政機関の建物が全滅になる。災害対策の拠点となる役場は、たとえ予算がかかろうと、将来の備えとして必要な経費と考える。これ亀津の方です。

津波等を考えた場合は、現在地で大丈夫でしょうか。亀津中、亀津小、保育所にしろ立地条件が悪い。自然災害が発生した場合のことを考慮し、建設することが大事だと思う。亀津中を例にとると、東北のほうで津波があった後、徳之島町が現在の場所に建てかえるとしたことは、本当に子供たちの命を大切に考えているのか疑問を感じました。業者の考えを中心にす

ることがないよう、建設していただきたい。これも1人です。

今のように、津波に関する心配、かなりたくさん寄せられています。これを合わせて二百数十件になりますけれども、読み上げれば切りがなく、30個ぐらい今用意してあるんですけれども、時間が足りないということもあり、ここらで置きますけれども、ぜひ役場職員の中でも読まれていない方がいらっしやると思います。私、2日半かかって全て調査しました。

そこまでしてやっぱり町民の声は聞くべきだと思いますし、そこまでの検討委員会の任務があると思いますが、検討委員の皆さんはこれを読んでいただいてどういう意見をお持ちなのか、お尋ねしてよろしいでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

検討委員の1人として、意見を述べさせていただきます。

実は、私、これを見て、実際津波のために高台なのか、現地がよいのかというのは結構いろんな意見があるかというのは今議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、私が一番ひっかかったのは、これきのうも勇元議員あったんですけれども、職員の質を向上してほしいと。これ職員の質を向上してほしいというのがかなりあったということ、かなりということでも何件かあったということ、これにちょっと非常にショックを受けていることとございますので、これを私は、庁舎建設とかかわりないんですが、これをちょっとしっかりしていきたいというのと、あとこれも一つ一つ、もし反対の人に向き返った場合には、こういうことでやっていきましたよ、御理解くださいというような説明ができるような、知識といたしますか、いうのを育てていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副町長（幸野善治君）

私は、事務局が集計したアンケートと、それから実際アンケートをとった原本を見ております。また、先ほどこちらに机に置いてあった庁舎建設委員会に配ったのを見ておりますが、確かに、庁舎問題に限らず、町政全般のことについても書いてあります。これはこれからも改善すべきことは改善し、勉強すべきことは勉強すべきこととございますが、この庁舎問題に関することにしては、いささかまた、70%という賛成というのはこれは合致していると思います。その70%賛成ということの中には、できれば高台のほうがいい。しかし、財政面、利便性を考えた場合には、どうしてもここでよいというのが私が見た、集計した分が70%、大方の意見でありました。

これをもとに、少数の意見も参考にしながら、私も勉強したいと思います。

以上です。

かしていただきたいと思いますが、山村武彦先生の「スマート防災」には、「逃げる防災から、安全な場所に住む防災の勧め」というのがありまして、防災集団移転事業制度というものがありますが、これの活用が説明されています。災害が起きる前に安全な場所に集団で移転することが勧められているという内容なんですけれども、こういうものは御存じですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まだその本と、またその事業とといいますか、熟知しておりません。

○9番（幸 千恵子君）

代表でお聞きしましたが、知らないということだと思いますが、ぜひこの「スマート防災」もお読みいただきたいと思います。

今、役場がこの場所にありますので、海から50メートル、海拔4メートルの場所にありますので、なれ親しんだ場所、利便性のある場所というふうな意見が多かったんですけれども、ここに役場がなくて別のちょっとした高台にあっても同じ意見は出たと思います。ですから、この同じ場所だけを選定するのではなくて、やっぱり役場が率先して安全な場所に移動する、安全な場所に庁舎を構えるということによって住民の方も近づいてきますので、ということは住民を助けるということにつながるんです。

もう防災意識がどうなのかなということを町長にもお聞きしていないんですが、ちょっと聞かせただいていいでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

まずは、防災は当然自分で自分の命を守るというのが基本であるわけですが、じゃ役場の役割って何だろうということを先ほども申し上げましたが、仮に高台にあった場合、住民がちゃんと避難できているかどうかの確認だけで終わってしまうのではないかなと。それで、今現在、集団移転という話がありますが、実際にそれが可能であれば勧めるべきとは思いますが、じゃ、民間のほうに、じゃ高台のほうに移ってください。それはかなり厳しい、不可能に近い、財政面でも。民間の財政もありますから、近いものではないかなと。その中で、1人でも多くの住民を助けるということは、近くに役場職員がいて、しっかりとした避難誘導ができる訓練を受けた職員がいることが一番の、1人でも多くの命を救えるのではないかなというふうに考えております。それこそが防災であろうと。

そしてまた、この平地に病院が3つもあるということです。仮に今役場では屋上のほうには、例えば透析でありますとか、そういった自家発電で透析患者を救えるような装置が私は役場の屋上に必要ではないかなというふうに思っておりますし、南三陸で起こった事故津波においては、実は計画があって、将来役場は高台に移転をし、集団的に民家のほうも移転をするような計画があったように聞きます。その前に、不幸にも津波が起こってしまったと。それが、海拔

が1メートルのところにあったということを私は非常に驚いております。

徳之島町につきましては、しっかりと役場は住民の命を1人でも救えるような対策こそが私は防災の一番重要な課題となろうというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

防災危機管理意識は高いほうだと答えられましたっけ。

○町長（高岡秀規君）

自分自身では、常に台風等、そしてまた防災意識、役場職員も24時間体制で台風ときは毎年のように災害の危機が台風によっても起こりますので、私は高いほうだというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

一応うけたまわりました。

次、18ページにいきますけれども、ここに、下のほうの表に、検討の対象とする敷地一覧表がありますが、2番の徳之島町総合運動公園から4番まで、全て備考欄に2メートル以上の崖ありというのがあります。この2番についての崖がどこにあるのか教えていただけますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

初めに、総合運動公園のほうの2メートルの崖がございますけれども、これにつきましては、2つの接道がございますけれども、1つは徳州園を通過して運動公園に行くところです。それから、運動公園の看板の立っている地域営業課を過ぎたところから上がっていくところなんですけれども、その両方とも2メートル以上の崖がございます。

徳和瀬の看板のほうから入るところは、幅員はかなりあるんですけれども、一部2メートル以上の崖があるということでございます。

それから、亀津公園につきましては、それまでに上っていくところ、上りながらの右側のほうですけれども、今コンクリートで吹きつけがされておりますけれども、2メートル以上の崖がございます。

それから、県職員の共済江籠住宅、ここも手前のほうから上がっている小さい道があるんですけれども、そこら辺も2メートル以上の崖がございます。

以上でございます。

○9番（幸 千恵子君）

この写真で見ますと、この2カ所に比べてここはかなり広いです、面積的に。この面積の31.9ヘクタールありますが、この中に役場庁舎をもし建てると、その2メートル以上の崖があることで役場が危ないという意味なのか、今言われた通路、道路が危険だというふうな意味なんでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

もちろん、高台への避難の道路にもなるわけですが、実際に地震が起きた場合に、もし仮にその高台、今言う総合運動公園に新庁舎が建った場合には、市街地にいろんな防災の関連でおりにていきます。そのときに崖崩れがあると、上からも行けない、あるいは下からも来れないというようなことでのこの崖ということで捉えております。

○9番（幸 千恵子君）

この備考欄のこれだけの説明ということで、3カ所とも同じになっておりますので、実際に確認をされたりしたのか、本当にここができないところであるのか、そこら辺の説明が不十分だと思うんです。

回ってみましても、やっぱり町の中では防災拠点というか、向こうが指定をされている場所でもありますので、あそこが一番いいんじゃないかという声が結構多いんです。そういうことでもありまして再度確認をしたかったんですが、次の22ページの上から5行目ぐらいですか。「現庁舎敷地が最適地と判断されました」とあります。これは、さまざまな、最初の文章からして、津波の敷地内で津波の来る範囲であるので、ここから役場庁舎の建設が必要、移転が必要というようなニュアンスで始まったんですけども、ほかのところは全部危ないということで、現庁舎敷地が最適地と判断されましたということの答えを導き出すための過程だったかなというふうに見えてしまうんですけれども、利用しようとしています緊急防災減債事業債制度の概要の中には、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業のうち住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりを資する地方単独事業を対象とする地方債で、津波・浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から、移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転」と書かれていますが、これは満たしていることになるんですか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

昨日の勇元議員のほうにもお答えしましたけれども、緊急防災の対象といたしましては、津波浸水想定区域内でありまして市街地近辺の高台等に移転先がなければ、それをちゃんと町の防災計画、その中のまた予防計画の中にしっかりと位置づけをしておれば、緊急防災の対象になるというふうに伺っております。

○9番（幸 千恵子君）

その防災計画は、東日本大震災の起こる前なのか後につくられたのかお尋ねしていいですか。

○総務課長（東 弘明君）

東日本大震災の後につくられております。

○9番（幸 千恵子君）

では、その津波等のことも検討に入れてつくったということになるのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

この防災計画には、自然災害全てが入っております。津波も入っております。

○9番（幸 千恵子君）

現在地が最適地と判断されましたとありますけれども、国土交通省の官庁施設の総合耐震対津波計画基準の中の官庁施設の位置選定というものがあまして、その中に、「官庁施設の位置は、地震及び津波による災害時においても、人命、財産の安全が十分に確保されるよう選定するものとする」とありますけれども、この国土交通省のこの条件には当てはまるのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

その条件に当てはまるものと考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

何か本音と建前が全く違うんだなというのをよく感じます。実際と口で言っていることと違うんだなというような感覚を今覚えておりますけれども、次に、建設場所は少ししでも海拔の高い場所に選定することを要望いたしますが、これについてまずお尋ねしてよろしいでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

建設場所につきましては、第3回の新庁舎建設検討委員会におきまして、新庁舎の防災拠点性とかあるいは利便性、周辺への影響、それから事業性などを総合的に勘案した結果、検討委員会の中では全会一致で現庁舎敷地に建設することと決定をしております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

総務課長の答弁だけでよろしいですか。町長。

○町長（高岡秀規君）

検討委員会の結果を受けて判断することとなります。その前に住民説明会をしたいと思いません。

ただ、その消防の本署は高台に移転をしなければいけない。早急な計画が必要かなと思っております。

消防署の本署を上の方によって、今浸かってしまうと消防自動車、救急車が走れませんか、

当然、津波対策、防災は消防署も連携をとりながらしないといけません。そして、まずは役場職員として、住民の命をしっかりと救うというのが最前提であると。それで、それは避難場所は、役場に避難するわけじゃないわけです。高台に避難を誘導すると。それに見合う、きのう建設課長のほうが答弁しましたが、避難道路の確保というものが早急に急がれるだろうなというふうに思いますので、まずは住民の命をどうやって救うかというところから、そういう視点から今後の防災面は考えていきたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

あと何分ありますか。4分。

全国には、さまざまな災害や事故や事件の教訓等があります。そして、登校途中に倒れてきたブロック塀の下敷きになって亡くなられた1人の女生徒の事故のことでは、全国で危険なブロック塀をなくすために塀の撤去が行われました。これは、全国で教訓にされていると思いますが、この東日本大震災では、人口1万7,000人余りの南三陸町で900人近い死亡者が出、行方不明者が出ました。住民の命と財産を守る使命感を持つ自治体としては、これは当然に教訓にしなければならない大変大きな出来事ではないかと思えます。

そして、今町長がおっしゃいましたが、消防署は高台に移転すると。消防署長の話を聞いておりましたが、高台移転をすると役場がここに残るのはいけないと思うという意見を持っておりました。ですが、検討委員会の中で話をする中で、物が言えない状況になっていると思えますけれども、消防署は賢明な判断をされていると思えます。

そういう意味で、私が例えば町長であったならばどうするかと考えてみたときに、私だったら絶対にここには建てかえません。今の立場だから言えるのかもしれませんが、今までの経験、教訓、さまざまなものを生かせば、そういうことはしないと思えます。

そして、山村先生のことばかり言いますが、長年災害の現場を見てこられたその専門家でありますので、この先生の考えについては参考にして余りあるものがあると思えます。そして、この先生が書かれています「津波防災10カ条」につきまして述べたいと思えますが、1は、先ほどから言っています安全な場所に住む防災。これからは逃げる防災と守る防災ではなくて、安全な場所に住む防災を目指す必要があるということ。

あと2番目に、津波・洪水逃げるが勝ちと。危機管理で優先すべきは、失ったら取り返しのつかないことを優先すべきであるということ。結果の重要性という、失ったら取り返しのつかないものは命と時間。誰でも一つしかない命は当然かけがえがないものである。その命を守ることを優先するためには、タイミングを優先しなければならない。

そして、3番目に、想定の上2倍以上に避難をすべき。発表される被害想定、津波ハザードマップ、気象庁の津波報道における津波の予想数値が必ずしも精度が高いとは限らない。予想や想定の数値の誤差を見込んで、避難場所を定め、想定津波高さの2倍以上の高台に避難すべき

であると。

そして、4つからずっとありますけれども、これはまた皆さん読んでいただきたいと思いますが、海岸付近で避難が困難な人、地域は、ライフジャケットとヘルメットの常備をお勧めすると。安全・安心は誰かが与えてくれるものではなく、みずから努力して勝ち取るものであり、安全・安心は準備に比例するというふうにあります。

たくさん書かれています、この場所に庁舎を建てかえようとするのであれば、それ相当の覚悟とそれ相当の準備が必要になるということは、よくよく判断する必要があると思います。

そして、これはことし4月の新聞の視点で書かれているものですが、「災害の時代を振りかえる」として、「平成は災害の時代だったと言われる。阪神淡路大震災や東日本大震災西日本豪雨など、全国で大きな災害が発生し、奄美でも豪雨災害などが相次いだ。

1990年9月、台風19号による豪雨で瀬戸内町で土石流が発生し、12名の命が失われた。奄美市名瀬でも1人が突風にあおられ死亡、住用の摺勝川も氾濫し、被害総額は100億円を超えた。

92年も台風の直撃で12人の死傷者が出た。

最大震度7の阪神淡路大震災が発生した95年は、喜界島でも10月に震度5の地震があった。地震は2日連続して発生し、港湾施設などに亀裂が入ったほか、石垣が崩れるなどの被害が出た。

2010、11年は、奄美大島で相次いで豪雨災害が発生、10年10月は河川の氾濫や土砂災害で3人が死亡。

11年9月には、奄美大島北部が被害を受け、1人が犠牲になったほか、11月にも奄美群島南部で豪雨災害があり、徳之島では竜巻で3人が死亡した。11年3月には未曾有の大震災となった東日本大震災があった。

12年は、統計史上最多となる9個の台風が奄美地方に接近、台風16号が上陸した与論島では、観測史上1位となる57.1メートルの最大瞬間風速を記録、同島では、10月に台風の影響でタンカーが接岸できず、燃料が1週間枯渇する事態に追い込まれた。

15年5月に伊仙町で竜巻と見られる突風が吹き、13棟が損壊した。奄美大島……

○議長（池山富良君）

幸さん。

○9番（幸 千恵子君）

……北部を中心とする最大震度5弱の地震もあった。思い込み、なれが危険……。

○議長（池山富良君）

幸さん。

○9番（幸 千恵子君）

……を招くという視点が書かれています。これは今の検討委員会の皆さんに薄れているもの

じゃないかと思います。今後も取り上げていきますが、どうぞ皆さん、この地震が起きて、津波が来て、皆さんの責任が問われることがないように、そのときにちゃんと答えられるような対応をしていただきたいと思います。

長くなりました。終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月7日午後1時30分から本会議を開きます。

散 会 午後 4時55分

令和元年第 2 回徳之島町議会定例会

第 3 日

令和元年 6 月 7 日

令和元年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和元年6月7日（金曜日） 午後1時30分 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 議案第26号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）

○日程第 2 議案第27号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）

○日程第 3 議案第28号 徳之島町森林環境譲与税基金条例の制定について
……………（町長提出）

○日程第 4 議案第29号 「みらい創りラボ」井之川条例の一部を改正する条
例について ……………（町長提出）

○日程第 5 議案第30号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条
例について ……………（町長提出）

○日程第 6 議案第31号 総合整備計画の一部変更について ……………（町長提出）

○日程第 7 議案第32号 過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
……………（町長提出）

○日程第 8 議案第33号 令和元年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入契約の
締結について ……………（町長提出）

○日程第 9 議案第34号 徳之島町町道の認定について ……………（町長提出）

○日程第10 議案第35号 令和元年度一般会計補正予算（第1号）について
……………（町長提出）

○日程第11 議案第36号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1
号）について ……………（町長提出）

○日程第12 議案第37号 令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）について ……………（町長提出）

○日程第13 議案第38号 令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第1
号）について ……………（町長提出）

○日程第14 議案第39号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）につい
て ……………（町長提出）

○日程第15 報告第 1号 繰越明許費について ……………（町長提出）

○日程第16 陳情第 8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1
復元、複式学級解消をはかるための、2020年度
政府予算に係る陳情書採択の要請について
……………（総務文教厚生委員長報告）

○日程第17 発議第 1号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の
1復元、複式学級解消をはかるための、2020年
度政府予算に係る意見書 …………… (行沢 弘栄 外1名)

○日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
…………… (議会運営委員長)

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	東弘明君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長補佐	廣智和君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

皆さん、こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第26号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第26号、専決処分について承認を求める件についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第26号の提案理由の御説明を申し上げます。
本議案は、徳之島町税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求める件であります。
内容は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、法及び政令等の改正に合わせて所要の規定の整備を定めるものであります。
何とぞ御審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。
これから議案第26号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。
お諮りします。
本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第26号は、承認することに決定しました。

△ 日程第2 議案第27号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第2、議案第27号、専決処分について承認を求める件についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第27号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町国民健康保険税の一部を改正する条例について、議会の承認を求める件であります。

内容は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げ、国民健康保険税の軽減額の基準額について、5割軽減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減額の対象となる所得の算定について被保険者の数に乗すべき金額を50万から51万円に引き上げるものであります。

何とぞ御審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

条例のちょっと確認ができなかったもので、質問させていただきますが、ここに書かれている部分を見ますと、増額になっているような内容になっておりますが、先ほど言われました軽減税率の関係だけでいいのか、これが各国保世帯の税金の額に何か反映するのがあるのかを確認いたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

23条中、58万円を61万円に改める部分は、課税限度額、医療費分ですけど、これを3万円上げるということで、課税する限度額は上げるんですが、その次の同条2号中、「27万5,000円を28万円に改め」から、「50万を51万に改め」のは、軽減措置がさらに上がるということ、その最初の部分27万は、5割軽減の幅をさらに上げて28万円にするということです。その50万～51万は、2割軽減の対象者をさらに引き上げて、軽減措置の幅を広げるということでございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、承認することに決定しました。

△ 日程第3 議案第28号 徳之島町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第3、議案第28号、徳之島町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第28号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町森林環境譲与税基金条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、平成30年度税制改正大綱において、森林環境譲与税の創設が明記され、令和元年度から森林環境譲与税が譲与されることとなることから、当該譲与税を財源とする基金の積み立て、管理、処分等について定めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

この譲与税、私たちのところにはどういう形で現れるのでしょうか。

それと、第2条の2の積み立てる額はとなっていますが、これは今年度から入るのか、来年度なのか、そして、おおよそでいいですが、年間にどれぐらいが基金として積み立てになるとお考えなのかお尋ねします。そして、6条にあります、「必要に応じ予算の定めるところに

より基金を処分することができる」とありますが、この意味がよくわかりませんが、わかりやすく説明を求めます。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、譲与税の目的が市町村が行う干ばつや人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備に充当ということで、この基金を創設して利用していくこととなります。

使う目的としましては、台風等にて被災した倒木等の処理並びに林道の維持管理費、木材を利用するためのものに使っていきます。

譲与額といたしましては、毎年9月と3月の2回に分けて入ってくる予定になっております。

まだ、額ははっきり確定はしておりませんが、譲与試算額としましては、令和元年～3年にかけては119万1,000円で、令和4年～令和6年までが178万7,000円の予定というか、試算でなっているというふうになっています。

どういうふうな形で税が現れるかということなんですけれども、市町村税の説明といたしましては、個人住民税の中の一つとして、大綱の中で、もう既に処置がされているということで、平成36年になりますので令和5年から森林環境税というふうな形で徴収されるというふうな説明を受けております。

それと6条の処分に関しましては、これは基金についてはほぼ運用といたしまして、取り崩して、繰り入れして使っていくということになりますので、どうしても積み立てた額を処分するためにはこういうふうな形で明記しなければいけないということでやっております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

まだ少しわかりにくかったので再度お尋ねしますが、119万円であるとか、令和4年から178万円等の数字が出てきましたけど、これは国、県等から町に入るという意味なのか、そして、令和5年から住民税の中に入るというふうに受け取ったんですが、住民税の中に、例えば世帯であるとか、住民税の中に基準として何%入るだとか、そういうちょっと具体的にわかる数字等はないでしょうか。

○税務課長（中村俊也君）

お答えします。

税金のほうは、住民税の均等割で500円上乗せということになってはいますが、平成36年ですから、令和5年から徴収というふうになっております。

○農林水産課長（高城博也君）

徴収のほうは令和5年からなんですけども、国・県のほうが、措置が事前にこういうふうな形で町のほうに入ってくるということで、基金の設置条例を早急に整備しなければいけないというふうな形で整備いたしました。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（行沢弘栄君）

森林譲与税と森林環境税、ちょっと調べてみたら、森林環境税は国民からの新たな負担をいただくということで、今、説明が500円ぐらい、令和5年ぐらいから500円がアップするということなんですけども、そのいただいたお金が譲与税として入ってくるわけですね。そうしたら、その分、徳之島町の森林整備をするわけですね。徳之島町のその森林管理する場所等があれば、ちょっと説明、どこどこかがあれば、わかりましたら。

○農林水産課長（高城博也君）

国のほうの説明の話の中では、東日本大震災を教訓とするというふうな形で、これが走りになっているようでありますので、先ほど説明したように、災害の倒木とか、そこら辺に、緊急の場合にそういったものに利用していけたらなどと考えております。

倒木等、また道路の崩れとか、そこら辺に災害の関係に使えていけたらなどと、今は考えております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（徳田 進君）

今の森林組合に委託している間伐事業、そういうやつ、今、下りている予算と別に、この予算が新たに追加されるか、森林組合、年間何町歩か決めてやっていますけど、そこにいろんな倒木があったら別でこの予算を使えるのか、その辺どうなんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

とりあえず、今のところは別に考えております。

先ほども述べたように、倒木、災害が結構あちこちで細かにものが出ておりますので、そういったものに緊急時に応じて利用していけたらなどと考えております。

また、金額がどこまで支給されるのか確定しておりませんので、どこら辺の規模までの事業ができるかは、今後また通知によって、予算措置することになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○税務課長（中村俊也君）

すみません。先ほど令和5年からの町民税に上乗せということで話しましたが、すみません、失礼しました。

令和6年から500円の上乗せでございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号、徳之島町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第29号 「みらい創りラボ」井之川条例の一部 を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第4、議案第29号、「みらい創りラボ」井之川条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第29号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、「みらい創りラボ」井之川条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、「みらい創りラボ」井之川において、電動アシスト付自転車等のサービスメニューの使用料等を定めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

役場の駐車場に電動アシストと思われるものが設置されているのはわかりますが、この設置場所、そして台数、利用状況をお尋ねします。

そして、その下のほうの3項目、これについても利用状況、そして、どれぐらいの数が準備されているのかをお尋ねしたいのと、あとは、この「みらい創りラボ」の体制、働いている人の状況、どういうふうになっているのかをお尋ねします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず電動アシスト自転車でございますが、台数は3台。まだ稼働はしておりません。それから、シュノーケリングセット、これにつきまして大人用が3セット、子ども用が2セットでございます。これもまだ稼働はしておりません。マリンシューズ、大人用が3セット、子ども用が3セットでございます。ライフジャケット、これが、大人用が4セット、子ども用が2セットでございます。

ちなみに、今、役場前にある電動アシスト自転車は民間が設置したもので、徳之島中どこでも乗って行っているというところで、どこに返してもいいという自転車でございますけれども、この井之川に設置する電動は、基地局が井之川であるということで、ぜひ、井之川を発進して、井之川に帰ってくるという形で利用をお願いしているところでございます。

それから、「みらい創りラボ」井之川につきましては、この5月までは地域おこし協力隊の隊員1名で運営いたしておりましたけれども、6月以降につきましては、地域おこし協力隊の方に委託等を考えているところでございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

電動アシスト自転車は恐らく去年の予算でしたよね。それで4月、5月、利用がないということは、どういうことで利用がないのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

もちろん購入がおくれたというのも一つの原因でございますけれども、条例等を整備した上で貸し出しを行うということでございますので、おくれましたことは大変お詫びいたしたいと思います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

そういう場合は、条例をつくりながら予算を組まなければ、2カ月も遊ばせておくという状態になりますよね。

それと、電動アシスト自転車10万ちょっと超すと思いますけど、井之川は特に潮風が多いです。管理をしっかりとるようにお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

対応を心がけたいと思います。台風の時等は中にしまって、さびがつかないような対応をとりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号、「みらい創りラボ」井之川条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第30号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部
を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第5、議案第30号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第30号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、国の選挙時の執行経費の基準に関する法律の一部を改正するに伴う報酬日額の改正と過疎地域等における集落対策を推進するに当たり、集落支援員を導入するため、報酬額を追加するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

集落支援員というのは、きょうの一般会計の補正に入っていたと思いますが、新規事業だと思えます。これを設定されます定義、理由等、そして何人予定をしているのかお尋ねします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この集落支援につきましては、去る3月の定例会でも質問を受けました。その後、私がいろいろ私なりに調査をいたしましたところ、これは平成20年度から行われている事業で、なぜ今まで活用できなかったのかなということ、遅きに失した件はあります。

現在、自治体では、1,391人が活躍しているということで、年々右肩上がりに増加しているということで、非常に有意義な制度であるということで、いち早く、6月に補正予算を出そうということで決定をいたしました。

人員につきましては、現在は1名を考えております。

将来的には、小さく始めて、もし実証できればふやしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

平成20年度からあったということですが、よく理解しておりませんが、たしか、この一般会計の中には新規のような形で入っておりますが、再度、そのところはもうどうなっているのかお尋ねしたいのと、あと、一人ということですがけれども、徳之島町内の集落全体をこの一人が見て支援するという事なのか、ちょっともう少しわかりやすく具体的な内容をお尋ねしたいと思えます。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

平成20年度から国の施策としてはありましたけども、徳之島町としては、今年度取り上げるということでございます。

集落支援の数でございますが、大体、一応考えているのが、北部地区に1名を充てたいと思っております。その範囲ですけれども、大体集落もしくは校区、小学校、中学校区、こういった校区単位で設定をしたいというふうに、今考えているところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

一人ということですが、もう予定としてあるのか、年齢と女性・男性、どういうことなのか、ちょっと具体的内容をお尋ねしたいのと、あと一般会計のほうに補正で入っているんですが、そのこのほうで、議論をした上で、ここに出すものではないかなと思ったりしたんですが、少し望ましいのではないかなと思いましたがいかがでしょう。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

条例等、予算ですけども、一応、条例を出すときには予算の裏付けがあるということで、これは同時並行で進めるべきでございますので、このような形になりました。

それから、もう1件は女性か男性か、これは一応公募いたしますので、男性、女性問わず募集しています。

それから、募集地域は一応、徳之島町内を考えております。よろしく申し上げます。

年齢等もございません。とりあえず、今までの集落支援を見てみますと60歳とか70歳の方もいらっしゃると思いますので、その辺を考慮していきたいというふうに考えております。他地区では、区長さんを兼ねている例もございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（是枝孝太郎君）

この件に関して質問します。

これ多分、総務省の支援になると思いますけど、国の補助率というのはどれぐらいあるのか、そして、ある程度の地域、集落ごとの活性化するために、この人材を投入して、そして地域の周りを目配りしながらこういったいろんな地域活性化するためにはどうしたらいいのか、人と人とのつながりをどうしたらいいのかというので、この集落支援ができたと思いますけど、国の予算と町の予算、どれぐらいか伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

このかかりました費用につきましては、国から約半額、半分、特別交付税の措置がございます。これは地域おこし協力隊と同じでございます。

内容につきましては、集落支援の実態につきましては議員さんと区長さんの間、議員さんと区長さんと役場職員、この3つを掛け持つような仕事をしていただくと、つまり、集落内の見回りをして課題を見つける。そして、それを集落の中で話し合いを行い、その要望を出したり、事業を出したりということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第31号 総合整備計画の一部変更について

○議長（池山富良君）

日程第6、議案第31号、総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第31号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、総合整備計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、辺地総合整備計画の中で、各事業の事業量の変更及び事業年度の変更に伴い事業費の変更を要するためのものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

辺地の件でなんですけど、学校給食施設に対して、早急な給食センターの建て替えが必要であると、何年か前に給食センターの建て替えという話が出ましたけど、計画では32年ですか、来年が33年という計画なんですけど、それはいつごろになるのか、それと教職員住宅、神之嶺小学校、手々小中学校の校長住宅がないということで計画が出ていますけど、神之嶺にクッキー工場ができていますよね。あれをつくるときに、せつかく住宅用地があるのに、あそこに工場をつくった場合、住宅用地がなくなるのではないかということで、ある人に言ったことがありますけど、神之嶺の校長住宅、手々の校長住宅はいつごろなのか、お伺ひいたします。

それと、橋梁関係がほとんど削除ということで、過疎のほうでなくなっていますけど、これはどうして橋梁関係が削除されているのかお伺ひします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

学校給食施設給食センターの整備につきましては、今現在、庁舎建設も含めてですけども、今度大きな事業、プロジェクトとしましては東天城中学校校舎の建て替え、それから防災無線のデジタル化、それから光ファイバー網の整備等々ありますけども、その中の給食センターの整備も入っておりますけども、これにつきましては優先順位をつけて、早急にやらないといけないというのに順次位置づけをして、また町長とも合議をしながら、年度等については決定をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

橋梁等の工事が削除されているという件は、次の議案の過疎地域自立促進の件だと思います。ちょっと前ですけど、今話します。

建設課においては、過疎地域自立促進計画と辺地計画等を行っております。この2つに事業をのせております。

辺地のほうに関しましては、実施計画予定事業はもちろんのこと、今後予想される全事業を掲載して書いております。しかしながら、私ども補助金の裏は辺地債で行っているため、過疎債のほうは辺地債で行っているということで、毎年削除及び変更ということになっています。その事業を行っていないというわけではありません。橋梁等も辺地債において、社会資本整備

交付金の辺地債において事業を行っております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

山の小学校ですね、恐らくあれも60年以上たっているんですけど、この計画にのらないのはどうしてでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

これにつきましては、主管課のほうからの過疎辺地等での記載となりますので、また主管課のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○学校教育課長（尚 康典君）

それではお答えします。

まだ今言われた山小学校が大分経つのにのっていないという計画なんですけど、一応、次の計画ではのせていきたいと思います。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

ページがありませんけれども、トイレ整備改修事業が、平成30年度がゼロになって、令和3年度に入る形のように、3年遅れるような形に見えますが、これはそれでいいのか、そして、遅れるトイレの場所はどこなのかお尋ねいたします。

○地域営業課長（秋丸典之君）

すみません。場所のほうは、ちょっと今確認が、手元に資料がありませんので、後ほど報告してよろしいでしょうか。

○9番（幸 千恵子君）

場所は、では後でお知らせください。

3年遅れるということになるようですけども、これはもう来年の自然遺産登録になったら、その後ということになるんですけども、これはもうちょっと早目にする必要があると私は思いますが、そういうふうにならないんですか。

トイレ整備事業が、平成30年度から33年度に移っているということによろしいんですか。もっと早くできないんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

トイレ整備も非常に重要な事業でございますけども、まず、井之川観光拠点整備が終わった後、次の32年度には花徳闘牛場を行っています。それが終わった後にトイレ改修というふうに出しております。しかしながら、この間、諸田の観光整備が入りましたし、畦のほうも整備をされました。一応、全くないわけではございませんので、ただ、年度ごとに整備しているということで御理解いただきたいと思っております。

このトイレ説明につきましては、場所が決まった時点でのせるというような形になっていきます。トイレを場所をのせますとそこに限定されますので、徳之島全体の整備をとということで考えております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

お願いなんですけど、給食センターの建設の話が持ち上がったときに、いろいろ鹿児島島のほうから情報が入って、前の副町長にも何回か言ったことがあるんですけど、いろいろうわさが出ないような、今後、大きな事業に対しては、今後、うわさが出ないような体制でやってもらいたいと思います。

○議長（池山富良君）

要望ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号、総合整備計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、可決されました。

△ 日程第7 議案第32号 過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（池山富良君）

日程第7、議案第32号、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第32号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、過疎地域自立促進市町村計画の中で、2. 産業の振興、4. 生活環境の整備、7. 教育の振興、8. 地域文化の振興等の事業をそれぞれ1件追加し、3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、7件の計画を削除、各事業の事業費並びに事業年度の変更に伴い、計画書本文の文言を変更するためのものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

別紙1のほうから右の欄、削除というのが二、三ページ続いてかなりあるようですが、これは終了したという意味なのか、途中でもう削除という意味なのか、この項目ごとについて説明をお願いします。

そして、4の生活環境の整備のところの⑦、過疎地域自立促進特別事業のこの事業内容、住宅確保要配慮者というのが追加になっていますが、これの中身もお願いしたいのと、あと住宅リフォームの関係も事業内容がこれまでと変わるところがあるのか、内容についてお伺いします。

それから、7の教育の振興のところの右のほうです。変更になったところの徳之島町文化会館のところが多いようですが、これが追加というか変更になるに至った理由、事情等お尋ねしたいと思います。

そして、こころの劇場というのは数年前からやっていると思いますが、今、ここで変更という形なんです、これの経緯もお尋ねしたいと思います。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

まず、この表の全体で御説明を申し上げます。

まず、過疎地域自立促進市町村計画でございますけれども、計画において、議会の議決件につきましては9項目ございまして、それぞれの事業費、合計のおおむね2割超える変更、それか

ら本文等の修正の場合、議会の議決を得るとなっています。ですので、金額の軽微な変更につきましては、こちらのほうで修正を加えているというところがございます。ですので、変更もしくは追加、わかりますけど、削除のほうは後から削除ということで御理解をしていただきたいと思います。

事業の内容につきましては、各課のほうからお願いしたいと思います。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

先ほど勇元議員のときにお話したように、この過疎地域自立促進計画の中には、あらゆる事業はもちろんのこと、あらゆる今後予想されるほど、予算確保のために書いてあります。それにて書いてあるのを私どもといたしましては、その前に討論していただいた辺地の事業で行っております。でもって、過疎債を使っておりませんので、そこはゼロ、ゼロ、ゼロ。私どもの橋梁建設等についてはやっているわけではなくて、過疎債と辺地債、どちらを使っているかということで、辺地債でやっているということで、この過疎債が行われなかった場合には削除及びまた変更となっていることです。

もう1つ、生活環境の整備ということで、リフォーム助成と空き家改修事業はもともとあったんですけど、今年度から追加で空き家活用セーフティネット住宅改善事業というのを建設課のほうで取り込みました。

この事業の概要といたしましては、これはことしからなんですけど、今、空き家が問題になっておりますので、補助事業でいいのがありまして、ちょっとでもお役に立てばということで、建設課のほうで、ことしから始める事業でございます。

空き家の所有者が空き家を活用して、賃貸住宅として利用するための改修工事を行い、セーフティネット住宅として登録する場合、事業を行う者に補助をしていくという事業です。国、県、市町村でという初めての事業です。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

徳之島町文化会館につきましては、今このページにも書いてありますとおり、開館から25年を経っております。

今回、この事業が非常に多額なために、この過疎の支援をいただき、改修工事を受けるために、幸議員のおっしゃったところの劇場、これについては実はもう11年目に入っております。

これには、この内容等をとおして、事業をこれだけやってきているということも、この中で何のためにやるのかと、文化会館の改修を何のためになるのかということで、この文面を載せさせていただきます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

中身なんですけど、産業の振興、北部開発振興事業、これはどのような事業になる予定でしょうか。

9番目の過疎地域自立促進事業特別事業、ふるさと特産品活性化促進事業、事業の内容を教えてくださいと思います。

防災行政無線の件で、これ緊防でできると思いますけど、来年までに緊防を使ってできないかお伺いします。

過疎地域自立促進特別事業、島暮らし促進事業、事業の内容を教えてくださいと思います。

6番目の公営住宅、初めの計画では母間のほうが入っていたと思いますけど、母間を落として九年母を入れた理由をお聞かせください。

児童福祉施設保育所、これは何年か前からずっとその事業が繰り延べ、繰り延べでなっていますが、32年度、来年は必ず保育所の建設ができるかお伺いします。現在は地区の公民館を利用して保育所としています。

去年か一昨年か、防災起点のあれをつくって、現在の公民館は保育所にするというような話も出ましたが、その後の経過をお伺いします。

病児保育事業、現在もやっていると思いますけれど、変更がゼロ、ゼロになっているのはどうして、30年～32年まではゼロということになっていますが、これはどのようなことでしょうか、お伺いします。

教育の振興、亀徳小学校駐車場、避難道路整備事業、32年度、来年度事業ということで計画にのっていますけど、どのような現状でしょうか、お伺いします。

過疎地域自立促進特別事業、公民館活動費、活動事業、これはどのような事業内容かお伺いします。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

建設課のほうから、公営住宅の件についてお話したいと思います。

公営住宅建設におきましては、いつも議会で言っているように、補助金を要望しているんですけど、補助金がほとんど半分ぐらいの配当予算になりまして、事業規模が小さくなってきた

という点でおくれているというだけです。

例えば、白久団地が1年で終わらそうと思ったのが2年かかったりとか、そういったことで事業の計画のおくれによって、事業がおくれているということです。

九年母団地とかは計画には入っておりますが、事業がおくれている時点で、そのままおくれでいこうというところが予想されます。

この5カ年計画の中では、一番最後のほうだったので、また次の5カ年計画にのってくると予想されます。

大当も同じことです。大当とか、これらは順番や計画になっているんですけど、事業規模の縮小ということで、ずれ込んで後々になっているということです。計画にはのっておりますので。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

防災無線の個別の受信機設置事業ですけれども、これにつきましてはもうアナログの個別受信機のほうは、現在もう製作をされておりません。ですので、平成34年の11月でアナログが終了します。ですので、その前の段階で更新をしないといけないということで、平成33年を今計画をしておるところですけれども、ここの事業計画ではもう30年度で個別受信機につきましては、もう終了ということでのせているところでございます。

デジタル無線化のほうには緊防債も対象になっております。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

交通通信体系の整備、情報化のところの過疎地域自立促進特別事業の島暮らし促進事業でございます。

これは空き家バンク登録事業と考えていただければよろしいかと思えます。これは平成27年度に始まりまして、必要額を計上しておるところでございますけれども、現在は別の奄振交付金等を活用して、空き家の改修とそれからバンク登録を計画しておりますので、現在のところはこれにつきましては、今のところは使用していないということでございます。空き家バンク登録のための事業でございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

ページがないからあれですが、左のほうの4です。高齢者等の保険及びという項目のところの下のページの小児用肺炎球菌予防ワクチンのところですが、30年度のところが433万円のと

ころ348万円となっています。これが、この件数、ワクチンの接種状況等をお尋ねしたいのと、あと、この30年度の部分が減額であれ、変更になっているのが多くあるようですけれども、30年度はもう終わりましたが、結果としてこうなったので、今ここで変更を出すということになるのか、もしかしたらその前に変更として出すべきではなかったのかなと思ったりしますが、そのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（池山富良君）

先ほどの勇元議員の件について答弁していない課長はよろしくをお願いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

勇元議員の先ほどの質問にお答えをいたします。

6の教育の振興の中の（4）過疎地域自立促進特別事業、この事業は500万ほど組んでありますけど、公民館講座を拡大するための予算と前任者のほうから伺っております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

それではお答えします。

6の教育振興の亀徳小学校駐車場、避難道路整備事業につきましては確認をとりまして、また後ほど報告したいと思います。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

先ほどの勇元議員の案件に関してです。

北部開発振興事業についてでありますけれども、これは、この過疎地域自立促進事業計画に関して、この策定された以前からのずっと引き継ぎの形でなっておりますけれども、内容のほうは北部振興開発審議会の中で話し合った事項を事業化するというふうな形になっています。

ただいま農業債のほうでは、営農研究センターとか出てきておりますので、今後また必要になれば、開発審議会とともに事業費のほうを精査いたしたいと思えます。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

尾母保育所の建設についてですけど、現在は防災施設の件もちょっと話が滞っております、現在のところは現公民館での使用ということで考えております。

これから認定こども園という、北部にもそういう建設ということなんですけど、これからゼロ歳から2歳までの子どもたちの保育とか、そういうものを考えると、南部地区のほうにもそういうこども園の創設は必要じゃないかということで、それと合わせて検討をしていきたいと思っております。

病児保育については現在もやっております、今後もやっていくような方向でいきたいと思

いますので、ここはまだちょっと担当のほうとも話をして、内容について後ほど報告したいと思います。

○議長（池山富良君）

勇元議員、1回目の質問はいいですね。

○6番（勇元勝雄君）

はい。

○議長（池山富良君）

まだあった。

○地域営業課長（秋丸典之君）

勇元議員の質問にお答えします。

ふるさと特産品活性化促進事業はトップセールスによる委託事業で、委託をして、徳之島の商品、みのり館の商品を全国でPRしてもらうための委託事業で予算を上げております。

以上です。

○議長（池山富良君）

それでは、幸さんの質問に対して担当課長、御答弁をお願いします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

小児用肺炎球菌予防ワクチン接種事業の30年度の348万円ですが、これは病院に対して接種していただくわけですけど、その委託料になりまして、一人につき1万300円掛ける人数分があります。30年度は338人分となります。その30年度、このワクチンの関係の変更は、実績に伴って変更されたものです。

以上です。

○議長（池山富良君）

幸さん、いいですか。みんな答弁もらいましたか。

○9番（幸 千恵子君）

今の肺炎球菌ワクチンの件は、実績に伴って変更になったということでわかりましたが、ほかに30年度のところが変更になっているのが多くありますが、ここについても実績に伴うものなのか、もしくは事前に変更すべきであったのが、していないのがあったのかと、ついでに、シルバー人材センターの運営補助費というところが、30年度はもう決まっていますが、31年度のところで30年度と同じ金額に変更になっています。ここはまだ結果としては出ないわけですが、36万ほど減額になっているんですが、その理由等をお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

30年度がどうやって変更になっているかという理由なんですけど、これは建設課の例で申し

上げます。

この計画は、28年度～32年度の計画でありまして、27年度にある程度、5年間計画を立てて、これぐらい予想されているものとして予算を上げました。

その都度、年度において、実績において幾ら使ったというちゃんとした数字が出ますので、30年度においてはその実績額です。これで確定したので、例えば100万使ったのが80万で済めば80万に変更ということの書き方です。

恐らく、ほかの事業課、役場全体、3年前に書いてあることですので、絶対その30年度、その以前から変更はあったと思いますので、変更の分については実績だと考えていいと思います。

ほかの課も、多分皆さん、ほかの事業をしている課も、事業内容はちょっとわかりませんが、3年前に予想している数字ですので、ちゃんと数字にはならないと思います。

○住民生活課長（政田正武君）

住民生活課のシルバー人材センターの補助金は、これは確定でございます。31年度まで。32年度のアップ分は補助率が2分の1でございます。実際、1,000万ぐらいシルバーのほうは、人数とか就業人数とか時間とかクリアしているので、1,000万ほどもらえる額があるんですけども、町が出す分以上は出さないで、この額になっているんですけども、32年度はひとつまた財務と交渉して上げようという形でアップしています。

○6番（勇元勝雄君）

文化会館の長寿命化計画、大体どのような事業を計画しているか。

防災無線の件ですけど、緊防を使った場合、非常に率がいいわけですよ。今から準備して、来年度するとかそういうことはできないでしょうか、お伺いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

今回、今年度、そして来年度、実を言いますと今から継続的にこの過疎債を使わせていただき、文化会館の改修事業については考えております。

まず、本年度ですけども、大まかに言いますと、皆さんにも御承知いただきましたように、昨年、約40日間という長期にわたり停電が起きました。その復旧に本当に非常に今回頑張りまして、このままじゃちょっといけないということで、今は仮に修繕を行って、今運営を行っております。この電気部門についての事業、それから文化会館には特殊な装置が結構ございます。その中で、舞台のほうには天板といいましてオーケストラ等をするときには部屋をつくります。その部屋をつくるための吊り物ですね。その吊り物が非常に劣化を今起こしているということで、実は28年に、この吊り物に関しては前半の分を補修させていただきました。残りの舞台の後ろのほうの吊り物の装置に関して行うという事業を行っております。

それから、防災アンプ盤、やはり集合体ということで、皆さんが集まる場所にはこういうも

のを必ず設置をして、そして運用しないといけないということで、この防災アンブレを本年度は事業としてさせていただきます。

また、来年のほうには、令和2年におきましては、事業計画として調光盤と言います。これは皆さんご存じのとおり、舞台を見ますといろいろな鮮やかな照明施設、そして器具がついております。これに関しても、劣化の年数で言いますと25年を経過ということで、この2点について来年度まで計画として挙げさせていただいています。

令和3年度以降につきましても、やはり25年を経過している建物ということで、いろんなところで不備が出ております。それにつきましてはまた常時、この過疎計画のほうに、議会の皆さんの御同意をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

防災無線の更新につきましては、先ほど述べたように、平成34年11月がアナログの終了ということですので。計画をしているのが、平成33年度にはもう着工をしてデジタル化を図らないといけないということで、32年からその緊防債を活用して、緊防債を使つての取り組みを32年度からしたいというふうに今考えております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、可決されました。

しばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第8 議案第33号 令和元年度水槽付ポンプ自動車Ⅱ型購入契約の締結について

○議長（池山富良君）

日程第8、議案第33号、令和元年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第33号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年5月22日に指名競争入札いたしました令和元年度水槽つき消防ポンプ自動車購入契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島地区消防組合本署の消防車の老朽化に伴い買い換えを行うものでございます。

契約金額は6,976万8,000円、契約の相手方、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役、尾曲昭二であります。

参考までに、ほかの指名業者を申し上げますと、株式会社鹿児島消防防災であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

落札率が99.67、常識では考えられない数字なんですけど、予定価格を公表しているおかげで、極限まで予定価格に近づけているんじゃないかと思えますけど、県のほうも大きい工事は予定価格は事後発表ということでやっていますけれども、町のほうでもそのような方策はとれないか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

予定価格の公表につきましては、現在、全ての事業について予定価格を公表しているところでございますけれども、今、議員がおっしゃる事業費の大きな事業については、予定価格を控えたほうがいいんじゃないかなということですが、これにつきましても、町長、副町長を含めた中で建設課の課長等も含めて、こういうことがもしできるのであれば、検討してみた

いと思いますけれども、従来どおりになることもあるかも知れませんが、一応、そういうことが可能かどうか検討してみたいと思います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

県のほうもやっているという話を聞きました。ほかの公共工事もそうなんですけど、余りにも予定落札率が高すぎると思うんです。何年か前に、東北の震災の件で、95%ぐらいで全部落札して国土交通省が告発しているんです。一番高いのが99.9というのもありました。このごろは98%台で大体推移しているみたいなんですけど、そういう点も鑑みて、これからは大きい工事に対しては予定価格を公表しない。業者は、それだけ能力を持っている業者がいっぱいいますので、見積もりするぐらいは、このごろはパソコンで全部できますから、そういう点も考慮して、今後やってもらいたいと思います。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、令和元年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は可決されました。

△ 日程第9 議案第34号 徳之島町町道の認定について

○議長（池山富良君）

日程第9、議案第34号、徳之島町町道の認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第34号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町町道の認定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町道路線見直しにより新たに町道を認定するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、徳之島町町道の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は可決されました。

△ 日程第10 議案第35号 令和元年度一般会計補正予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第10、議案第35号、令和元年度一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第35号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度一般会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,021万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,776万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金4,937万8,000円、町債3,940万円、県支出金2,450万5,000円、繰入金1,097万9,000円の増額であります。

歳出の主な内容は、土木費7,057万1,000円、商工費5,340万8,000円、教育費1,089万4,000円などの増額、民生費997万4,000円、農林水産業費391万1,000円の減額などであります。

事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、歳出の7ページ、お願いします。目24ふるさと納税の項目で、節19補助金、高校魅力化プロジェクト事業補助金の内訳説明をお願いします。

その下の、コワーキングスペースの事業内容もお尋ねします。

そして、さらにその下の下、委託料、ボーリング調査委託料の内訳を説明をお願いします。

それから、その下の地域おこし協力隊の自動車借り上げ料をお尋ねします。

その下の集落支援、これは先ほど聞いたので、よろしいです。

次に、12ページ、一番上の若年末期がん患者に対する療養支援とありまして、26万6,000円ですが、この事業の内訳をお尋ねします。

それから半分下の目9の園芸振興流通の関係ですが、県単野菜価格差負担金、110万余りありますが、この補正で上がっていますので、ここの内訳の説明をお願いします。

次のページ、13ページ、下のほうの款6目12の漁協無線塔撤去手数料とありますが、この事業内容をお尋ねします。

次、14ページ、観光費の節19井之川根性の碑建立及びというところがありますが、この事業の内訳をお尋ねします。

それから、その下のほうの工事請負費4,200万余り、井之川集落の関係ですが、この内訳をお尋ねします。

次のページ、15ページの上のほうから3番目、工事請負費、道路工事の内訳をお尋ねします。

それから、次のページ、16ページ、上から2段目のコミュニティー助成事業の内容をお尋ねいたします。

そして18ページ、上のほうの節18備品購入費ですが、東天城中学校と井之川中学校の空調、それぞれ入っていますが、この学校以外ではなくても大丈夫なのか。例えば、去年、温度をはかろうと思って、あまりの暑さに外に温度計を出してみたところ、玄関でしたが40度を超えたときがありました。こういう直射日光に当たると、子供たち、非常にきつい状況になると思いますが、そういうときに避難的にでも利用できる空調があるのか。全員入っていい、使えるような空調の設備があるのか、お尋ねします。

次の19ページ、一番下のほうの総合運動公園の管理費ですが、右の加圧給水ポンプ設置事業の内訳をお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

建設課が答弁します。

15ページ、款項目8、2、3の15、工事請負費6,835万8,000円の説明をいたします。

これは、平成30年度末に閣議決定された防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策に基づいた老朽化した道路や橋、公共施設等の改修費を重点的に配分される予算でございます。それが、今年の方がこの6,835万8,000円ということでございます。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

7ページ、款2項1目30節の13委託料、ボーリング調査委託料、これにつきましては、新庁舎の予定地のほうのボーリングということになります。四隅とセンターを入れた5カ所をボーリングをする予定となっております。その目的といたしましては、地耐力と土質、それから分布の深度、地下水などを総合的に確認をして、地盤改良の有無等や杭工事の候補選定を行うためのものがございます。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

7ページ、款2項1、24ふるさと納税の19負担金、高校魅力化プロジェクト事業補助でございますが、これは徳之島高校へのGCFを活用いたしましたプロジェクトでございます。中身につきましては、設備、特にIT、ICT等のハード、ソフトの整備と、若干の施設整備の改修等が含まれているということです。

それから、コワーキングスペースにつきましては、今年度、6月から来年度3月までの分、約10カ月でございますけれども、月6万円で委託を考えております。その6万掛ける10カ月分の60万でございます。

それから自動車、下の地域おこし協力隊の自動車借り上げ料でございますけれども、これは、6月から3カ月までの不足分を計上いたしております。これは、以前、地域おこし協力隊が活用していた車がありまして、これが9月までとなっております。この分を1回減額いたしまして、再度、その不足分につきまして計上いたしまして、それを新しく地域おこし協力隊の環境教育分野で就任された方に提供するという車でございます。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

14ページ、款6の3の4観光費、井之川根性の碑300万の内訳ですが、井之川根性の碑の、井之川出身の方から企業版のふるさと納税をいただきましたので、それで地域のほうで使っていただけないかということで、井之川のほうで石碑の設置と、そして郷土文化の継承事業を行

いたいということで300万を組んであります。

その下、工事請負費4,200万の件ですが、地域振興事業の中で46代朝潮太郎の展示室及びトイレを兼ねた資料館をつくるということで、6月、地域振興事業が決定しましたので、今回、上げさせていただきます。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

歳出の12ページ、款6項1目9の園芸振興流通対策費の県単野菜価格差補給事業負担金。これにつきましては、価格基金積み立ての負担の割合が、今回、平成30年と比較して、3月の交付予約数量が400トン増量となったため、負担額の増が必要となったということで、この額を増額申請、計上してあります。

続きまして、次のページの6の3の1水産業振興費の漁協無線塔撤去手数料につきましては、昭和56年につけられた井之川岳のほうの頂上付近にある無線塔が平成7年に廃止となっておりますけれども、そのほうは町有地でありますけれども、もう既に使われておりませんが、老朽で傾きかけているということで、漁協のほうに話をしたところ、財政的にも急な対応はできないということでありますが、隣接するところに徳之島地域を中心とする防災関係の無線塔の施設がありまして、非常に危険であると。これがあると徳之島地域の防災無線の関係が麻痺するということが懸念されますので、台風が来る前に何とか撤去したいということで、40万のうち半分は漁協に出してもらって、この定例会が済み次第、予算が通り次第、即座に台風が来る前に撤去したいと。非常に緊急を迫られている案件であります。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

それではお答えします。

歳出の18ページの款10の13、3の備品購入費のクーラーの件ですけど、先ほど言いました、ほかの学校は大丈夫かということなんですけど、一応、学校のほうから、その都度、連絡をいただいて、こちらのほうでは対応しています。修繕なら修繕で、替えなければいけないときは備品とかを、また補正で上げたりして対応をしています。

あと、暑いときに避難する空調設備があるかということなんですけど、今、言いましたように、結局、保健室とか図書室とか、そういったところには、クーラーは各学校、設置されていますので、具体の悪い子が出た場合は、そちらのほうで対応してもらって、その避難場所という感じではクーラーは設置はしていません。

以上です。

○教育長（福 宏人君）

今、幸議員から外気温が40度ということで、非常に暑い日が続く場合もあります。基本的に、

学校のほうでは外気温が例えば35度以上とか、そういった場合は、もう外で、あらかじめ運動はさせないということで各小中学校のほうには指導をしているところです。

また、熱中症も21度から30度まで、気温が低くても熱中症になる場合がありますので、子供たちの水分補給も含めて、そういうふうにあらかじめ対応していくというようなことで指導は行っているところです。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

19ページ、10、6、教育費、保健体育費、4、総合運動公園費の中の工事請負費について御説明をいたします。

これは水道課によります亀徳浄水場、徳州園の横にあります浄水場が、今回、新設ということであります。我々、運動公園はそちらのほうから水を供給をしていただいております。その関係で、皆さん通ったときに見られると思うんですけども、一旦、ポンプを使いまして、上のほうにタンクがございます。そこに上げて、自然流下という形で、今まではずっと流しておりました。それで、今回、その移設に伴い、いろんな協議を行いました。自然流下がいいのか、それとも常時、圧をかけることによって水道の量の自制と、最後の末端、その水の圧が常時かけていくことによっていいんじゃないかということで、今回、この移設に伴い、加圧給水型ポンプの設置ということで工事請負費に上げさせていただきました。

以上です。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

歳出の12ページ、上のほうであります。節の20扶助費、若年末期がん患者に対する療養支援事業費26万6,000円。これは、終末期で自宅に戻った場合に、ベッドレンタル、ヘルパー等の利用料金になります。歳入の3ページにもあったんですけど、県が2分の1の負担をするもので、40歳以上65歳までの方は介護保険、この若年末期がんというのが介護保険で、特定疾病になりますが、カバーしておりますが、40歳以下の方はそれができておりませんでしたので、今回、国、県から2分の1を出して支援するものでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

2回目に行きますが、7ページ、庁舎の関係、ボーリング調査ですが、四隅とセンターの5カ所ということですが、この調査は地元業者で可能な調査なのか。本土から来る予定なのか。あと、期間はどれくらいかかるのか。時期的にはいつごろを予定しているのか、お尋ねします。

次に、12ページの、今の若年末期がんの関係ですが、40歳以下ということですね。それにしても26万6,000円というのは、ちょっと少ないのではないかなと思ったりするんですが、これ

はどれくらいの量を予測しての金額なのか。わかればお尋ねいたします。

次に、14ページ、井之川根性の碑ということですが、すいません、井之川根性の内容が、よく知っていませんので、わかれば教えてください。

そして、15ページの道路工事ですが、30年度末に決まったということですが、この使い道、具体的にはどういう方面にというのがあれば、事業の内容等で確認したいと思います。

それから、16ページの真ん中のコミュニティー助成事業、先ほど聞いたかどうか忘れましましたので、すいません、もう一度お願いします。

そして18ページ、空調の関係ですけれども、ことしは5月初めから運動会とか、外にいる子供たち、いろんな地域で、5月で既に熱中症でたくさんの方が救急搬送されているという状況があります。各小中学校の保健室にはクーラーはあると思いますが、本当に非常事態で、緊急的に避難したほうがいいというようなときがあらわれたら、この保健室だけでは間に合わないと思うんですが、例えば職員室であるとか、校長室であるとか、ほかに避難できる場所は保健室以外にもあるのかどうか、確認をさせてください。ということで、2回目、以上です。

○総務課長（東 弘明君）

先ほどの1回目の16ページの款9項1目3の災害対策費、19のコミュニティー助成事業、これにつきましては、諸田地区の防災関連に関する整備でございまして、防災倉庫の整備、それから発電機、それからテントの購入ということになっております。

それから、ボーリング調査事業のことにつきましてですけれども、これにつきましては、専門業者のほうに入札のほうに参加をしていただきたいというふうに考えております。それから、ボーリング事業調査の工期につきましてですけれども、大体、四、五カ月ぐらいかかるということでございます。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

14ページ、観光19、井之川根性の意味は私もはっきりわかりませんが、この根性の碑を建てるということは、井之川の港が黒糖の積み出し拠点で栄えたんですが、宝川と名田川がありまして、その土が港に埋設して、毎回、浚渫工事で大変だったということで、有志が4名立ち上がって、今、川を変えたいんですが、それが根性だという話を聞かれているんですけど。よろしいですか。

○副町長（幸野善治君）

ちょっとわかりやすく。徳之島町の各集落にはそれぞれすばらしい伝統的な教訓というか、名言等があります。亀津は亀津断髪といえます。手々には手々正直、母間正直というのがあります。井之川は井之川根性といって、まず、井之川の人たちは、江戸時代からほかの集落に負

けるなという言い伝えがあったそうです。特に亀津に負けるなど。それをもって、城山観光ホテルの創始者、城山の保直次先輩とか、一生懸命、勉強は負けても、根性、特に、けんかなどあったら負けるなというような講演を私は聞いたことがある。大和むんに負けるなど。そういった根性で創業者までなった人です。朝潮太郎も横綱までなった人で、実業界、それから芸能界では、八波むと志さんとかおりますが、そういった人たちが、絶対、他の集落に負けるな、特に大和むんに負けるなど、伝統的な先輩からの言い伝えで、それをもとに、名をとり、名声を立てて、今も後輩に受け継がれている件であります。

特に今回は、井之川出身の先輩、宮崎さんというんですが、成功して、沖縄で大分、会社経営が順調に軌道に乗っているものですから、運送業、港湾関係、海上輸送。去年から多額の寄附を企業版ふるさと納税をしております。それで、今回は、ちょうど井之川の名田川が、今の名田川じゃなくて、大沢商店の、あの道路からもともとは行って、港の黒糖積み出し港に入っていたそうです。それが毎回の洪水で、その積み出し港の港が埋まるものですから、それを今の場所に変えようということで、名田川の改修に、進次郎さんという、港湾土木の、名工、大工さんなど、土木工事の技師を鹿児島から呼んで工事を行ったのが、ちょうど200年前。ですから、ことしの9月あたりに井之川では、その川普請工事業として、井之川夏目踊りとか、亀津の浜踊りとか、手々の八月踊りとか、各集落に伝わる郷土芸能を招いて祝賀会、式典などをするそうです。そのかわり、先輩たちが築いてきた、この井之川根性という伝統ある名言をいつまでも残したいという気持ちで、沖縄出身の社長さんが、ぜひつくっていただきたいということで、今回、実施することになりました。よろしいですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

款項目8、2、3工事請負費、6,835万8,000円の説明をいたします。平成30年度に閣議決定され、3年間、緊急対策にて国が補助金を与えるということです。それに徳之島町も手を挙げて、去年、約1億程度いただいております。そして、ことしが6,300万ということです。工事内容としては、亀津中央線に使っていきたいと考えております。

○学校教育課長（尚 康典君）

それではお答えします。

18ページの款項目10、3、3の18のクーラーの設置状況なんですけど、一応、学校のほうに、各学校、校長室、職員室、あと特別支援教室にもクーラーのほうは設置してあります。

以上です。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

12ページの上段、若年末期がんに対する療養費ですけれども、これは、先ほど幸先生が言いましたけれども、40歳未満です。39歳以下ということになります。これは、全国的には、こう

いった方がいらっしゃるかもしれませんが、徳之島町でいらっしゃるかわかりません。ですが、県からそういった予算を組んで、もし、いた場合は、しかも自宅に帰ったときの、もしかしたら病院で亡くなるかもしれません。もし、自宅に帰りたいといった場合のベッドレンタルとか、ヘルパーの料金で、これはわかりづらいので推計の金額だと思います。

以上でございます。

○9番（幸 千恵子君）

3回目ですが、7ページのボーリング調査の関係です。地元業者でもできる内容なのかというのを再度、先ほどなかったと思いますのでお聞きしたいんですが、4カ月ほどかかるというような話だったと思いますが、いつごろに入る予定なのか、確認いたします。

12ページの、今の若年末期がんの関係ですけれども、がんは万が一ではなく2人に1人と言われておりますので、ここでもないことはないと思いますけれども、この26万6,000円、これが必要によっては増額することもあると考えていいのでしょうか。

それから、15ページの道路工事です。中央線に使いたいということでしたけれども、具体的にわかるように教えてください。

18ページです。クーラーの関係ですが、各学校3教室ぐらいはあるということで、何か緊急的なことがあっても大丈夫ということで考えたいんですが、これからの時代、どんどん温暖化が進んでいきますし、ここが今までの状況ではないと思いますので、全国的にそうであるように、クーラー設置、各教室に1つずつ設置できるような方向を持っていただきたいと思いますが、それはどうお考えでしょうか。

以上、3回目を終わります。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

ボーリング調査につきましては、この予算が可決され次第、すぐに入札の執行のほうに入りたいと思います。それから、業者につきましては、地元業者はボーリング調査をできる業者がございません。土質の調査とか、そういうところが入ってしまして、どうしても専門の業者でないとできないということで、地元業者は、このボーリング事業のほうには対象にはなっていないということでございます。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

亀津中央線というのは、この前も議会で出ました北区のファミリーマートから有村石油まで行く工事を計画しております。現在、用地取得中なんですけど、そこの崖、急傾斜ではないんですけど、道路工事で行うんですけど、そこの工事に使うということです。道路拡張及び壁の工事です。それに利用させていただくということです。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

若年末期がんについてお答えします。

2人に1人が、がんとなるとおっしゃられましたけど、私の認識では高齢化が進んでいて、高齢者が、大体、2人に1人はがんになるのではないかと認識しております。それで、若年末期がん患者がふえて、こういう状況になりましても、県から2分の1出ますので、増額できます。

以上です。

○教育長（福 宏人君）

クーラー設置の件も含めてお答えしますが、徳之島町は、現在、基本的には先ほど申し上げましたとおり、保健室、職員室等、そういったところは設置してあります。それと、特別教室、音楽室とか、あといろいろ家庭科室とか、そういったところは昨年度で大体34%ほど。100%ではないんです。ほかのところにもクーラーをつけてあるところがございます。昨年度、文科省のほうで熱中症により多くの児童生徒が緊急搬送も含めてされたことにより、限定的にクーラー設置に向けて予算等も組んでおりますが、1年ということで、今、状況を見ますと、今後、全国のそういったことについてもクーラー設置に向けて進める必要があるというのも聞いたことがあります。それにかかる電気代も含めて、そういったようなのを進めていきたいというのは聞いて、具体的に予算面についてはあれなんですけど、そういったような国の動向を見ながら、現在、小中学校合わせて普通教室が75ほど徳之島町もありますので、これについては、一昨日も、今後の方向に向けて、そういう動向を見ながら進める必要があるんじゃないかということで答弁したところでございます。

ですので、現在は、先ほど申し上げましたとおり、例えば、もう外気温が35度以上を越えると、日本体育協会では、原則、運動禁止と。31度から35度につきましては警戒ということで、運動は差し控えるようにということで、昨年度から学校で、外でとか体育館でするときは、よく外気温を見ながら、子供達に運動するようにということで、お互い共通理解をしているところです。そして、その前に、また水分補給も含めて、まずはそういう予防を、今、進めながら、もしそうなった場合、熱中症で子供たちが運ばれているというのは、昨年度、見る限りでは発生はしておりませんが、今後、起こる可能性も含めて、まず子供たちの指導、それから、今、原則的には保健室で対応していますが、なるべく、そういったような対応ができるように、今後も検討していく必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

歳出の6ページ、2、1、16の8報償費、徳之島町施策等効果検証委員会、これは当初でも23万6,000円予算があったと思いますけど、増えた理由。

20の扶助費、DV被害者保護費、これはどのようなことをするのか。

7ページ、2、1、30庁舎建設検討委託料、ボーリング調査委託料、これは先ほど、隅が4カ所、真ん中1カ所ということですけど、大体、大きさは決まっているんでしょうか。縦、横、何メートルか。

12ページ、6、1、24の9普通旅費51万。その内訳。

16ページ、11、2の19負担金補助及び補助金96万5,000円、特色のある学習支援事業補助金、どのような内容か。これも当初で100万ほど組んでいるみたいですけど。

17ページ、11、12の9旅費。どのような内容か。委託料120万、どのような内容か。

それに、全般的に総務の人件費の給料の件で、500万とか400万とか大きな減がありますけど、移動によって、それは変わったと思いますけど、余りにも金額が大きいいんじゃないかと思いますが、その理由。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

歳出12ページ、目24農地費の旅費ですが、今、耕地課のほうで進めております井之川地区の畑総の新規事業の同意徴収に係る出張費となります。一応、関西地区、九州地区を予定しております。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

ボーリング調査における新庁舎の面積でございますけれども、調査から出しましたのは、縦が22メートル、横が42メートルでございます。その4階の計画で、今、上がってきているところでございます。

それから、人件費等の増減ですけれども、これにつきましては、人事異動に伴う増減、それから昇格等、あるいは共済費の掛け率の変更と、これに伴うものでございます。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

6ページ、款2、項1、16企画費の徳之島町施策等効果検証委員会でございますけれども、現在、この効果検証委員会で、今まで地方創生絡みの事業につきまして検証を進めてまいりました。今年度も同じく検証いたします。かつ、この計画が27年から31年度、ことしで終了でございます。また、32年度から新しい計画を立てるために、以前は外部へ発注していたんですが、

この効果検証委員の皆様へ協力、計画していただいたほうが非常に有効じゃないかということで、これを3回ほど追加をしたところでございます。

それから、次の同じく20の扶助費のDVですけれども、ドメスティックバイオレンスということで、皆様も聞いたことがあると思いますけれども、これにつきましては、そういった被害に遭われた方の避難に要する経費、例えば宿泊費だったり、交通費だったり、島内での費用を充てるために計上いたしております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

それではお答えします。

16ページの款10、1、2の19の負担金、特色ある学習支援事業補助金なんですけど、96万5,000円。これは、教師からの学習の方法などのアイデアを事業化したものでありまして、母間小、花徳小、手々小で今年度は実施いたします。内容としましては、タブレット、プログラミング用ロボットの導入で165万円、あと学習支援ソフトの利用料で31万5,000円の不足分の96万5,000円を計上してあります。

次のページの17ページの10、1、12の9旅費なんですけど、これは中学生国際交流事業で、徳之島からアメリカ合衆国のオレゴン州アシュランドまでの中学生2名と引率者の先生1名の旅費と、東京から同じようにアメリカ合衆国のオレゴン州アシュランドまでの授業コーディネーター1人分の旅費であります。

続きまして、同じ款項目の13の委託料なんですけど、これはホームステイでかかるホストファミリーの費用とか、講師の費用とか、教室使用料等を計上した費用であります。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

庁舎建設関係なんですけど、22メートルの42メートルということなんですけど、前の計画では1回がピロティで、2階、3階が事務室ということで計画をしていましたけど、4階建てに変わった理由、それと4階にした場合、基礎の部分とか階段部分とか、いろいろロスが出てくると思います。全体的な金額は16億。そしてスロープを持っていった場合も、スロープ分は金額が上がるわけですよね。16億でおさまるか。

16ページの10、1、19の補助金、これはどこに補助金を出すわけでしょうか。役場が買ってやるんじゃないくて、補助金という制度、どのような形で補助金を出すのか。そして、タブレットとか、いろいろ買った分は、それは町の備品になるのか、また、個人の持ち物になるのか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

先ほど42メートル掛ける22メートルということで申し上げましたけれども、4階というのは、当初の計画の段階から、もう既に4階でございました。ただし、検討委員会を重ねるごとに、新庁舎の奄美市あるいは和泊町を視察をしたときに、1階は全てがピロティ方式がいいんじゃないかなという委員の意見がございまして、この当初は、あくまでも、これは一番最初の計画段階でございまして、今、検討委員会の中で検討されながら、あるいは、1階を全てピロティにして5階のほうがいいんじゃないかなとか、その構想と中身についての、そこを今、議論しているところでございます。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

16ページの特色ある学習支援事業の補助金なんですけど、これは一応、学校のほうから先生のほうで補助金申請をしてもらって、その実績に対して補助金を交付します。あと、買ったタブレットとかの備品なんですけど、それはもう学校のほうに備品としてそのまま管理してもらってます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

庁舎建設の件なんですけど、基本計画では3階になっていますよね。1階がピロティで、2階、3階が事務所ということで。余りにも計画がころころ変わるわけです。初めは、1階はピロティで、2階、3階が事務室。それから、1階に事務室を置いてと、基本計画だったら、そういう基本計画なんですよね。そして、また4階建てに変える。22メートルの44メートル、大体、どのような事務室の配置をするわけですか。現在が11メートルで片側に廊下、片側に事務室ですよね。もし、22メートルになった場合、事務室は、奄美市みたいな感じで、真ん中に廊下が通って、両方に事務室を置く。現在の事務室をそのまま置きかえた場合は、廊下が2メートルなんです。奄美市の場合は、あれは4メートルぐらいあったんです。22メートルで基本計画にあるような、ああいう立派な庁舎ができますか。お伺います。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

初めに、検討委員会がスタートしたときには、1階に住民生活課とか、窓口も置くという、そういう構想でございましたけれども、先ほど申し上げたとおり、奄美市等と視察をした中で、やはり全てがピロティ方式がいいということになっております。

それから、今、議員がおっしゃるように、じゃあ中身がどうかということにつきましては、

あくまでも基本計画の検討委員会の中で各課の配置とか、こうがいい、ああがいいということではなくて、位置の決定をして、その構想を基本計画の中で、それぞれの課の面積、スペース等についての、これぐらいがいいんじゃないかという、そういう数字を出した上で、その基本計画をもとに、プロポーザルをするわけですけれども、そのプロポーザルをした中で、設計の共同企業体等になりますか、そこがしっかりとした建物の案を出してきます。それは幾つかプロポーザルが出てくるとは思いますけど、その中で徳之島町の新庁舎に合った、一番これがいいというのを審査員の中で決めていただくと、そういう手順になりますので、検討委員会が、ここはどこ、ここはどこというような決定をするということではございませんので、そこを御理解していただきたいと思います。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○9番（幸 千恵子君）

私は、今年度の一般会計当初予算で、新庁舎建設の関係についてのみ反対するために反対をいたしました。このボーリング調査についても反対いたします。住民の意見を十分くんでいませんし、議論は尽くされていません。そして、この目的としている起債を使うためだけに、急いで進め過ぎているという感が強いです。これが将来にどういう過去を残すかと考えると、私は不安でなりません。この新庁舎建設の進め方が、余りにもスピード違反な進め方をしていると判断し、庁舎建設には反対するものではありませんが、この時期に、ここのボーリング調査まで決定するということの時期尚早さについて反対し、この補正に反対いたします。

○議長（池山富良君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番（是枝孝太郎君）

粛々と計画が進行中であります。今の段階で、どういうふうに進むのか、まだはっきりとした方向性が見出せないことにおいて、このボーリング調査は必ず、将来的にもしなければならぬ状況だと私は確信しております。ここに建つのか、またはどこかに建つのかは、またこれからの審議になっていくはずですので、将来、どういうふうにして、ここにもものを建てるかというのは、今、地籍調査した上で、将来使われる材料として確信しております。この一般会計において、私は全てにおいて賛成をしたいと思っております。

○議長（池山富良君）

次に、反対者の発言を許します。

○6番（勇元勝雄君）

先ほど総務課長が言いましたけど、ボーリングも、建物の大きさが決まらなければ、四隅がわからないんです。建物も一番の問題は、津波想定区域内。そして、起債の許可がおりるか、おりないか、現状ではわからないわけですよね。条件はクリアできるか、できないか。県のほうにも四、五回行って、そういう話もしました。徳之島町の場合、津波想定区域内にあって、現地建てかえができるか。

この間も、開発センターも行って、恐らく開発センターというのも、あれは県の外郭団体なんですよね。県の外郭団体が町を指導すべきではないかという話をしたら、私たちは仕事を受けている立場で、そういうことは言えません。そういう話でした。それもおかしいと思うんです。県の外郭団体、あそこの理事長は県からの天下りなんですよね。現在のような状態で、アンケートで10%歩いてくる人がいるから、それも看過できないという話もありました。

しかし、津波対策で高台に移転すべきだという意見も139名の幸議員の調査によって明らかになっています。そういう点も考慮すべきであって、津波想定区域内に庁舎をつくる、防災拠点、避難場所は、実はその4階建てで私は十分だと思うんです。この間、町長の答弁でも、透析どうのこうのと言っていましたけど、透析の機械が役場に持ってこれるわけがないんです。官上さんは4階建てのサザンコート、そういう立派な施設があります。恐らく、あれは耐震基準に合致していると思うんです。現在でも1メートルちょっとぐらいのかさ上げをしています。そして、1階は事務所関係でおさまっています。3、4、5が収容施設となっていますけど、ただ、起債の条件がいいから現地建てかえ、そういう安易な発想で町民の生命、財産を守る立場の役場が、庁舎建設をする。

先ほど総務課長が言いました。22メートルの44メートル、ある程度の基本計画で、そこまでするのが、大体の大きさを決めるのが当たり前じゃないですか。階が上がるごとに階段の面積、また、基礎の杭の長さ、いろいろ変わってきて、金額も上がると思うんです。そういう点を考えて、この庁舎建設のボーリング費用に対して私は反対いたします。

○議長（池山富良君）

ほかに討論はありませんか。

○4番（富田良一君）

検討委員会で現地建てかえというのが決まっておりますので、これはすべきだと私は思っております。した結果で、また考えればいいことで、もう現地建てかえというのは決まっておりますので、一応、調査はすべきだと思っております。賛成です。

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから議案第35号、令和元年度一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第36号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第11、議案第36号、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第36号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億627万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,711万円とするものであります。

歳入は、町債5,400万円、国庫支出金5,000万円、繰入金227万9,000円の増額であります。

歳出は、施設整備費1億円、総務費627万9,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

歳出4ページ、一番下の工事請負費9,090万円の内訳の説明を求めます。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

この工事の請負契約については、前の議会の当初予算で説明したとおり、県のほうから補助金の増額の要望の聞き取りがあったため、それに対して町として1億の要望を追加して、補助金としてもらうためにしたもので、今回、金見、花徳、轟木、山、大原という地区において、水道のステンレスタンクや導水管、配水管等の工事に充てるために工事費として計上してあります。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

水道管の老朽化が進んでいるということは聞いておりますが、今、言われました地域以外にも必要な箇所は、まだ残っているのか。この金額で全体的なことができるのか。お尋ねします。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

この地域以外にも老朽箇所は多数発生をしております。この金額で、まだまだ足りない金額であります。来年度に上水道と簡易水道が統合することにより、この事業自体が、もう31年度で終了してしまいます。今回、追加要望を県のほうが受けていただいたおかげで、約2億の補助金で工事は行うんですけど、その後は、また上水道として独自採算の水道料をもとに工事をしていかなければいけないんですが、それに対しても、やはり一般会計からの繰出しとか、また、起債の借り上げとかいうことで、早急な対応をしていかなければいけない場所は、順次、計画的に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

同じく歳出、2の1の2、ことしの分で、配水管の耐震化は、大体、何%ぐらい確保できているのでしょうか。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

一応、簡易水道につきましては、配水管のほうは、今、手元に数字がないんですが、半分程度いっているかなと思いますけど、徳之島町は主に上水道を更新してまいりました。その分、配水管のほうには回っていないんですが、その分についても、今後は配水管のほうも取りかえていかなきゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

恐らく、この分で起債の償還が1億ぐらいになるとは思いますけど、上水道と統合した場合、水道料金の値上げは考えているか、お伺いいたします。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

平成29年度に水道料金の値上げを行ったところですが、また、運営委員会等を開催して、32年、来年度には水道の料金の見直しを考えなきゃいけない時期に来るのではないかというふう

に考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

これはお願いとして聞いてもらいたいと思います。浄水場が全部自動化になりました。今までは緩速ろ過で砂を出したり、いろいろ手間がかかりました。町民に負担をかける前に、経費を節約して、将来的には必ず水道料金を上げなければ運営できないような状態になると思います。今後も経費節減を一生懸命やるようにお願いします。これはお願いです。

○議長（池山富良君）

要望でいいですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します4時15分から再開します。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第12 議案第37号 令和元年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第12、議案第37号、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第37号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億442万7,000円とするものであります。

歳入は、県支出金7万5,000円の増額であります。

歳出は、保健事業費7万5,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○15番（住田克幸君）

この国保会計についてなんですけど、去年から鹿児島県全域になったと思うんですけど、今、1年たって、このことによるメリットとデメリット、各市町村において、ものすごくメリットがあるところと、それからデメリットが多いところ。また、もう一つ、徳之島町がどっちのほうなのか、お伺いいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

徳之島町は、メリットがあったほうでございます。というのは、ちょっと前から勇元議員さんからもありましたけど、繰入金で1億近く、毎年あったんですけど、それがしないでもいいということでもあります。基金が少しあったので、それを活用はしておりますが、それでも少ない金額で、29年度、30年度は行えております。

デメリットの市町村については、以前から借金と申しますか、繰り上げ需要と申しますか、例えば代表としまして、鹿児島市などはデメリットがあったと思います。どういうデメリットかといいますと、税金を国保税を上げて借金を減らさないというふうになっておりますので、国保税を結構な額で上げていると思います。奄美全体といたしましては、メリットがあった市町村のほうが多かったと思います。

以上でございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（住田克幸君）

今、メリットのほうが多いという話が出たんですけど、徳之島町の国保についても、毎年、赤字だったわけですね。徴収率も89%でしたか、徴収率が悪いと。近々、増税しなくちゃや

っていけないんじゃないかと、そういう話も聞こえたりもしましたが、そういう話もなく、今現在、そういうぐあいに推移しているということですか。もう少し詳しくお願いいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

県単位の仕組みになりまして、まず、毎年なんですけど、1月末に納付金という各市町村に、あなたの市町村はこれだけ支払いなさいという金額がまいります。これは、県全体の医療費から、その市町村の所得、人口とか、医療費水準とか、いろんなのを勘案して納付金というのが定められるわけですが、徳之島町においては、その納付金が考えていた金額より少なかったということで、一般会計から持ち出ししなくても、29年度、30年度においてはできたということですので、国からそれだけのお金が県のほうに入って配分されているということになると思います。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

今、大まかでは芝課長が答弁したとおりですが、実は、これ、住田議員が、恐らく心配されていると思うんですが、実際に国保会計で今の保険税で、とんとんで、一般会計繰り入れなしでできているのかといたら、できていないわけですね。県が出しているわけです。それがいつまで続くかということが、恐らく、ここ数年は続くでしょうが、今後、懸念されるのは、我々が県全体で保険税を一律化するとすると、高いところに合わせざるを得ない。そこで初めてデメリットが出てくるのではないかなというふうに心配しているところですので、ここ数年後は、非常に国や県に対して大きな要望と、そして皆様の力をおかりする機会があるやもしれませんので、ぜひ御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

町長が、今、おっしゃられたとおりであります。県単位になったということは、県下同じ保険料に、いずれはしなければいけません。そうなったときは、どこの水準で統一化するかは、まだ将来的な話になりますが、そうなったときは、その保険税に着手しなければいけないし、また、基金が枯渇したときは、一般会計から繰り入れできませんので、保険税を上げるという話をしなければいけなくなると思います。

以上でございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（住田克幸君）

先に町長が答弁をされたので、もう少し詳しく話をしたいと思っておりますけど、例えば、県の管轄になるまでは、徳之島町の場合は国保に対する持ち出しも多くて、それから、国、県のほうからペナルティーも来て、徴収率も悪いという話で、大変な時代だったんです。

去年、おとしから県が一括してやる話になった後は、徳之島町としてみたら、保険税は上げずによくなって、大分、いいのかなという感覚でいらっしゃると思うんですけど、これが何年続くかわからないんですよね。例えば、国がここまでできないという話になれば、当然、町長がおっしゃったとおり、どこかの基準で国保税の設定というか、算定おしまいになるんです。そのときに、徳之島町が幾ら値上げになるのか。例えば、今、鹿児島県の市のほうに合わせる、人口的、総体的に言えば市のほうに合わせるというのが当然かもしれません。市のほうに合わせるとしたら、どれぐらいの税のもち上げというか、加算、1,000円ぐらいのアップになるのか、2,000円ぐらいのアップになるのか、どれぐらいのアップになるのか。そういうのをどれぐらいを予定しているのか。また、そのために、今後、どのような対策をとっていきべきだと考えているのか。また、対策をとっていくのか。詳しくお願いいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

今、制度が変わってからも、ことしも、去年もそうですけど、年に各部門、事務効率化部会とか、医療費部会、もう一つ部会があって、それぞれ市町村に振り分けられておりますが、その検討会で年間4回ありますが、水準に向けてどうしようかという話し合いが、現在なされております。その統一に向ける前には、医療費の適正化ということで、省けるものを省く、簡素化できるものを簡素化するということで、県全体で少しでも医療費の伸びを鈍化させようという話し合いを、統一になるまで話し合いがあると思います。そして、それは担当者会ですが、課長会も年に3回、その件について会がございまして、そこでいろいろもんで、今、進めているところでございます。

幾らぐらい上がるかというのが、前年度の県全体の医療費が徳之島町に割り当てられる納付金という県に払うお金です。そこに前年比の県全体の医療費が分けられて納付金という形で請求されますので、その納付金がどれだけになるかが、ちょっとわかりづらいところはあります。保険者数も、かなり人口減とともに減っておりますので、はっきりとした金額がわかりづらいものがあります。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

徳之島町の場合、県下で何番目ぐらいの保険税なんでしょうか。低いほうだったら、恐らく県全体で考えて、とんとんになるような保険税をとらなきゃいけないわけですよね。もし、高いほうでしたら、また下がる可能性もあるし、低いほうだったら上がる可能性がありますよね。大体、何番目ぐらいの保険税の順位でしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

確か、所得水準、医療費水準からして計算されて、下から三、四番目ぐらいの国保税の金額だったと思います。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

大まかな私どもの考え方を聞いてもらいたいんですが、県全体で1人頭の医療費は、鹿児島市とか非常に高いわけです。実は、奄美の12市町村は、1人頭の医療費が非常に低いわけです。それを実際に、とんとんで、国がどこまで一般会計の繰り入れを県が認めるかどうかなんですが、恐らく、徳之島町が1億5,000万繰り入れをしてでも、保険税を安くしようというところまでは絶対に行かないと私は踏んでいるんです。だからこそ、国や県に物を言うために、国や県の医療費の抑え方に倣っているわけです。だから、ほかの市町村については、我々は絶対に言えると、医療費の抑制に我々は努めているんだというところから、保険税の交渉ごとには当たっていききたいというふうに思いますし、緩和措置は、恐らく私は5年と見ていますので、5年後ぐらいには、恐らく保険税をどうするかというのは真剣に決めなきゃいけない時代が来ますから、そこへ向けて、今、徳之島町はしっかりと国や県に物申す自治体でありたいということでもあります。

○6番（勇元勝雄君）

町長が今、言いましたように、国や県に物申すのが市町村の長の役目だと思います。物を言うためには、医療費の抑制、また、徴収率を上げなければ物が言えないわけですよね。現在、徳之島町、収納対策課がありますけど、収納対策課、これは前からお願いしていますけど、収納対策課だけに任せるんじゃなくて、職員一丸となって、税金、国保税、いろいろ役場が収納しなければいけない金に対しては、収納対策課は7名か8名ですかね。それだけの職員でなかなか手が回らないと思うんです。それをするために、職員全部が一丸となって、徴収率を上げるように頑張ってもらいたいと思います。これは要望です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（是枝孝太郎君）

平成30年までは約1億2,000万から1億5,000万の繰り入れが一般会計からあったと思いますが、平成21年ごろに国保税が上がったきり、今の状況、国保税は上がっていません。約7年から8年。今後、国保税が上がる予定を考えておられるのか。どういうふうにしたら、私たち住民に負担のかけない国保税のあり方でいられるのかというのを、町当局はどういうふう考えているか教えてください。

○町長（高岡秀規君）

今現在、よく質問に出ました医療費の無料化等々がございます。ほかの市町村はやっています。そこは医療費が抑えられているのかどうか。徳之島町は、しっかりと国や県のもので所得の低い者については、しっかりと対策しますが、ある程度の負担というものを求めているわけです。じゃあ、その保険税を決めるに当たっては、医療の制度、サービスは平等にしないといけません。だから、どこに合わすかなんです。私は、徳之島町はしっかりと国や県にものを与える立場にあるというところで、保険税の抑制に、さらに努力が必要だなというように考えております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第38号 令和元年度介護保険事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第13、議案第38号、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第38号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,632万5,000円とするものであります。

歳入は、国庫支出金20万4,000円、繰入金19万8,000円、支払基金交付金2万7,000円、県支出金2万1,000円の増額であります。

歳出は、総務費35万5,000円、地域支援事業費15万2,000円の増額、予備費5万7,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○15番（住田克幸君）

介護保険について、総体的なことをお伺いいたしますが、この保険、各年度で未収金が出るんですよね。その未収金に対する罰則規定があるわけですね。2年すると時効になって、時効になった分については、介護保険を受けるときに上限を設けると、確か、そんな感覚だったような気がいたします。その範囲に入る人っていうのは、徳之島町でどれぐらいいるんですか。言葉を変えれば、未収金を出している人、不納欠損を出している人っていうのは、大体、何人で何%ぐらいなんですか。お伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

済みません、ちょっと手元に資料がなくて、後ほど提出させていただきたいと思います。

○15番（住田克幸君）

じゃあ何%ぐらい、どうのこうのという話はしませんけど、介護保険の未済が出て、不納欠損が出た人に対して、保険の給付がパーセンテージで支給できないと。一律で介護度5は1カ月34万か、35万、国からの支給がある。ただ、それについて、支払いしていない人、どうのこうのの人たちに対しては、その上限金額を下回るわけですよね。そうですね。その下回ることについて、どれぐらいの人数だと把握しているんですか。これは、未収金として出ているわけですので、不納欠損としても出ているわけですから、誰かわかる人がいらっしゃるか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

介護保険係のほうが、きょうから休みに入っていて、前担当のほう、調査をしていただいて、後ほど報告させていただきたいと思います。

○15番（住田克幸君）

そこら辺のことは資料として調べて、また提出させていただきたいと思うんですけど、ただ言

えるのは、元気だから払わなかったという人がいらっしゃって、2年間未収金にして、不納欠損になったと。そのときは個人責任というんですか、自分でやったことだから、自分で責任とれっていう話になるんですけど、その人が80ぐらいになって、どうしても介護保険を受けなくちゃいけないと。そのときに介護保険を払っていないときに受けれない。そういうような場合というのも想定されるわけですよ。そのときに、町は、払わないときに、ぜひ払ってくれというように徴収の対策をする必要があったのに、しなかったというように話にならないように、やはり無意味というんですか、2年間ですから、簡単に2年間の不納欠損にさせないような方向性を持つべきだと思うんですけど、そこら辺は課として見たらどう考えるんですか。

ぜひ、そこら辺、課長がそういうような不納欠損になっているのが何人ぐらいいる、何%ぐらいあるんだと、そういうようなこともきちんと把握して、町民に後々不利益にならないような、方向性なんかも示して、払わないやつが悪いんだ、だからもらえるわけないじゃんというように話じゃなくて、極力、あなただって病気になるんだよと。病気になったときに必要な話になるから、今、これぐらいのお金だったら、やはり払っておくべきじゃないかという指導を、あなたの課がやるべきだと思うんです。そこら辺なんかも、資料をきちっとそろえておいて、お仕事をさせていただきたいと思うわけですけど、どうですか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

議員がおっしゃるとおり、それぞれ徴収とかは行っているんですけど、先ほど言われたような感じで、自分は介護にならないとか、そういう形の御返答がありまして、なかなか不納欠損になっている部分が多いと思います。その中で、やはり負担の割合が高くなりますよと、1割負担なんですけど、支払いがない場合は介護、必要となった場合は3割負担になりますよというお話はして、それでもいいですかという話は、それぞれ徴収の段階でお話しているところなんですけど、そのときはそのときでというようなお話も伺います。今後、こういうことを十分説明をいたして、徴収に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第39号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第14、議案第39号、令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第39号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、繰入金17万5,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用374万6,000円、営業外費用37万円の増額であります。

また、資本的収入におきまして、企業債680万円の減額であります。資本的支出におきましては、建設改良費500万円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○14番（大沢章宏君）

先ほど、簡易水道で、金見、手々、花徳の配水管敷設がえ、予算組んでいますけれども、多分、亀津地区で漏水とか結構多いと思うんです。その中で、漏水検査は役場職員がしているのか、都会から業者を頼んでいるのか。その1点でいいです。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

漏水調査については、鹿児島の方に委託をお願いしているところです。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（大沢章宏君）

一応、漏水というのは、ずっと水道管の課題だと思いますので、若い職員が結構いますので、ぜひ役場の中で、また、長い目で育てて、これだけの古い水道管だといろいろ大変だと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、これは報告というんですか、先日、社会人野球があつて、徳之島町役場チームが何対何かで勝っていたみたいです。それで、一応、亀津のどこかで水道管が破裂したと。勝っている試合を放棄して、役場職員が、その応援に全員で行ったということで聞きましたので、予算とは関係ないんですけど、また頑張ってもらおうようお願いします。

以上です。

○議長（池山富良君）

大沢議員、答弁もらいますか。

○14番（大沢章宏君）

いいです。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（是枝孝太郎君）

簡易水道に関しては、国の補助金制度等があるんですけども、上水道に関しての今後の対応、町独自では全国的になかなか無理だと思いますけれども、どういうふうな上水道に対する補助金が国の政策の中にあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

大沢議員が言われるように、上水道に対しての補助金は非常に少ないです。しかしながら、まだ3分の1の補助とか、そういったのが、ある程度、残っていることは確かにあります。原水の開発であったりとか、その条件が少し厳しいのもありますが、そういったのを3町の研修会で拾い上げて、そういったのを組み込んで、なるべく負担のかからない建設工事ができるように努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（是枝孝太郎君）

3町広域化に関する提言がなされていますけれども、それは粛々と進めていきながら、よりよい水道事業に携わっていただきたいと思います。なるべく補助金制度が利用できるんだと、

その方向で考えていただきたいと思います。

○水道課長（清瀬博之君）

わかりました。補助金を探して、なるべく一般財源に依存しないような形で勤めていきたいというふうに考えます。ありがとうございます。

○6番（勇元勝雄君）

簡水は全部浄水場、急速ろ過に変わりました。あと残っているのは、亀徳がことし済んで、亀津だけだと思いますけど、亀津のほうは大体、何年ごろを予定しているのでしょうか。お伺いいたします。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

今、勇元議員が言われたように、簡易水道事業は、ほぼ全て急速ろ過に変わりましたが、今現在、亀津浄水場が緩速ろ過で、今、砂出しとかやっている状態ですが、私ども水道課で今、考えているのが、まず、水源開発を行っていかうと。そして、今ある場所につきましても、また、町長、当局と検討しないといけない部分もあります。民家が大分、上のほうに上がっていますので、そういったことを考えると、浄水場も上のほうに持っていかないと、水が行き渡らないんじゃないかというふうな懸念もあります。そういったことを、また町長を初め、当局とも相談しながら、早い段階で建設できるように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 報告第1号 繰越明許費について

○議長（池山富良君）

日程第15、報告第1号、繰越明許費について報告を求めます。

○総務課長（東 弘明君）

繰越明許費の報告。報告第1号、繰越明許費について御報告いたします。

繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり議会に報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます平成30年度徳之島町繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。一般会計、総務費、総務管理費、民泊整備モデル事業費、翌年度繰越額469万8,000円、井之川集落に整備する民泊施設改修のための委託料、工事請負費等でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、社会資本整備道路事業費、翌年度繰越額2億1,817万2,040円、亀津19号線、亀津共木屋線など、社会資本整備道路事業に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、土木費、河川費、県単急傾斜地崩壊対策事業費、翌年度繰越額900万円、井之川地区の県単急傾斜地崩壊対策事業に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、都市計画費、総合運動公園改修事業費、翌年度繰越額4,735万円、総合運動公園野球場改修にかかる委託料、工事請負費でございます。

次に、土木費、住宅費、花徳団地建設事業費、翌年度繰越額9,052万6,000円、花徳団地建設に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年度発生公共土木施設災害復旧事業費、翌年度繰越額8,623万円、台風24号災害復旧事業等に係る工事請負費でございます。

次に、公共下水道事業特別会計、公共下水道事業、翌年度繰越額1億5,717万2,520円、し尿浄化槽汚泥受け入れ施設に係る工事請負費等でございます。

以上、一般会計6件、特別会計1件、計7件でございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

ほとんどが当初予算で予算をとっています。花徳団地住宅は、これは、もう補正で上がってきているものですが、質問ではなくて、要望だけでいいですか。業者のほうの仕事がないとあって、非常に、今、難儀をしている状態なんです。当初で予算をとってあるのに、年度内に発注ができない。道路橋梁費にしても、3億のうち2億1,800万。そのうち入札をしている分

もあると思いますけど、発注は遅いです。下水道のほうも、当初予算で取り上げていますが、なるべく早く仕事を発注して、業者が潤うような発注の仕方をしてもらいたいと思います。これは要望です。

○議長（池山富良君）

要望でいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号については終わります。

△ 日程第16 陳情第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る陳情書採択の要請について

○議長（池山富良君）

日程第16、陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る陳情書採択の要請についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（行沢弘栄君）

ただいま議題となりました陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2020年度政府予算に係る陳情書採択の要請について、総務文教厚生常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月5日の本会議散会后、委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の調整など、対応に苦慮する状況となっている。教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのためにも教職員定数改善が欠かせません。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては、2学年の子供が一つの教室で学ぶ複式学級が多く、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えないとして、複式学級の解消を求めています。

さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は、2分の1から3分の

1に引き下げられ、幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置も行われております。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、こうした観点から、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、2020年度政府予算編成において地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう措置を講ずることなどを国の関係機関へ意見書の提出をしていただきたいというものであります。

当委員会としては、昨年も同趣旨の内容の陳情があり、当町議会として意見書の提出をしていることから、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから陳情第8号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る陳情書採択の要請についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第17 発議第1号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書

○議長（池山富良君）

日程第17、発議第1号、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学

級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめ延長します。

○総務文教厚生常任委員長（行沢弘栄君）

ただいま議題となりました発議第1号、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書を説明いたします。

先ほど採択していただきました陳情第8号に関する意見書の提出であります。

皆様に配付してあります意見書の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書を採択します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（池山富良君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回徳之島町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 5時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 池山富良

徳之島町議会議員 植木厚吉

徳之島町議会議員 大沢章宏

